

佐那河内村地域防災計画

(第1編 総則・一般災害対策編)

令和3年7月
佐那河内村防災会議

目 次

第1章	総則	
第1節	目的	1
第2節	計画の構成	2
第3節	計画の作成	3
第4節	計画の修正	4
第5節	計画の習熟等	5
第6節	関係防災機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	6
第7節	村の概要	10
第2章	災害予防計画	
第1節	水害予防計画	1
第2節	風害予防計画	2
第3節	浸水予防計画	3
第4節	地盤災害等予防計画	4
第5節	建築物災害予防計画	11
第6節	雪害予防計画	12
第7節	気象業務整備計画	14
第8節	防災知識の普及・啓発に関する計画	17
第9節	防災訓練計画	23
第10節	緊急輸送路の確保整備計画	25
第11節	自主防災組織の育成に関する計画	26
第12節	ボランティア受入体制の整備及び運用に関する計画	29
第13節	企業防災の促進に関する計画	31
第14節	避難行動要支援者対策計画	32
第15節	広域応援計画	38
第16節	防災施設等整備計画	39
第17節	孤立化対策計画	41
第18節	業務継続計画	42
第3章	災害応急対策計画	
第1節	活動態勢計画	1
第2節	配備体制及び職員の配置計画	9
第3節	防災関係機関応援計画	12
第4節	情報通信計画	16
第5節	災害情報の収集・報告計画	21
第6節	災害広報計画	29
第7節	災害救助法適用計画	31
第8節	自衛隊災害派遣要請計画	34
第9節	水防計画	38
第10節	避難計画	44
第11節	救助計画	54
第12節	消防防災ヘリコプターの活用計画	56
第13節	医療及び助産計画	58
第14節	死体の捜索及び埋葬計画	62
第15節	障害物の除去計画	65
第16節	労務供給計画	66
第17節	給水計画	69
第18節	食糧供給計画	71

第19節	液化石油ガスの供給等	73
第20節	生活必需品等供給計画	74
第21節	防疫計画	77
第22節	保健計画	79
第23節	食品衛生計画	80
第24節	廃棄物の処理計画	81
第25節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	82
第26節	義援金品配分計画	85
第27節	ボランティア団体等支援計画	87
第28節	動物救済対策	88
第29節	避難行動要支援者応急対策計画	89
第30節	緊急輸送計画	91
第31節	交通応急対策計画	99
第32節	文教対策計画	101
第33節	電力施設災害応急対策計画	105
第34節	通信設備の応急対策計画	106
第35節	危険物品の保安計画	108
第36節	消防計画	109
第4章	災害復旧計画	
第1節	復旧・復興の基本方針	1
第2節	公共施設災害復旧事業計画	2
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	3
第4節	被災者の生活再建等の支援	5
第5節	計画的復興	7
第5章	道路災害対策計画	
第1節	災害予防	1
第2節	災害応急対策	4
第3節	災害復旧	7
第6章	危険物等災害対策計画	
第1節	災害予防	1
第2節	災害応急対策	4
第3節	災害復旧	7
第7章	大規模な火事災害対策計画	
第1節	災害予防	1
第2節	災害応急対策	4
第3節	災害復旧・復興	7
第8章	林野火災対策計画	
第1節	災害予防	1
第2節	災害応急対策	3
第3節	災害復旧	6

第1編

第1章 総則

第 1 章 総則

第 1 節 目的

佐那河内村防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、佐那河内村の地域（以下「村域」という。）並びに佐那河内村（以下「村」という。）の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項について定め防災の万全を期し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するものとする。

- 1 村及び村域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処置すべき事務又は業務、並びに住民等の責務の大綱
- 2 村の防災に関する組織、訓練計画
- 3 物資及び施設等を活用して災害を未然に防止するための災害予防計画
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害を防ぎよし、応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための災害応急対策計画
- 5 災害発生後被災した各施設の改良、復旧及び民生安定、社会経済の回復等を行うための災害復旧計画

第2節 計画の構成

防災計画は、「総則・一般災害対策編」、「地震災害対策編」及び「資料編」により構成される。

この内地震災害対策編は、村内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策を定めるものであり、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編に定めるところによるものとする。

第3節 計画の作成

防災計画は、村の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、佐那河内村内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討し、これを基礎資料として作成するものとする。

注解：本計画における「村役場」、「村庁舎」とは、徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1の佐那河内村役場庁舎を指す。ただし、下字西ノハナに建設予定の新庁舎が完成し供用を開始した時より、新庁舎を指すものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは、速やかに修正するものとする。

第5節 計画の習熟等

本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、村職員、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。特に必要と認める事項については、広く住民にも周知を図るものとする。

第 6 節 関係防災機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

防災機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐那河内村	<p>村は、県に準じた次の対策を樹立し、災害に対処するものであるが、災害救助法発令後は、知事の補助機関として災害救助にあたるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 村防災会議に関する事務 2 防災組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 5 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 6 村内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 7 住民等に対する災害広報 8 警報の伝達並びに避難の指示 9 消防、水防その他の応急措置 10 被災者の救難、救助、その他の保護 11 災害を受けた児童、生徒の応急の教育 12 食糧、医薬品、その他の物資の確保 13 施設及び設備の応急の復旧 14 清掃、防疫その他の保健衛生 15 緊急輸送等の確保 16 災害復旧の実施 17 村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導 18 ボランティアに関する事項 19 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置
徳島県	<p>県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに市町村に対し必要な指示勧告を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議に関する事務 2 防災組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 5 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 6 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 7 住民等に対する災害広報 8 警報の伝達並びに避難の指示 9 消防、水防その他の応急措置 10 被災者の救難、救助、その他の保護 11 災害を受けた児童、生徒の応急の教育 12 食糧、医薬品、その他の物資の確保 13 施設及び設備の応急の復旧 14 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 15 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 16 緊急輸送等の確保 17 災害復旧の実施 18 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項 19 ボランティアに関する事項 20 公共的団体及び住民防災組織の育成指導 21 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置
徳島中央警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 民心に不安を生ずるような大規模な災害に関わる警察運営 2 警察通信施設の維持管理その他警察通信

		3 警察行政の調整
指定地方行政機関	四国総合通信局	1 電気通信の統制管理 2 電気通信の確保及び非常通信の運用管理 3 防災相互通信用無線局の整備育成 4 徳島県非常通信協議会の育成指導
	徳島労働局	1 工場、事業場における労働災害の防止 2 被災者に対する早期再就職のあっ旋等 3 雇用保険の失業及び労災保険給付等
	徳島地域センター	1 応急食糧の引き渡し
	四国地方整備局 徳島河川国道事務所	1 公共土木施設の整備と防災管理 2 被災公共土木施設の復旧（直轄区域）
	四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）	1 陸上輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上における緊急輸送の確保 3 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
	徳島地方气象台	1 気象・洪水・高潮・波浪に関する注意報、警報、情報の発表及び伝達 2 気象観測の実施及び観測施設に関すること 3 気象知識の普及及び関係機関の計画等への助言 4 災害発生時の各種情報提供 5 県からの派遣要請等があった場合、職員の派遣及び防災情報の解説
	中国四国防衛局	1 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
指定公共機関	郵政事業(株)四国支社	郵便業務の確保を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策を実施する。 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分 5 本村との間に交わした協定に関すること。
	郵便局(株)四国支社	1 郵便局の窓口業務の維持
	西日本電信電話(株)徳島支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国支社徳島支店	1 電気通信施設の整備 2 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
	日本赤十字社徳島県支部	1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整 3 義援金品の募集配分 4 ボランティア活動体制の整備
	日本放送協会徳島放送局	1 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2 社会事業団体等による義援金品の募集協力
	日本通運(株)徳	1 貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力

	島支店	
	四国電力(株)徳島支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の防災管理 2 電力供給 3 被害施設の応急対策及び災害復旧
	KDDI(株)四国総支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備 2 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
指定地方公共機関	四国放送(株)、(一社)徳島新聞社、(株)エフエム徳島	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及 2 社会事業団体等による義援金品の募集協力
	(一社)徳島県バス協会 (一社)徳島県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力
	土地改良区等	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業用施設の整備及び管理 2 たん水の防排除施設の整備及び活動 3 地震発生後の農業用ダム・農業用ため池の緊急点検
	(一社)徳島県医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施
	(一社)徳島県エルピーガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動体制の整備 2 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
	(公社)徳島県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護の実施 2 避難所における避難者の健康対策
	(一社)徳島県日本助産師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施 2 避難所における避難者の健康対策
	その他	水防管理団体
社会福祉法人佐那河内村社会福祉協議会		<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動体制の整備 2 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
徳島西医師会		<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施
徳島市農業協同組合佐那河内支所		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係資金及び災害復旧事業資金の融通 2 日用品、雑貨等の生活必需品の調達 3 農薬、肥料、飼料等の確保 4 農作物、家畜等の管理指導及び病虫害の防除 5 避難所施設及び救援物資等の中継拠点としての協力
徳島中央森林組合		<ol style="list-style-type: none"> 1 燃料及び災害復旧用建材確保 2 被災林業者等の貸し付けられる資金融通 3 災害時における貨物自動車による輸送協力 4 災害時における応急対策の協力
村商工共栄会		<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の需給調整 2 被災商工業者の業務の正常な運営

第1編（総則・一般災害対策編） 第1章 総則

	村日赤奉仕団 村婦人会	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 2 災害援助の協力、奉仕団の連絡調整 3 義援金品の募集配分
	村建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物輸送、救助物資及び避難者の輸送協力 2 災害応急対策、輸送道路の応急復旧
	佐那河内運送 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急輸送の確保
自衛隊	陸上自衛隊第1 4旅団及び自衛 隊徳島地方協力 本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 2 県・市町村が実施する防災訓練への協力 3 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） 4 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
	海上自衛隊徳島 教育航空群及び 海上自衛隊第2 4航空隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集 2 主として航空機による人命救助 3 救援物資の空輸 4 その他災害対策

第7節 村の概要

第1 自然的条件

1 位置及び面積

- (1) 村は、徳島市の中心から西南へ約1.6kmの所に位置し、東経は134度27分20秒、北緯33度59分22秒にあり、面積は42.28km²である。
- (2) 北部は名西郡神山町、徳島市、西部は名西郡神山町、南部は勝浦郡勝浦町、上勝町、東部は徳島市に接している。

2 地勢

- (1) 村は、東西9.5km、南北4.5kmの平行四辺形の盆地状で、剣山山脈の東端に位置し、山麓近くには緩慢な傾斜面があり、村の中央を東西に走る丘、中山が南北二溪に分けている。旭ヶ丸（1,019m）に湧水源をもつ園瀬川が東流して、その流域には標高70m付近に小盆地や小平地を形成している。

3 地質

- (1) 村は、西南日本外帯に近い位置を占め、ほとんど全部古生代の地質で、ただ園瀬川沿岸の一部に新生代の地層が少量分布している。
- (2) 北部には最も古い古生代の長変成岩帯があり、園瀬川以南は、塩基性火成岩類が相当広い部分を占め、その南に古生代二畳紀前～後期の秩父累帯の狭い地域がある。
- (3) 長瀬変成岩帯の構造は比較的ゆるやかな褶曲と数多くの断層によって複雑な様相を示している。このような構造は断層が南北の方向をとることが多い。

4 活断層

- (1) 活断層とは、最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層のことを言う。近畿から四国北部を経て熊本南方に至る中央構造線沿いの断層は、日本最長の活断層系をなしており、その長さ・密度ともに大きく、活動度はA（1～10m/1000年オーダー）となっている。陸上で活断層の少ない地域としては、赤石山地－紀伊山地－四国山地－九州山地と連なる西南日本外帯があげられる。
- (2) 村には鮎喰川断層系である宮前断層があり、走向が東北東で長さ7kmの断層である。

5 気候

- (1) 村は、紀伊水道に流入する黒潮の影響を受けて温暖であり、年間平均は気温16.0℃、降水量2,100mm、湿度72.1%、快晴日数92日、曇り210日、雨天日数57日、雪天日数6日である。
- (2) 降雪期間は、12月から3月で、降雪はあまり見られないが、毎年7月から9月には台風が襲来することが多く、西南暖地型気象である。

第2 社会的条件

1 人口

- (1) 村における人口の動態の特徴としては「過疎化」と「高齢化」の2点が挙げられる。
- (2) 過疎化については、次表のとおり昭和25年の国勢調査時5,225人だった人口は、平成26年現在2,615人となっており、急激に減少の一途をたどっている。
- (3) 高齢化についてみると、全国的に高齢者人口比率の高い徳島県の中でも、その比率は高く、地区によっては40%を超える割合を示しているところもある。このような状況の下、農業集落の生産活動をはじめ生活活動、保安活動に支障をきたし、ひいては災害時における地域コミュニティの互助機能の低下なども考慮せざるをえない。
- (4) 各地区における人口比率及び独居老人、在宅寝たきり高齢者の現状は次のとおりである。

《 人口等の推移 》

年別	区別 世帯数	人 口		
		男	女	計
昭和25年	942	2,614	2,611	5,225
35年	925	2,348	2,396	4,744
45年	871	1,926	2,029	3,955
55年	848	1,904	1,924	3,828
平成2年	842	1,701	1,766	3,467
7年	826	1,572	1,673	3,245
12年	826	1,443	1,573	3,016
17年	844	1,344	1,456	2,800
22年	834	1,241	1,347	2,588
27年	793	1,099	1,193	2,292

日本人（平成27年4月1日現在）

常会区分	総世帯数	人 口			65歳以上人口			独居高齢者65歳～	在宅寝たきり高齢者	
		男	女	計	65歳～	80歳～	計			
高樋	一ノ瀬	10	13	13	26	8	4	12	3	0
	尾境	32	55	59	114	25	13	38	2	1
	高樋	16	22	22	44	15	10	25	4	0
	寺谷東	19	25	32	57	14	10	24	0	3
	寺谷さくら	15	15	20	35	14	4	18	4	0
	菅沢	11	11	16	27	5	10	15	1	0
	尾尻	20	23	22	45	14	9	23	7	0
	みまつ北	11	15	13	28	5	7	12	0	0
	中津	22	34	28	62	21	12	33	1	0
	中浦	23	24	22	46	16	6	22	3	0
	日浦	22	30	31	61	19	9	28	2	0
	尾端	19	31	26	57	13	11	24	1	0
	新町	25	34	35	69	22	7	29	2	0
	中辺	22	22	27	49	23	4	27	6	0
	馬越	22	29	30	59	22	6	28	3	0
計	289	383	396	779	236	122	358	39	4	
嵯峨	東山	17	21	26	47	9	11	20	4	0
	丸田東	23	33	31	64	11	12	23	3	0
	丸田西	18	28	33	61	19	7	26	1	0
	中分東	19	28	30	58	21	4	25	1	0
	中分	14	23	20	43	10	8	18	1	0
	中分西	11	13	15	28	8	4	12	0	0
	東内	23	36	39	75	24	4	28	2	1
	宮上	20	29	31	60	18	10	28	4	0
	栗見坂	7	13	9	22	5	5	10	0	0
	嵯峨	20	21	24	45	7	10	17	3	0
	共栄	21	34	37	71	19	10	29	2	0
	みまつ南	3	2	4	6	1	2	3	0	0
計	196	281	299	580	152	87	239	21	1	
宮前	上中辺	27	33	44	77	20	11	31	6	1
	平地日の地	25	32	38	70	22	8	30	7	1
	平地影	28	49	44	93	18	20	38	3	2
	中央	7	8	12	20	5	4	9	1	0
	朝宮	18	18	24	42	13	8	21	2	1
	井開	15	21	25	46	7	9	16	0	0
	北山東	13	22	20	42	9	6	15	0	0
	北山西	14	14	20	34	14	6	20	1	1
	谷	13	28	21	49	7	7	14	0	0
	仁井田東	19	35	33	68	8	12	20	0	0
	仁井田西	14	23	22	45	11	6	17	1	0
	秋城	13	15	19	34	9	7	16	2	1
	玉ノ木谷	8	7	10	17	7	1	8	0	0
	西府能	32	33	40	73	16	16	32	7	0
	東府能	18	18	20	38	12	13	25	6	0
	和協	13	15	16	31	8	10	18	1	1
	下奥野々	8	7	8	15	9	2	11	1	0
	音羽	5	4	8	12	5	3	8	0	0
蝮塚	13	13	13	26	9	11	20	1	0	
中畑	25	35	36	71	18	9	27	3	0	
計	328	430	473	903	227	169	396	42	8	
その他	120	134	131	265	19	20	39	2	0	
合計	933	1,228	1,299	2,527	634	398	1,032	104	13	

※施設入所者等含む。

外国人（平成27年4月1日現在）

常会区分	総世帯数	人 口			65歳以上人口			独居高齢者65歳～	在宅寝たきり高齢者
		男	女	計	65歳～	80歳～	計		
高樋	一ノ瀬			0			0		
	尾境			0			0		
	高樋			0			0		
	寺谷東			0			0		
	寺谷さくら			0			0		
	菅沢			0			0		
	尾尻			0			0		
	みまつ北			0			0		
	中津			0			0		
	中浦			0			0		
	日浦			0			0		
	尾端	1		1	1			0	
	新町			0			0		
	中辺			0			0		
	馬越			0			0		
計	1	0	1	1	0	0	0	0	
嵯峨	東山			0			0		
	丸田東			0			0		
	丸田西			0			0		
	中分東			0			0		
	中分			0			0		
	中分西			0			0		
	東内			0			0		
	宮上			0			0		
	栗見坂			0			0		
	嵯峨			0			0		
	共栄			0			0		
	みまつ南			0			0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
宮前	上中辺			0			0		
	平地日の地			0			0		
	平地影	1		1			0		
	中央			0			0		
	朝宮			0			0		
	井開			0			0		
	北山東			0			0		
	北山西			0			0		
	谷			0			0		
	仁井田東			0			0		
	仁井田西			0			0		
	秋城			0			0		
	玉ノ木谷			0			0		
	西府能			0			0		
	東府能			0			0		
	和協			0			0		
	下奥野々			0			0		
	音羽			0			0		
蝮塚			0			0			
中畑			0			0			
計	1	0	1	1	0	0	0	0	
その他	9	6	4	10			0		
合計	11	6	6	12	0	0	0	0	

2 土地利用

- (1) 総面積42,28km²を有する村の土地利用状況は、その75.3%が森林であり、農地は13.7%、宅地0.8%、その他10.2%となっている。その土地利用特性は、西南部の大川原高原から東北部の低地部へと四周が連担する山脈に沿って森林がある。

また、宅地は中央を貫流する園瀬川とその支流沿いの小平地に主に分布し、山地・丘陵地にも農家が点在している。しかし、社会生活の向上に伴って、よりよい住環境の宅地の確保が必要であり、地すべり等で危険な居住地域は、安全性を確保するための対策が求められる。

3 産業

- (1) 村の産業構造は、昭和初期までは米、麦、養蚕、木炭等が主であったが、昭和30年代からは、みかんブームとなったため、新たに山地開墾が進み、水田への植栽も行われて、柑橘農業を中心とする産業構造の基盤ができた。

その後、昭和40年代に入ると、みかんは生産過剰となり、兼業化する農家が増え、第1次産業就業人口率では昭和40年に72%であったものが、昭和60年には47.5%に落ち込み、産業別純生産額も、昭和50年以降は第1次産業の占める割合が50%を下回り、第2次、第3次産業のウエイトが高まった。

4 交通

- (1) 国道

国道438号が園瀬川沿いに東西に縦貫しており、県都徳島市の中心部から約16km、車で25分という交通立地条件にあり、徳島市より府能地区までは複線化されている。上八万から一ノ瀬区間についてはバイパス化の計画が進んでおり早期の完成がもたれている。

- (2) 県道

主要地方道勝浦佐那河内線と小松島佐那河内線がある。いずれも徳島市・小松島市への重要な路線であり、順次複線化の改良工事が進んでいるが、地すべり地帯が多く難工事である。早期完了が望まれる。

- (3) 村道

主要な村道は大部分舗装ができていますが、所によっては道幅が狭く危険箇所も見受けられるので、交通安全施設の整備を進めることとする。現在馬越線等主要路線が改良工事中である。

- (4) 交通機関

交通機関としては徳島バスの1路線が運行中である。

第3 過去の災害履歴

1 一般災害

(1) 村における過去の主な一般災害としては、次のとおりである。

年月日	災害の種別	被害の概要
M 25. 7. 23	暴風雨 大洪水	台風による豪雨のため、園瀬川が氾濫し、道路・堤防・護岸・井堰の崩壊が村内至る所で起こり、被害162箇所にあつた。
29. 6月上旬 8下旬	早魃	夏、90日以上早天が続き早魃が発生。 田畑の亀裂30町、畑の被害10町。
29. 9. 4	大雨 大洪水	前線の停滞による長雨と台風による豪雨のため、4日～11日の7日間の雨量が760mmとなる。
32. 9. 4 ～ 8	暴風雨 大洪水	4日間続いた暴風雨により、園瀬川、嵯峨川とも3m以上水位が上昇し、合流地点の寺谷で、第3堤防も破壊する大災害となる。
32. 9. 22	大洪水	9月上旬の被害に続いて、22日に2回目の暴風雨洪水があり、村内の河川が氾濫。堤防・護岸の復旧未完のため、雨量に比べて大被害。
41. 8. 6	大洪水	台風のため、410mmの雨量があり、村街道の中辺・北山が崩壊。
43. 5. 10	大洪水	大洪水で、村内各所に被害を生じた。
T 元. 9. 21	暴風雨	A級台風による600mm以上の大雨により、道路の崩壊、堤防の欠壊が多発。稲作、他農作物が甚大な被害をうけ、米価が暴騰した。
4. 9. 8	台風 凶作	台風による強風のため、開花期の稲作が大被害を被る。平年作の66%で明治32年以來の最低記録となる。
6. 8. 3	台風	2度の園瀬川大洪水のため、村内の橋梁すべて流出。
7. 7. 12	大洪水	大洪水による道路・護岸・橋梁の被害甚大。復旧のため、各戸1人ずつ賦役寄付で修繕砂入れを施行した。
9. 8月上旬 中旬	大雨	天候不順により、稲作の生育期に害虫が発生し、稲作が前年に比べて、2割の減収になる。
10. 6. 11 6. 30	長雨 異常低温	梅雨期の連続降雨と平年より1.9℃低い極度の低温により、麦が大凶作。
S 9. 9. 21	暴風雨	706mmに及ぶ大雨と最大36.7mの暴風により、家屋の倒壊10棟、破壊500棟、その他道路・橋梁・農作物が空前の被害を被る。
13. 9. 3 ～5	台風 大洪水	集中豪雨のため、園瀬川が未曾有の大氾濫となり、村道井開支線が大損害を受け、一時交通が途絶した。
14. 5月上旬	大早魃	早天のため作付け不能7町に及び、植え付けたもの53町が枯死し、田畑の損害甚だしく、農作物は平均45%の減収になった。
14. 10. 16	台風	豪雨のため耕地の被害甚だしく、田畑の崩壊41箇所にあつた。
16. 8. 15	台風	台風襲来。12～14日の3日間の雨量が福原旭で404mmとなる。
16. 10. 1	台風	台風襲来。9月28日から10月1日までの雨量が雲早山中心に500mm以上となる
17. 8. 27	台風	大雨のため被害箇所924
20. 9. 17	台風	枕崎台風
10. 10	台風	超大型阿久根台風のため、大被害を被る。この年、戦前戦後を通じて空前の大凶作となる
24. 6. 21	台風	デラ4902号台風

第1編（総則・一般災害対策編） 第1章 総則

8. 16 ～18	台風	ジュディス台風 この年は前後4回台風が襲来したが、なかでもデラ台風・ジュディス台風が最も強く、護岸・村道崩壊・橋梁流出の被害を受けた。
25. 9. 3	台風	ジェーン5028号台風 全壊7棟、流出5棟、半壊19棟
9. 13	台風	キジア5029号台風 村で流出5戸、田被害135町、畑被害30町、道路被害25箇所1,300間、堤防決壊55箇所、橋梁流失8箇所、被害総額164万円。
26. 8. 19 ～22	台風	マージ台風襲来。16～22日の7日間の福原旭の雨量606mm。
26. 10. 14 ～22	暴風	ルース5115号台風襲来。大型台風による強風で稲作の倒伏等の被害110町646石減収となる。
28. 9. 24 ～25	5313台風 豪雨	9月24日から25日まで毎時10mm以上の雨が15時間内外連続し、道路・橋梁の崩壊58箇所、家屋の倒壊1戸、半壊7戸、みかん減収500万円。
29. 8. 18 9. 7 13 26	台風 大凶作	5号グレイス台風、13号キャシイ台風、12号ジェーン台風、洞爺丸台風と相継いで台風襲来。 9月の雨量は福原旭で1,555mm。本年の水稲反収は平年作の71%、昭和20年以来の大凶作。
31. 9. 10	台風	12号台風により、7～10日の福原旭の雨量658mm。
36. 6下旬	豪雨	梅雨前線集中豪雨のため、24～29日の6日間福原旭の雨量731mm。
36. 9. 16	台風	第二室戸台風襲来。14～16日の3日間の福原旭の雨量593mm、村内の被害箇所124。被害総額3,000万円。
36. 10. 26 ～27	豪雨	低気圧型大雨のため、2日間の福原旭の雨量593mmに達し、被害大。
43. 2. 15	雪害	大雪のため、みかん園に大被害あり。
56. 2. 25 ～27	大寒波 強風	大寒波襲来。嵯峨丸田地区でマイナス9℃の状態が16時間続いた上、平均9mの強風が吹く。 村内の標高200m以上のみかん園が壊滅的な打撃を受け、他作目への生産転換を余儀なくされる。
H 16. 10. 13	台風	台風23号の影響により、四国地方は20日に大雨や暴風になった。 神山町旭丸で降り始め（18日12時）からの雨量が500mmを超える大雨となり、本村尾境では床上浸水1戸、床下浸水2戸及び村内各所で山崩れ、がけ崩れが多数発生した。

第1編

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

関係機関 総務課、企画政策課、消防団

水害予防計画は、各水系ごとに一貫したものとし、将来における治山、治水対策上必要な治山、砂防、河川改良及び地すべり防止事業を推進し、災害の防除軽減を図るものとする。また、浸水想定区域の指定があったときは、区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

第1 水害予防

村の地形は総体的に山地で平野が少なく限られた平坦地にも公共施設、事業所等の建築が行われている。

また、農業の担い手の減少・高齢化等による畑の荒廃、宅地等の開発によりかつての土地保水力が弱まり、降雨時には多量の水が流出し、土砂崩れ、がけ崩れの発生する可能性が強まった。このため河川の水害防止、山地の自然災害防止を図るため、河川改良の促進、砂防、治山、治水、造林事業の積極的な導入により、各種災害の防止を図るものとする。

なお、危険地域の巡視は、消防団員による巡視体制の充実を図るものとする。

第2 村の現状

村は、知事指定の指定水防管理団体ではないが、村の区域における水防を十分果たすべき責任を有する。

第2節 風害予防計画

関係機関
総務課、企画政策課、産業環境課

第1 農作物の予防対策

作物の移動、分散、適地適作等により災害の回避を図るとともに積極的な対策として耐倒性品種の導入、肥培管理や水管理の適性化による倒状防止、さらには防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化を図るものとする。

第2 通信施設の防災対策

公衆電気通信施設及び消防防災無線通信施設については、電柱建替、支線入替、裸線弛度腕木取替を定期的に行い、特に架渉裸線は抗張力の大きい硬銅線を使用したり両側支線を每柱取付けて一般線路より強固にするものとする。

第3 電力設備の防災対策

電力設備については弱体設備の補強を行うほか、強風時には予防巡視を実施するとともに、ルートを選定、支線の増強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずるものとする。

第3節 浸水予防計画

関係機関
建設課

河川等の堤防、護岸等について、被害の防止を図るものとする。

また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るものとする。

第1 河川管理者が定めるべき事項

- 1 堤防等の点検方針・計画
- 2 村防災行政無線（同報系）の管理方針

第2 浸水予防施設の整備

河川管理施設の管理については、洪水等による被害を防止又は軽減するため、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、村においては、事態に即応し適切な措置が講じ得られるように、あらかじめその体制を整える。

第4節 地盤災害等予防計画

関係機関
総務課、企画政策課、建設課、消防団

この計画は、地下水などの起因により土地が流動する地すべり又は集中的豪雨による山くずれ、がけ地等の災害を未然に防止し、民生の安定を図ることを目的とする。

事業の推進に当たっては、地元、村、県等の行政機関を通してあたる。また、災害発生のおそれのある箇所においては、消防団員等で警戒巡視体制をつくり万全の措置をとる。

第1 地すべり予防計画

地すべりは、一般的に特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、主な原因が地下水に起因しているとみられる。

村内における地すべり危険箇所については、災害を助長しないよう地形、地質調査、表面移動量調査等広範囲にわたって調査が必要である。

危険箇所においては、今後、地すべり対策事業等の実施促進に協力して、災害の未然防止を図るものとする。

1 地すべり危険箇所

地すべり地域の面積が5ha以上（市街化区域では2ha以上）で、次の各号の一に該当するもの。

- (1) 多量の崩土が溪流または河川に流入し、下流河川（準用河川以上の河川及びこれに準ずる規模の河川）に被害を及ぼす恐れのあるもの。
- (2) 鉄道（私鉄を含む）、県道（指定都市の市道を含む）以上の道路または回路的でない市町村道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの。
- (3) 官公署、学校または病院等の公共施設のうち、重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの。
- (4) 貯水量30,000m³以上のため池、もしくは開発面積100ha以上の用排水施設もしくは農道、または利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼす恐れのあるもの。
- (5) 人家10以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。
- (6) 農地10ha以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。
- (7) 前号に該当しないが、家屋の移転を行うため特に指定の必要が認められるもの。

2 地すべりの発生の前兆現象

- (1) 地鳴りがする。
地すべりにより斜面が急激に移動するために地鳴りが発生する現象。
- (2) 家鳴りがする。
地すべりにより斜面が急激に移動することで、地面の変形や移動している斜面の境界付近で変状が起きて、建物等に傾きやきしみが生じ、家鳴りを起こす現象。
- (3) 根の切れる音が聞こえる。
地すべりにより斜面が急激に移動することで、すべっている斜面沿いや移動している斜面の境界付近で木の根が切断されて、その音が聞こえる現象。
- (4) 地面が振動する。
地すべりにより斜面が急激に移動することで、地面が揺れる現象。

- (5) (風のないとき)木の枝先の擦れ合う音が聞こえる。亀裂や段差の発生・拡大。
地すべりにより斜面が急激に移動することで、すべっている斜面上の木々が擦れる現象。
- (6) 地表面の凸凹の発生。
地すべりにより斜面が急激に移動することで、その周辺で凸凹が発生する現象。
- (7) 擁壁のクラックや押し出し。
地すべりにより斜面が急激に移動することで、その下にある擁壁が押し出されたり、亀裂が発生する現象。
- (8) 舗装道路やトンネルのクラック。
地すべり土塊が移動することで、すべっている斜面上の境界付近を通過している道路やトンネルに亀裂が発生する現象。
- (9) 電線の弛みや引っ張り。
地すべりにより斜面が移動して、すべっている斜面と止っている斜面との間に段差ができたときに、周辺の電柱も動いてしまうことで、電線に弛みや引っ張りが見られる現象。
- (10) 建物の変形（戸の締りが悪くなる。壁に隙間ができる）。
地すべりにより斜面が移動することで、地面の変形や移動している斜面の境界付近で変状が起きて建物などが変形する現象。
- (11) 橋などに異常を生じる。
地すべりにより斜面が移動することで、移動している斜面にある橋などにゆがみが生じる現象。
- (12) 落石や小崩壊の発生。
地すべりにより斜面の先端で、斜面が変化を起こしたために、落石や小さながけ崩れが発生する現象。
- (13) 地下水の急激な変化（枯渇や急増）。
地下水の濁り
- (14) 湧水の流量の変化（枯渇や急増）。湧水の濁りの発生。
地盤の内部に新たな水の通り道ができた。または大量の地下水が流れたことで隙間が広がったために見られる現象。斜面内部の空洞が拡大して、不安定な状態になる。
- (15) 新しい湧水の発生。
地すべりにより斜面内を流れる地下水の量が急激に上昇したときに見られる現象。地下水の圧力が上がることで、その上の斜面を滑らそうとする力が増える。

第2 急傾斜地崩壊予防計画

最近の土地開発に伴う社会条件の著しい変化と更に異常な気象条件が重なり急傾斜地のがけ崩れによる崩壊で人的、物的被害が顕著である。

これらの被害を防止、あるいは、最小限にとどめるため、対策工事を施工するとともに危険予想箇所の調査を行うものとする。危険区域ごとにその範囲、面積、人口、世帯数、建物等についてあらかじめ実態を調査し、予想される災害について被害状況を検討しておくものとし、気象予警報等の収集伝達方法を整備し、かつ避難に関する実施責任者、方法、場所等を定めておくものとする。

また、徳島県の基礎調査の結果の公表を受け、村は土砂災害警戒区域の指定があった場合は避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練実施に関する事項等を定めるものとする。

1 急傾斜地崩壊危険箇所 I（人家5戸以上）

- (1) がけ勾配が30度以上

- (2) がけ高さが5 m以上
- (3) 被災予想人家数5戸以上

2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1戸～4戸）

- (1) がけ勾配が30度以上
- (2) がけ高さが5 m以上
- (3) 被災予想人家数1戸～4戸

3 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ（人家0戸）

- (1) がけ勾配が30度以上
- (2) がけ高さが5 m以上
- (3) 被災予想人家数0戸の場合でも、住宅等が新規に立地する可能性のあると考えられる箇所

第3 土石流予防計画

最近における災害の一つの特徴として、一見安定した河相状及び林相を呈している地域に異常豪雨による土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける事例が多い。このような事態に対処するため、土石流の恐れのある地域については対策を樹立し、未然に災害を防止するものとする。土石流危険渓流に簡易雨量計を設置して観測するとともに、警報の伝達、避難等の措置が緊急時において適切な措置が行われるよう警戒体制の整備をしておくものとする。

このため土石流対策雨量基準として、県の警戒雨量、危険雨量を消防団員等に周知しておくものとする。

なお、土石流危険渓流には砂防工事等の実施促進に協力して（主としてえん堤）土石流の流下を未然に防止するものとする。

また、林相の改良・管理の徹底等の中、長期視点に立った施策を推進する。

1 土石流危険渓流（土砂災害警戒区域）

土石流の発生の危険等があり、人家に被害が生ずる恐れのある渓流及び人家のない場合でも、住宅が新規に立地する可能性のある区域に流入する渓流を抽出したものです。土砂災害の危険について、以下のことに留意して早めの対応を取りましょう。

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難指示の災害応急対応を適宜適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して県と気象庁が発表する気象情報である。

土砂災害警戒情報は、降雨から予想可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度・地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。

また、技術的に予測が可能である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

土砂災害は一瞬にして、尊い生命や家屋などの貴重な財産を奪うなど、甚大な被害をもたらすので、被害を防ぐためには、一人ひとりが土砂災害から身を守れ

るように、次の点に注意して備えておくことが重要である。

- ア 住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」かどうか確認する。
- イ 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する。
- ウ 早めの避難が重要になる。また、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、普段とは異なる状況（一般に「土砂災害の前兆現象」という。）に気づいた場合には、直ちに周りの人と安全な場所に避難するとともに、村役場に連絡をする。

(ア) 土石流の前兆現象

- ① 近くで山崩れ、土石流が発生している。
周辺の斜面や溪流は、同じ地形や地質をしている場合がほとんどで、降る雨の量もほぼ同じである。つまり、近くで土石流が発生している時には、となりあう溪流も土石流の発生する可能性が高まっている。
- ② 立木の裂ける音や大きな岩の流れる音が聞こえる。
溪流の上流で土石流が発生すると、大きな岩同士がぶつかる音や立木の折れる音などが、下流まで聞こえることがある。
- ③ 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっている。
溪流の上流で発生した土石流が原因で、溪流に流入した土砂や倒木が、下流へ流れてきたときに見られる現象。
- ④ 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始める。
溪流の上流で崩れた土砂が溪流を塞いでできた天然ダムが、溪流の水を貯めているために見られる現象。この天然ダムが決壊すると、土石流となって下流に流れる。
- ⑤ 異常な山鳴りがする。
溪流沿いの斜面内部を流れる地下水が上昇すると、中の圧力が増して地下水をはさむ斜面同士を結びつけている力が低くなり、斜面が移動するために山鳴りが生じる現象。この移動によって崩壊が起こり、土石流発生につながる可能性が高まっている。
- ⑥ 異様な臭い（土臭い、ものの焼ける臭い、酸っぱいにおい、木におい等）がする。
溪流の上流で崩壊などがすでに起こっている時に、大きな岩同士がぶつかり合うため、異様な臭い（ものの焼けるようなにおい）や、崩れた土砂からでる土や木のおい（腐葉土のような酸っぱいにおいなど）が、下流にも届いている現象。
- ⑦ 溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している。
溪流沿いの斜面がすでに崩れやすくなっていることを意味しており、大規模な崩壊が発生した時には、土石流発生の引き金となる。
- ⑧ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない。
溪流に大量の雨水がしみ込んでいるときに見られる現象。土石流発生の引き金となる。

(イ) がけ崩れ発生の前兆現象

- ① 斜面に亀裂ができる。
斜面の弱い部分に沿って亀裂が生じる現象。がけ崩れが発生する可能性が高まっている。
- ② 小石が斜面からぱらぱらと落ちだす。
斜面の表面の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。がけ崩れが発生する可能性が高まっている。
- ③ 斜面から異様な音、地鳴りが聞こえる。

斜面内部を流れる地下水が上昇すると、中の圧力が増して地下水をはさむ斜面同士を結び付けている力が低くなり、斜面全体が移動するために異常な音が発生する現象。がけ崩れが発生する可能性が高まっている。

④ 斜面にはらみが見られる。

斜面内部を流れる地下水の量が増え、斜面が緩んだために生じる現象。がけ崩れが発生する可能性が高まっている。

⑤ 普段澄んでいる湧水が濁ってきた、水の吹き出しが見られる。湧水の急激な増加、あるいは減少、枯渇が認められる。

地盤の内部に新たな水の通り道ができた、または大量の地下水が流れ込んで隙間が広がったために見られる現象。斜面内部の空洞が拡大して、不安定な状態になる。

第4 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防計画

近年、山地荒廃に起因する自然気象による災害が多発しており、こうした災害は台風や集中豪雨に伴って発生することが多い。

山津波、がけ崩れ、落石等は短時間に猛威を振るうことから、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合にこうした災害の発生確率は高まる。

これら災害を防止するため、村は、危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立し、人的被害の防止に努めるものとする。

1 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により、公共施設等に直接被害を与える恐れのある地区。

2 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊または地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生する恐れのある地区。

3 地すべり危険地区

地すべりにより災害が発生する恐れのある地区。

第5 土砂災害警戒区域等の指定及び防災対策

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第6条及び第8条の規定に基づき、知事が指定するものとし、村は早期指定に向けてこれに協力する。

2 土砂災害警戒区域等における対策

(1) 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定があった場合、村は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

村は、指定される土砂災害警戒区域等における住民の安全確保対策のため、徳島県土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象等に基づき、必要と認める地域の住民に対し、避難準備情報、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な避難所を明示する。

また、土砂災害警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに住民に周知する。

さらに、土砂災害警戒区域内に主として避難行動要支援者が利用する施設がある場合は、土砂災害に関する情報等の伝達方法を確立し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(2) ハザードマップの作成

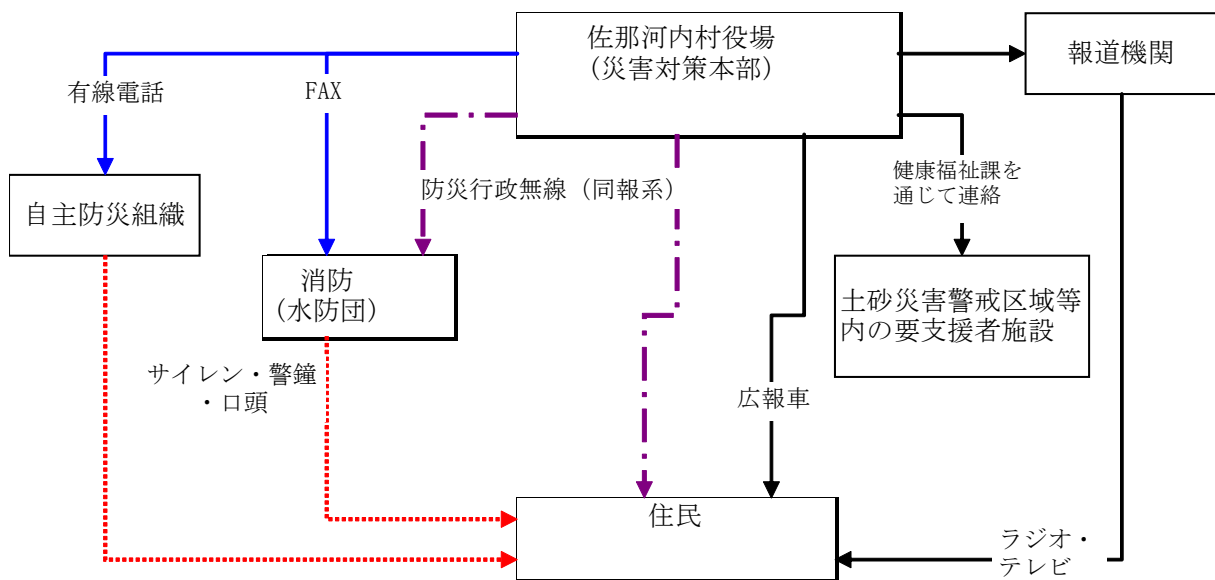
村は、平成21年3月に防災マップを作成し、区域内の各戸へ配付することにより、住民への周知徹底を図っている。

今後は、土砂災害警戒区域図等をもとに、土砂災害に関する情報及び避難情報等の伝達方法、避難所・避難経路、避難行動要支援者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載した土砂災害ハザードマップを作成するものとする。

(3) 住民への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、防災行政無線（同報系）、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ、ホームページなどにより、警戒区域内の住民に対し確実に伝達する。

[土砂災害警戒情報伝達方法系統図]



(4) 避難行動要支援者施設への情報伝達体制

土砂災害警戒区域等内に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする避難行動要支援者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、FAX等による土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。

要支援者施設の範囲は以下のとおりとする。

要支援者施設一覧については、健康福祉課で保管するものとする。

要支援者施設の範囲	1 老人福祉施設、救護施設、児童福祉施設、障がい児・障がい者施設等の社会福祉施設 2 医療施設（有床に限る。）
-----------	--

- [資料編] 5－ 1 地すべり防止区域
- [資料編] 5－ 2 地すべり危険箇所、地すべり危険地
- [資料編] 5－ 3 急傾斜地崩壊危険区域
- [資料編] 5－ 4 急傾斜地崩壊危険箇所
- [資料編] 5－ 5 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等
- [資料編] 5－ 6 砂防指定地
- [資料編] 5－ 7 土石流危険溪流
- [資料編] 5－ 8 土石流対策雨量基準
- [資料編] 5－ 9 山地に起因する災害危険箇所

第5節 建築物災害予防計画

関係機関

総務課、企画政策課、建設課、健康福祉課、教育委員会

風水害、地震火災等による建築物等の災害を防御するため、防災建築物等の建設を促進し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

第1 建築物の現状

村には木造建築物が多く、鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロック等による耐震耐火構造の建築物はわずかに過ぎない。また、平坦地が少ないことから、積極的に耐震、耐火性を考慮した住宅建設を官民合わせて推進していく必要がある。

第2 公共用建築物の災害予防対策

- 1 公共用建築物の従業員及び利用者の危険防止のため各種設備の安全点検。また、村の公共建築物にあつては消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。
- 2 公共用施設の改築にあつては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等の堅ろうなものとし、耐震、耐火化を促進するものとする。木造建築物とする場合は、耐震性のある構造とし、消防用設備等を設置し、防火対策に留意するものとする。

第3 既存木造建築物に関する対策

風水害、地震等による災害を防止し、被害を最小限度に止めるため、既存木造建築物について次の事項の普及周知に努めるものとする。

- 1 建具類の完全固定
- 2 壁に筋交いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。
- 3 軽量の屋根にあつては、角材等で、飛散を防止する。
- 4 すでに老朽した建物にあつては、丸太、角材等で補強する。
- 5 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

第4 文教施設の災害予防対策

指定避難所、給水所等応急対策の拠点となる文教施設は、改築にあつては、計画的に耐震、耐火、バリアフリー化を促進するものとする。

第5 社会福祉施設等災害予防対策

老年人口の増加に伴い、避難行動要支援者への対策が重要性を増しているところであり、施設の新設又は老朽施設の増改築にあつては、耐震、耐火構造、バリアフリー化に改めるとともに、消防用設備等の設置を促進するものとする。

第6節 雪害予防計画

関係機関
総務課、企画政策課、建設課、消防団

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、雪崩等による家屋、人家の被災、さらには孤立集落の発生など長期化、広範化が予想される雪害を未然に防止し、迅速的確な除雪作業を図ることを目的とする。

第1 実施責任者

村管理の施設についての除雪は、村が行う。実務に当たっては、県及び地区住民等と協議し、協力を得て行うものとする。

第2 除雪計画

村内の主要な国道については、徳島県雪害防止対策要綱に基づき除雪が行われるが、村道については、平常時は、路面上の積雪が概ね20cm以上に達した時に、路線の優先順位を次の基準により定め通勤時等の除雪に努めるものとする。また、歩道についても同様の積雪基準にて、除雪を行う。

1 村道の除雪優先基準

- (1) 消防自動車、救急搬送車等の車両確保
- (2) 通勤、物資輸送路の確保（路線バスを含む。）
- (3) 学校、役場等の公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保
- (4) 通学路の確保
- (5) その他緊急に必要とする路線

2 除雪路線

村内の主要な国道についての除雪対策は、徳島県雪害防止対策要綱の定めるところによるが、該当路線、区間については次のとおりである。

平成25年1月1日現在

整備局名	路線名	除雪区間	
		区間	延長
東部県土整備局徳島庁舎	国道438号	徳島市元町1丁目～ 神山町上分川井トンネル	54.0km
	主要地方道 小松島佐那河内線	小松島市松島町～佐那河内村尾境	12.3km
	主要地方道 勝浦佐那河内線	佐那河内村寺谷～ひよの	8.4km

県が行う除雪区間以外の道路の除雪については、村が行うものとし、村は除雪にあたっては、東部県土整備局徳島庁舎と緊密な連携のもと作業を効率的に行うよう努めるものとする。村は、除雪に必要な機械、資器材の確保にあたっては、必要に応じ県に要請するものとする。県はその要請により、これらの調達をあっせんする。

凍結防止材の配置

平成25年1月1日現在

整備局名	配置箇所	配置先	数量
東部県土整備局徳島庁舎	下字中辺71番地1	佐那河内村役場	90袋

除雪機械の配置

平成25年1月1日現在

整備局名	路線名	除雪用機械数		除雪機械所有者	所在地
		グレーター	ショベル		
東部県土整備局 徳島庁舎	国道438号		6	南本組、拓洋建設、 安芸産業、やまか建設	神山町、 佐那河内村
	主要地方道 小松島佐那河 内線		2		

徳島バスは、路線バスの運行確保を図るため、チェーン、スノータイヤを準備するとともに、運行停止を行う場合は、事前にその状況を利用者に広報する措置を講ずるものとする。

3 除雪要綱

除雪優先村道については、除雪機械所有業者等に除雪委託を行い万全を期すると共に、除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するものとする。

第7節 気象業務整備計画

関係機関 総務課

注意報、警報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を整備し関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図るものとする。

第1 警報・注意報発表基準

発表管署 徳島地方气象台（平成24年5月29日現在）

佐那河内村	県予報区		徳島県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		美馬南部・神山	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	3時間雨量140mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	152
	洪水		雨量基準	3時間雨量140mm
			流域雨量指数基準	園瀬川流域=17
			複合基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	3時間雨量90mm
			土壌雨量指数基準	121
	洪水		雨量基準	3時間雨量90mm
			流域雨量指数基準	園瀬川流域=9
			複合基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度が 40%で実効湿度が 60%		
	なだれ	積雪の深さ 50cm以上あり次のいずれか		
		1 降雪の深さ 20cm以上		
		2 最高気温 7℃以上（※1）		
	3 降水量 10mm以上			
	低温	最低気温 -3℃以下（※2）		
	霜	晩霜期 最低気温 4℃以下		
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ： 20cm以上 気温： -2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

（※1） 気温は徳島地方气象台の値

(※2) 気温は徳島地方気象台の値

第2 土砂災害警戒情報

村長は、徳島県と気象庁徳島地方気象台が大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに発表する「土砂災害警戒情報」を、避難指示等を発令する際の判断や住民の自主的避難の参考とする。

1 発表基準

大雨特別警報又は大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指数が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき発表対象地域に発表する。

2 解除基準

降雨指数が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想される時、発表対象地域ごとに解除する。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず警戒基準を下回らない場合は、土壌雨量指数を鑑み解除する。

第3 気象情報

大雨や強風等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を加え、特別警報・警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）、注意報・警報・特別警報を補完する気象情報（補完的情報）等を文章や図形式で「大雨に関する徳島県気象情報」等の名称で注意や警戒をする旨発表する。

第4 記録的短時間大雨情報

1 数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測した場合に、「記録的短時間大雨情報」を発表している。

2 記録的短時間大雨情報の基準雨量

徳島県北部 1時間雨量 110mm

3 記録的短時間大雨情報について

この情報は、「大雨警報」中に雨量が急激に増加した際に発表されます。現在進行形の危険情報であるため迅速な対応が必要となります。

高齢者等避難や避難指示が出ている場合は、大至急避難を開始する。

すでに道路が冠水し避難が間に合わない場合は、建物の上階へ移動する。

短時間で急激に増水するため、現時点で大丈夫であっても河川から離れる。

地下街やアンダーパス（地下へ潜る立体交差）はなるべく通行しない。

マンホールのふたが外れることがあるため、落下に注意する。

4 「記録的短時間大雨情報」と「大雨特別警報」について

「記録的短時間大雨情報」は実際に観測された雨量に基づいて発表されます。

「大雨特別警報」は予想により発表されます。「記録的短時間大雨情報」の発表後も、引き続き雨が降り続けることが予想される場合、「大雨特別警報」の発表がされることが考えられます。

第5 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風

に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報で発表する。

第6 台風予報、台風情報

気象庁は、北西太平洋（東経100度～東経180度、赤道～北緯60度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さについて、実況及び24時間先までの予報を3時間ごとに、72時間先までの予報を6時間ごとに発表する。さらに、3日（72時間）先も引き続き台風であると予想されるときには、5日（120時間）先まで進路予報を6時間ごとに発表する。台風が日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1時間後の中心位置や強さ等を推定して1時間ごとに発表するとともに、24時間先までの詳細な予報（3時間刻みの中心位置や強さ等）を3時間ごとに発表する。

第7 特別警報

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基	準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や	暴風が吹くと予想される場合
高潮	同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

「特別警報」が発表されたら、ただちに身を守る行動をとること。

第8 火災気象通報

徳島地方気象台は消防法第22条第1項に基づき、次の基準により火災気象通報を行う。

1 火災気象通報の基準

- (1) 実効湿度60%以下で最小湿度40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
ただし、降雨、降雪中は通報しないときもある。

[資料編] 3-4 火災気象通報についての協定

[資料編] 3-11 気象等の「特別警報」の指標

第8節 防災知識の普及・啓発に関する計画

関係機関
総務課、企画政策課、教育委員会、消防団

村は、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るとともに、単独又は協同して村民に防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるものとする。

また、防災対策をより一層効果的に行うためには、村民をあげての取り組みが重要であり、村民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図る。

第1 職員に対する防災教育

災害時における職員の適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の徹底を図る。

1 教育の内容

- (1) 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割（職員の動員体制・任務分担）に関すること。
- (2) 災害の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- (3) 過去の主な被害事例に関すること。
- (4) 防災関係法令の運用に関すること。
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引等印刷物の配付
- (3) 見学、現地調査等の実施

第2 村民に対する防災知識の普及

村民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には村民ひとり一人が正しい知識と判断をもって、「自らの生命と財産は自らの手で守る」という心構えと行動ができるよう、次により防災知識の普及徹底を図る。

1 実施機関

村、消防団が実施する。ただし、他の関係機関においても適当な方法により随時行うものとする。

2 普及の内容

- (1) 災害予防思想の普及
- (2) 災害に関する一般的知識
- (3) 過去の主な被害事例
- (4) 災害対策の現状
- (5) 指定避難所・指定緊急避難場所・避難経路・その他避難対策に関する知識
- (6) 平常時の心得（非常持ち出し品、備蓄、防災対策等日頃の準備）
- (7) 災害時の心得及び応急措置（ドライバーの心得含む）
- (8) 自主防災組織への参加
- (9) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

3 普及の方法

- (1) 広報紙・広報車の利用
- (2) 映画・ビデオ等による普及
- (3) パンフレットの利用
- (4) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

第3 防災出前講座の活用

徳島県では、地域の寄り合いや各種団体の研修会等に職員が出向き、南海トラフ巨大地震をはじめ、地震・津波の特徴などをわかりやすく説明し、家庭や地域でできる日頃の備えについて皆様と考える「とくしまー0（ゼロ）作戦」防災出前講座を実施している。

1 講座の内容（下のテーマから選べます）

- (1) 基本講座（地震・津波の特徴、家庭・地域でできること）
- (2) 個別講座
 - ア 中央構造線活断層帯直下型地震への備え
 - イ 災害時のボランティア活動
 - ウ 消防団の活動
 - エ 災害時の要配慮者対策
 - オ 障がい種別の特性に応じた防災対策
 - カ 災害時の健康管理について
 - キ 企業防災について
 - ク 農林水産業における災害への備え
 - ケ 住宅・建築物の耐震化
 - コ 水害に備えて
 - サ 土砂災害に備えて
 - シ ダムの役割
 - ス 災害時のペット対策
 - セ 在住外国人のための防災講座
 - ソ Q-ANPI（衛星安否確認サービス）の活用について

2 対象

地域の寄り合いや各種団体の研修会等で、概ね20人以上が参加する集会等

3 申し込み方法

所定の「申込書」により、講座開催日の概ね2週間前までに、徳島県防災人材育成センターまで。

4 費用

職員の派遣費用は無料。

第4 大規模水災害時のタイムライン（防災行動計画）の活用

2014年5月19日の朝日新聞に、水害の備え「見える化」と題して、次の記事が掲載されていた。

米国東海岸をハリケーン・サンディが襲った。2012年10月、上陸の3日前からニューヨーク州知事らが、「緊急事態宣言」を発表、住民の避難勧告や入院患

者の移送、地下鉄の運行停止などの準備を着々と進めた。

2005年8月に1800人が死亡したハリケーン・カトリーナへの反省から、事前の準備を整えるため生まれた「タイムライン」に基づく行動で、サンディの襲来で初めて本格的に使われた。

ニュージャージー州知事は上陸36時間前には、高潮被害が予想される地域に避難勧告を発令、沿岸部のバリアアイランド地区は住宅4千棟が全半壊したが、犠牲者は0だった。

ニューヨーク市長は上陸3日前に避難すべき地域を発表。沿岸部の病院に入院患者を避難させるよう呼びかけた。地下鉄の運行停止も予告。上陸1日前に運行をやめ、車両や電動の設備が水につからないように退避させた。8駅に水が入るなどしたが、主要路線は数日で復旧。先を見越した対応が被害を抑えた。という記事であった。

日本においても、近年温暖化の進行に伴い、前線の活発化による記録的短時間強雨、大型台風の増加や大規模な土砂災害が発生している。

大規模な水災害による被害を最小化するためには、インフラの整備等の予防対策に加え、水災害が発生することを前提とした対応を強化することが重要になる。

村は、大規模な水災害は今年も発生するかもしれないという認識の下、梅雨前線の活発な活動や猛烈な台風が接近する際の事態等の推移に係る時間軸に応じて、発災前の段階における防災情報の発表、伝達、避難、危険回避対応の誘導。発災後の段階における救難、救護、物資輸送の早期再開等を、適確かつ円滑に実施するための防災行動計画を策定、準備しておく必要がある。

その準備にあたっては、村だけでなく村民、自治体、防災関係機関それぞれが主体的に、かつ相互に連携して防災行動計画に則った対応を実践していくことの重要性が確認され、また、災害直前は対応のチェック・リストとして活用できることから、水災害による被害の軽減に寄与するものと期待される。

今後にあっては、自主防災会、地域、消防団、学校や事業所等が「大規模水災害時のタイムライン」を参考に、それぞれの行動計画の作成を進め、水災害の際に村民を始め関係者が連携実践して、その結果に有効性の検証を加え実践的な改善を図っていく必要がある。

大規模水災害時のタイムライン

警報 (徳島地方気象台)	台風上陸までの流れ	行政(村)の対応	住民の行動	災害時の注意事項
予報開始	台風 (120時間前)			
進路予想 (テレビの天気予報)	高波 (72時間前)	・気象情報の収集	・テレビ、ラジオ等で気象予報を確認 ・自宅の保全(流されるものは屋内へ) ・ハザードマップ等で避難所、避難ルートを確認 ・食糧等の備蓄品や防災グッズの確認	○土砂災害 樹木が傾く、川や井戸水が濁る ・崖や斜面から水がわき出る ・亀裂、落石ががけ崩れの前兆となることも ・雨が続けているのに水位が下がったり流木があったりすると土石流の恐れも
見通しの報道(記者会見) ・特別警報の見通し	強風 (48時間前)	・消防団へ注意喚起	・側溝・雨樋の清掃、看板の建て付けや植木鉢の点検 ・土のうの準備	
大雨、洪水警報	(24時間前)	・休校の判断 ・警戒体制の確認	・連絡網の確認、避難行動要支援者の避難支援	・崖の高さの2倍の距離まで土砂が来る
土砂災害警戒情報	大雨 (18時間前)	・山沿いの危険地域に避難指示 ・河川水位、雨量確認(1時間ごと) ・河川、道路の巡視	・山沿いの地域で避難開始 ・周囲への声掛け避難 ・常会こでの安否確認	○竜巻 ・家の1階に移動、カーテンを閉め窓から離れる ・車庫やプレハブは危険、丈夫な建物に
氾濫注意情報	土砂災害 (15時間前)	・川沿いの地域に避難準備情報 ・避難所の開設 ・首長又は代理者の登庁	・防災無線や携帯メールで避難準備情報を確認 ・要支援者は避難開始、他は避難準備 ・テレビ、ラジオ等で雨や河川の状況を確認 ・断水に備え、浴槽に水を張る	○浸水 ・用水路の見回り、野外作業はやめる ・浸水した道路での長靴は危険、運動靴で
氾濫危険情報	(12時間前)	・川沿いの危険地域に避難指示 ・河川水位の確認(10分ごと)	・川沿いの地域で避難開始 ・周囲へ声掛け避難	・あふれた水で見えない溝、マンホールに注意
	台風接近 (9時間前)	・上階へ避難を促す情報の発信		
	高潮時間(6時間前) 暴風	・避難指示 ・警察、消防団は危険地域から退避	・避難を完了	
氾濫発生情報	台風上陸 (0時間) ・大規模水害の発生		・逃げ遅れた場合は2階に上がったり、近くの頑丈な建物へ避難	

「避難」に際しての主な留意事項

	事前の備え	発災又は災害の恐れ	避難行動	避難場所へ到着又は屋内避難
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ごとに避難方法、タイミング、ルート、場所が異なり、住民が正確に理解されていない ・わかりにくい避難指示基準、避難指示エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な災害に対して「いかに気づいてもらうか」 ・情報伝達手段には限界がある ・共助によるフォローが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難方法、タイミング、ルート、場所、避難方法を間違え ・「情報を得ても逃げない人」への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等を有しない指定避難所 ・水害時の避難が危険となる広域避難場所
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して自主的に考える機会の提供 ・住民の避難に対する防災に関する知識の向上 ・災害に応じた避難のタイミング、ルート、場所、避難方法の知識提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・幾重もの情報伝達手段の活用 ・「声掛け避難」の促進 ・自助による情報収集の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「住民自らの判断により自らを処する」ことができる仕組み作り ・地域住民による地域ごとの避難計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種避難場所の安全性の検証 ・地域ごとの災害別避難先の検討 ・民間施設の活用
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「防災出前講座」の活用 ・防災訓練等の促進 ・災害に応じたハザードマップ、避難所マップ、の作成・配布 ・避難指示基準、指示エリア等の事前周知の徹底 ・避難指示基準の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線の検証 ・テレビ、ラジオからの情報発信 ・パトロール車等による広報 ・自主防災会で率先して避難できる人材の育成 ・インターネットの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ作成したタイムライン（行動計画）に応じた行動 ・要支援者「支援プラン」作成に向けた自主防災会の活動促進 ・帰宅困難者対策計画の作成及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性を有しない指定避難所の耐震化又は廃止など ・災害に応じた避難場所の位置づけ ・民間企業への避難施設への更なる協力要請

第5 学校の児童・生徒に対する防災教育

村は、学校教育を通じて児童生徒に対する防災教育の充実に努めるとともに、避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させるものとする。

1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、学校における防災体制や防災教育のあり方に関する防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

2 防災教育の充実

- (1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。
- (2) 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。
また、県教育委員会が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用副読本等の各種啓発資料等を活用する。

3 避難訓練等の実施

大災害を想定した避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施にあたっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらうなど避難訓練方法の工夫を行う。

第6 防災上重要な施設の管理者等の教育

村及び防災関係機関は、危険物を有する施設、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。
また、平常時から出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できる自主防災体制の強化を促進する。

第7 地区防災計画の提案

地域住民が自発的な防災活動に参加するため、「地区防災計画」を発意し提案された場合は、防災会議において現行の地域防災計画との整合性や当該地区に配慮された計画となっているか等を検討し、修正すべきものと判断した場合は防災計画に位置付けるものとする。

第9節 防災訓練計画

関係機関
総務課、企画政策課、教育委員会、消防団

村は、消防関係機関等と協力して、災害応急対策の円滑な実施を図るため、各種の防災訓練を実状に即して実施し、防災体制の整備と防災思想の普及を図る。

第1 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか必要に応じ洪水等を想定し実施するものとする。

1 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

2 方法

関係機関が密接な連絡を取り、必要に応じ他の関連する訓練と合わせて実施するものとする。

第2 消防訓練

村は、火災による被害を最小限に防止するため、次の方法により消防訓練を実施する。

1 学校教育訓練計画

2 一般教育訓練計画

3 委託教育計画

4 訓練計画の内容

- (1) 機械、器具の操作
- (2) 非常召集、出動、通信連絡
- (3) 人命救助
- (4) 一般火災防御
- (5) 特別物件の火災防御

第3 災害通信連絡訓練

非常無線通信訓練は、徳島地区非常無線通信協議会に所属する各無線が参加して、定期的に行うものとする。訓練内容は次のとおりである。

1 感度交換によるもの

2 模擬通報によるもの

第4 避難等救助訓練

村、その他の関係機関は、実施計画に基づく避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。

第5 災害情報連絡訓練

村の出先機関の間における災害時情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

第6 総合訓練

防災会議の機能を活用し、災害発生時において、村、県、各関係機関の行う業務に関し、総合的な訓練を行うものとし、この訓練によって、防災計画の周知徹底と適否、検討の結果を反映し、防災体制の確立を図るものとする。

第7 住民の訓練

常会等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、村及び消防団等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、次に掲げる訓練を実施するものとする。

1 情報伝達訓練

2 避難訓練（土砂災害に係る避難訓練を含む。）

3 初期消火訓練

4 救出・救助訓練

第8 職員の資機材操作訓練

村は、災害時に職員が適切な防災資機材の操作を行うことができるよう、日常から準備し、可搬ポンプ、消火器等防災資機材の操作訓練を適宜実施するものとする。

第10節 緊急輸送路の確保整備計画

関係機関
建設課

県は、人命の救助や生活物資・資機材等の緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定する。

第1 緊急輸送路の指定

1 第1次輸送確保路線

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

2 第2次輸送確保路線

県内の防災活動の重要拠点施設である県庁、総合県民局、東部県土整備局、警察、村役場、地域の医療拠点施設及び広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送確保路線とを接続する幹線道路

第2次緊急輸送道路

路線名	管理区分	区間
国道438号	県管理道路	神山町役場 ～ 国道192号（徳島市）

第2 緊急輸送路の整備

第1次・第2次輸送確保指定路線については、橋梁・法面等の最新の基準や国の点検要領に基づく点検を行い、その結果により、緊急を要する箇所から順次整備を行う。

また、第1次・第2次輸送確保路線を補完する主要な幹線道路については、その整備促進に努めるものとする。

第11節 自主防災組織の育成に関する計画

関係機関 総務課、企画政策課、消防団

「自分達のむらは自分達で守る。」という隣保協同の精神と連帯感に基づく自主防災組織の育成指導を積極的に推進し、村の実状に応じた自主防災体制の確立を図る。

第1 自主防災組織の現状

災害が発生した場合において、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関の防災活動だけでなく、住民が平素から防災について認識を深めるとともに、災害から自らを守ろうとする自助意識を持ち、行動することが必要であり、また、住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難及び避難誘導等共助の行動を行うことが効果的である。

特に、大規模災害時においては、その被害の軽減を図るために消防団等による防災活動と相まって、地域住民及び施設の関係者による組織的な防災活動が必要である。

住民の各地域における自発的な防災組織は次のように推進するものとする。

現在、村には40団体の自主防災会があり、日常の防火活動や初期消火等の活動等を行っている。村ではさらに、地域住民及び施設の関係者による自主的かつより機能的な防災組織の育成に努めるものとする。その際、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者や女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成指導計画

1 自主防災組織の育成指導

村は、地域防災活動の推進を図るため、常会及び各施設を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

また、村は、自主防災組織の活性化を図るため、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催し自主防火組織を指導する。

2 地域消防防災活動協力員

村は、村内における元消防団員等の協力を得て被災時には、被害情報の収集、平常時には自主防災組織の育成・指導等に関する支援等の業務推進を図るものとする。

3 育成指導すべき自主防災組織

(1) 自主防災組織の重点推進地区

全村的に設置を推進するが、特に、次の被災危険の高い地域に重点をおいて推進を図るものとする。

- ア 風水害多発地域
- イ 家屋等の密集地域
- ウ 急傾斜地、山地崩壊、土石流発生等の危険区域

(2) 自主防災組織の規模

次の事項に留意して住民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

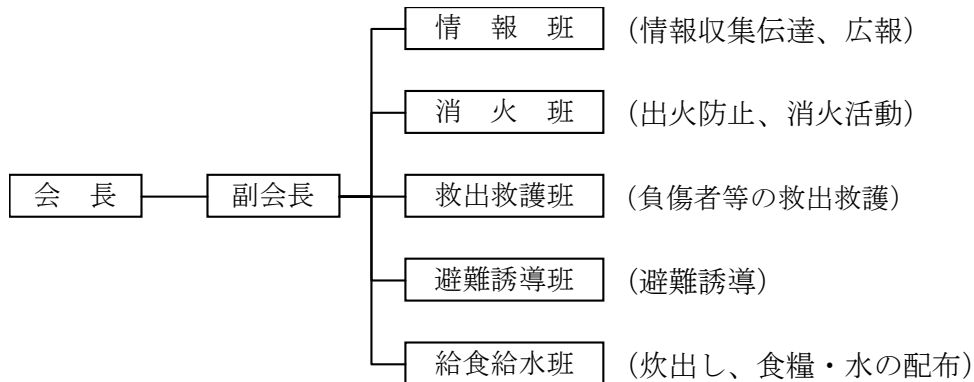
- ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

(3) 組織編成及び活動内容

ア 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と災害時の活動内容を定めるものとする。

自主防災組織の編成例



イ 平常時又は発災時の活動内容

対 策	平常時の活動例	発災時の活動例	担 当
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 村内防災関係機関や隣接村内会との連絡方法の確立	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と村等への報告 3 隣接常会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 村への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供	情報班 各世帯
消火対策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	1 各家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	消火班 全員
救出対策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救出救護班
救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処理 3 重傷者などの医療機関への搬送	救出救護班 各世帯
避難対策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 避難行動要支援者のリストアップ	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導(組織的避難の実施) 3 避難行動要支援者の担架搬送、介添え	避難誘導班
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食糧などの公平配分	給食給水班
防災訓練	1 個別訓練の随時実施 2 村が行う防災訓練への参加		各班

第 1 編（総則・一般災害対策編） 第 2 章 災害予防計画

備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検		各班
----	--	--	----

[資料編] 1 4 - 7 佐那河内村自主防災会

第12節 ボランティア受入体制の整備及び運用に関する計画

関係機関
健康福祉課、村社会福祉協議会

災害救助活動及び被災者の生活の維持・再建等多くの場面におけるボランティア活動の果たす役割の大きさに鑑み、平常時からボランティアの受入体制等の整備及び地域におけるボランティアの育成を図る必要がある。

また、大規模災害においては全国各地から、多くのボランティアの参集が予想されるため、災害時にはこれらの活動を被災者のニーズと適時適切に結び付け、救援救護活動及び被災者の生活支援を効果的に進める方策を講じる必要がある。

なお、救援活動へのボランティアの受入れにあたっては、個人の自主性・自発性に基づくボランティア活動の特性に配慮するものとする。

第1 ボランティアの種類及び対応

	ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より村内で福祉等のボランティアとして従事している者	希望者は発災時にも可能な限りボランティアとして活動出来る体制の整備を行う。
2	特殊技能者（医師、看護師、土木・建築技術者等）	国、県などの動向をふまえながら、今後防災ボランティア登録制度を検討していく。
3	村内外から発害後かけつけるボランティア希望者	(1) 村社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) 村社会福祉協議会は、各ボランティア団体等の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアリーダー）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (3) 村は村社会福祉協議会、ボランティアと相互に情報交換を行い、宿舍、食事、活動拠点、事務用品等を給与する。

第2 平常時におけるボランティア体制の整備

村は、地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成、ボランティアの組織化、ボランティアリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時の具体的マニュアルの策定等により体制づくりを推進するものとする。

1 ボランティアの育成

村社会福祉協議会は、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成に努める。

- (1) ボランティア広報誌の発行
- (2) ボランティアの養成・研修事業の実施

2 村におけるボランティアの現状

村では独居老人の把握等防災上の見地からボランティア団体の日常の活動を支援し、連絡を常に取り合い災害時の速やかな避難活動が行えるよう体制を整えるものとする。

第3 発災時におけるボランティア活動の支援調整

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に全国から参集することが予想される数多くのボランティアの活動を支援・調整するため、関係機関との連携による体制の整備を図る。

1 ボランティア窓口の設置

村は村社会福祉協議会にボランティア情報の窓口部門を設置し、被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、県や報道機関の協力を得ながらボランティア活動参加希望者等に対して、広く情報発信を行う。また、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせについても統一的に対応するものとする。

2 関係機関との連携

村は、県社会福祉協議会、県ボランティア連絡協議会、日本赤十字社徳島県支部、その他のボランティア関係機関・団体との連携を図り、ボランティアの受入れをはじめとして、援護救護活動の実施、避難場所や在宅の避難行動要支援者への支援等の分野におけるボランティアの円滑な参加が図れるよう努める。

第13節 企業防災の促進に関する計画

関係機関

総務課、企画政策課、産業環境課

村は、自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図るものとする。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化等を実施するなどの企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第1 周知・啓発

村は、事業継続ガイドラインに基づき、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、講習会の開催や広報などを実施するものとする。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

村は、県の協力のもと、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努めるものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

第14節 避難行動要支援者対策計画

関係機関 健康福祉課

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に高齢者、傷病者等自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）から犠牲者を出さないため、平常時において要支援者等関係者から収集した個人情報に基づき作成した「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時において、安全な状況下における避難を確保するものとする。

第1 避難行動要支援者名簿、個別計画の策定

村は、避難行動要支援者の避難の確保を図るため、次の要領で事前の準備を進める。

1 避難支援等関係者となるもの

避難行動要支援者名簿、個別計画の策定は住民福祉対策部が対応する。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

次に掲げる者のうち災害時に自力での避難が困難かつ家族の支援が得られない者又は家族の支援だけでは避難が困難な者であって、災害時において地域での支援を希望する在宅の者とする。

- (1) 介護保険法に規定する要介護状態区分において、要介護3以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の者
- (3) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (5) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
- (6) その他災害時の避難支援が必要と認められる者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその収集方法

避難行動要支援者本人に郵便や個別訪問により、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由及びその他必要と認める事項を収集する。

また、村で把握していない情報については、県知事その他の者に書面をもって提供を依頼する。

4 名簿更新に関する事項

村は、平常時から避難行動要支援者の把握に努め、発災時に対象漏れがないように努める。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置

- (1) 発災時に円滑かつ迅速な避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者が担当する地域に限定して提供することや、避難支援等関係者に避難行動要支援者に関する情報が漏えいすることがないように施錠、複製の禁止など管理の徹底や取扱いの指導を行う。

- (2) 名簿作成のため保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部でできることや、発災時には特に必要な場合は本人の同意がなくても名簿情報の提供ができる。

6 要支援者が円滑に避難するため立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

防災行政無線による一斉放送又は個別受信機による限定告知により確実な避難に努める。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることの理解を求める。

同意を得るための様式

避難行動要支援者台帳

私（下欄の避難行動要支援者）は、避難行動要支援者台帳への登録を申し込みます。
 つきましては、下記の記載事項が、区域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、管轄警察署、管轄消防団、自主防災組織等に提供されることを承諾します。

佐那河内村長 様 本人氏名 _____

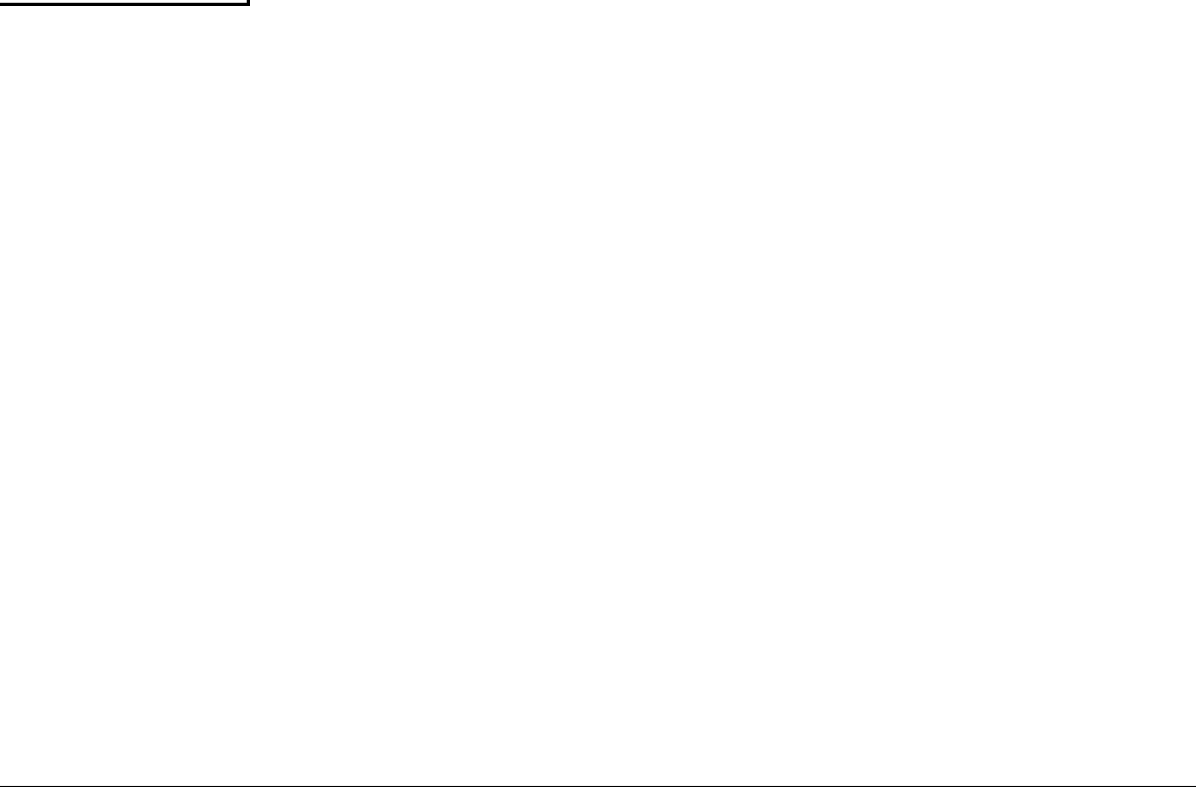
上記の署名が代筆の場合は、下記に代筆者の住所氏名を記入のうえ、押印してください。

住所 佐那河内村 字 _____ 氏名 _____ (印)

☞ ※ 太枠内を記入してください。

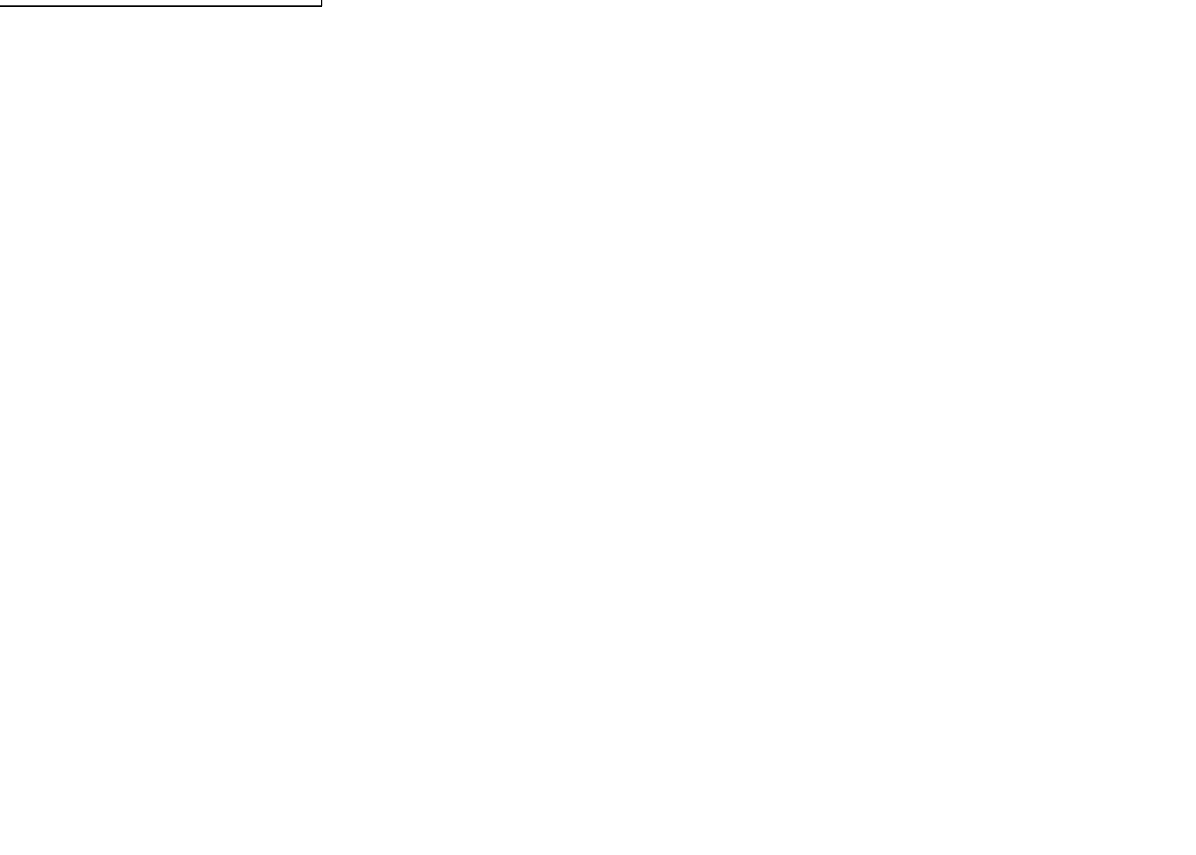
	提出日	平成	年	月	日					
避難行動要支援者	フリガナ				性別	フリガナ				性別
	氏名				男・女	氏名				男・女
	生年月日	年 月 日				生年月日	年 月 日			
	住所	佐那河内村 字 _____				電話番号	_____			世帯の状況
申請者の区分	1 介護認定者 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5									
	2 75歳以上の高齢者 <input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯									
	3 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級 【障がいの状況】 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 言語 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 内部									
	4 療育手帳 <input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2									
	5 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級									
	6 <input type="checkbox"/> 難病患者									
	7 <input type="checkbox"/> 1から6のほか登録を希望する人 (支援を必要とする理由 _____)									
かかりつけ医院	医院名	_____								
	所在地	_____								
	電 話	_____								
使用薬・用量 _____										
緊急時の連絡先	フリガナ				登録者との続柄					
	氏名				電話番号					
	住所		都 道 府 県							
	フリガナ				登録者との続柄					
	氏名				電話番号					
	住所		都 道 府 県							
特記事項	※ 特に配慮してほしいことがあれば、記入してください。（任意事項）									
受付番号	登録番号	常会名	担当民生委員	その他						

付近概況図



日常生活スペース概況図

※ 就寝場所には■印を記入のこと



第2 社会福祉施設等対策

1 防災設備の充実

社会福祉施設等の利用者は、要介護高齢者や心身障がい者（児）、傷病者等のいわゆる「避難行動要支援者」であることから、施設自体の災害に対する安全性を高めることが重要であり、スプリンクラーの義務設置施設については、速やかに設置を図るとともに、義務設置ではない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。

また、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても必要に応じ促進を図るものとする。

2 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに近隣住民等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努めるものとする。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時及び南海トラフ地震臨時情報発表時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、各々の施設の利用者の実態に応じた防災訓練を実施するものとし、特に自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮するものとする。

第3 在宅者対策

1 緊急通報システムの整備

村は、災害時における独居老人等の安全確保のため、緊急通報システムの整備・拡充に努めている。

現在、村では、独居高齢者世帯の31世帯に緊急通報装置が設置され、緊急時の安全確保に役立っている。（令和2年3月31日現在）

2 防災知識の普及・啓発

村は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

3 避難行動要支援者支援対策マニュアルの策定

村は、災害発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、具体的な防災対策及び応急救助対策の在り方をまとめた「避難行動要支援者支援対策マニュアル」を策定し、地域ぐるみの支援の指針とする。

避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実施を図るため、避難行動要支援者名簿を作成活用し、避難の支援、安否の確認、その他生命又は身体を災害から保護の迅速化を図るものとする。

なお、個人情報の収集にあっては、「避難行動要支援者台帳」に必要事項を記載

の上、提供を受けるものとする。

4 救出・救護体制の確立

災害時においては、種々の要因により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が制約を受けることが予想されるため、避難行動要支援者に対し、自主防災会等を中心とした住民相互の連携による地域全体での救出・救護体制を確立することが必要となる。

このため、村は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、常会等を中心とした自主防災組織の育成についても促進を図るものとする。

5 ボランティア団体等による独居高齢者の把握

村は、災害時に備え、独居高齢者の把握等を行う際ボランティア団体の協力を得られるよう体制を整えるものとする。

第15節 広域応援計画

関係機関
総務課、消防団

村は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして、広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第1 市町村間の相互応援

村は、既に締結している消防以外の分野について、他の市町村に対する応援を求める場合を想定して、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

村では、勝浦町、神山町との間で、相互の消防力を活用し、火災又は災害による被害の軽減を図ることを目的に「消防相互応援協定」を締結している。

また、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合との間で、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的に「徳島縣市町村消防相互応援協定」を締結している。

更に、徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町との間で、地震等による大規模な災害時における応急対策の一層の充実及び強化を図ることを目的に「徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書」を締結している。

第2 消防機関の相互応援

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう締結されている「徳島縣市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援態勢の強化を図る。

[資料編] 12-1 消防相互応援協定書（神山町）

[資料編] 12-2 消防相互応援協定書（勝浦町）

[資料編] 12-3 徳島縣市町村消防相互応援協定

[資料編] 12-5 徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書

第16節 防災施設等整備計画

関係機関
総務課、建設課、消防団

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄、調整については平素から十分留意するとともに、逐次計画的に備蓄を進めるものとする。

第1 水防に必要な備蓄資材、機材

村は、水防活動に際し、自己備蓄する資材、機材のみでは不足する場合、県に応急支援の要請するものとする。

第2 防災用資機材の備蓄及び調達体制の整備

災害応急対策活動に必要な防災用資機材の迅速かつ円滑な確保を図るため、備蓄及び調達体制を整備する。

1 備蓄計画の策定

「阪神・淡路大震災」並びに「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）」の教訓を踏まえ、関係機関との連携を図りながら備蓄計画を策定する。

大災害時には、住民自らの救出活動が大きな成果を上げ、そのための消防団による資機材の放出等の事態も想定し備蓄を推進するものとする。

2 備蓄計画の策定にあたっての基本的考え方

(1) 備蓄対象品目

対象品目は、消火・人命救助活動及び被災住民の避難生活等において必要な資機材について、広範な検討を行う。

(2) 関係機関との連携

資機材の備蓄にあたっては、消防団の資機材の充実強化に加え、各常会による備蓄の検討も行うものとする。

(3) 流通備蓄に係る協定の締結

生活必需品等の備蓄計画に基づき調達計画を作成し、販売業者と充分協議し、その協力を得るとともに、物資調達に関する協定により、生活必需品等を供給できる体制を整備する。

第3 防災拠点施設等の整備

防災中枢機能を果たす村役場庁舎について、防災設備の充実及び災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害対策資機材の備蓄を推進する。

1 村役場庁舎の整備

防災活動の中核機関となる災害対策本部を設置する役場庁舎について、自家発電設備の定期的な保守点検や燃料の備蓄を行うとともに、食糧の備蓄、浄水機械の導入等を行う。

備蓄資材	台数・数量
自家発電機	2台
発電機用燃料	軽油 40L
食料	3,000食（平成24～28年度）
浄水機	1台（プールの水を浄水して飲料水とする）

2 村農業振興センターの整備

村役場庁舎が被災した場合の代替施設として、村農業振興センターを指定し、防災設備の整備や防災資機材の備蓄に努める。

第4 各種データの整備保全

村は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍・住民基本台帳・地籍・建築物・権利関係・施設・地下埋設物等情報及び測量図面・情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

現在、毎月住民台帳データをDATテープに保存し県外にて保管している。

[資料編] 7-1 水防倉庫設置及び備蓄資器材の状況

[資料編] 7-5 佐那河内村消防団配備備品

第17節 孤立化対策計画

関係機関
総務課、建設課、消防団

災害発生時、道路の寸断等により孤立化が予想される中山間地等の集落の防災対策を進めるため、村は、県と協力して、次に掲げる事項について、あらかじめ対策を講じておくものとする。

第1 通信手段の確保

中山間地等において孤立化し通信の途絶が予想される地域について、衛星携帯電話等通信手段の多重化に努める。

通信機器	台数
衛星携帯電話	3台

第2 ヘリコプター駐機スペースの確保

孤立して陸上輸送が不可能となる場合に備え、孤立が予想される地域について、ヘリコプター駐機スペースの確保に努める。

第3 生活必需品の備蓄

孤立化が予想される地域の住民に対し、食糧及び生活必需品の備蓄等、孤立化に対する対策の啓発に努める。

第18節 業務継続計画

関係機関
各課局共通

佐那河内村業務継続計画を準用する。

第1編

第3章 災害応急対策計画

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動態勢計画

関係機関
各課局共通

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

第 1 組織

1 村防災会議

災対法及び村防災会議条例（昭和 38 年佐那河内村条例第 2 号）に基づいて設置された機関で、地域における防災行政を総合的に運営するための組織として村防災会議が置かれている。

その組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

(1) 組織

ア 会長（村長）

イ 委員（委員定数 15 人以内）

- (ア) 徳島県警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (イ) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (ウ) 教育長
- (エ) 消防団長
- (オ) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- (カ) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
- (キ) 徳島県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者

① 所掌事務

村地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

村の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に基づく事務。

② 村防災会議の運営

村防災会議条例の定めるところによる。

2 村災害対策本部

(1) 村災害対策本部の設置

村に災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図る必要があると認めるとき、村長は村災害対策本部条例（昭和 38 年佐那河内村条例第 3 号）に基づき、村災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置するものとする。

(2) 本部設置の基準

本部の設置の基準は、次のとおりである。

- ア 災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な災害の発生が予想されるとき。

- イ 災害が広範な地域にわたり、又は拡大するおそれのあるとき。
- ウ その他非常災害が発生、又は発生するおそれのある場合で村長がその必要を認めるとき。

(3) 廃止の基準

本部は、おおむね次の基準により村長が廃止する。

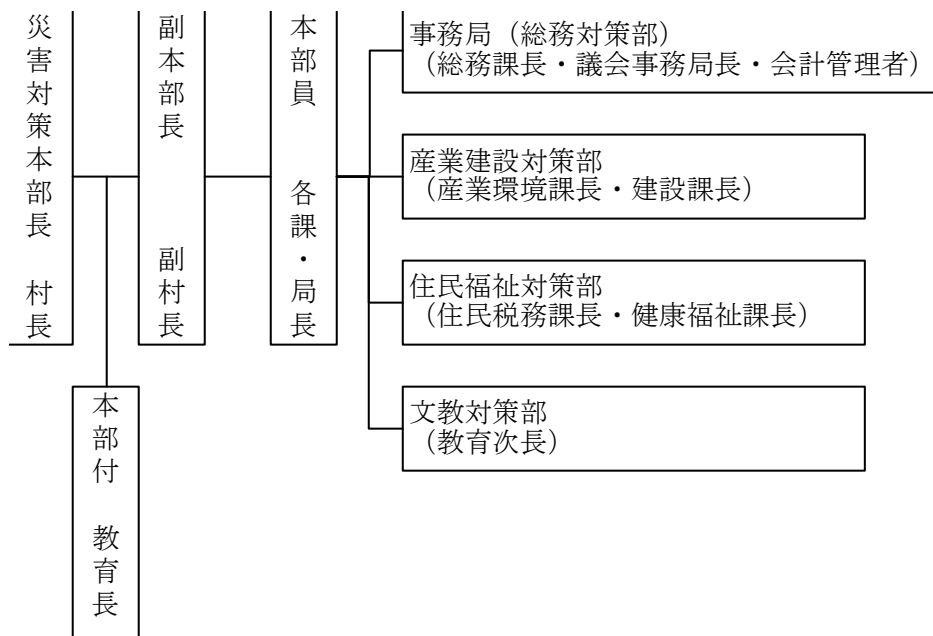
- ア 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
- イ 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

(4) 本部の設置及び廃止の公表

本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、その他の確迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法
防災会議委員	電話、電報、口頭
県知事	電話、防災行政無線、電報、口頭
中央警察署佐那河内村駐在所	電話、電報、連絡員
隣接の市町村長	電話、電報、口頭
村の関係機関	口頭、電話、庁内放送、FAX一斉送信
報道機関	口頭、文書、電話、電報
住民一般	電話、広報車、電報、口頭、村防災行政無線（同報系）、村ホームページ

(5) 本部の組織図



(6) 本部の任務

本部は災害対策の推進にあたり、関係組織を一元化し、その円滑なる運用を図り、村防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急の各対策を実施するものとする。

なお、業務の実施にあたっては、国の現地災害対策本部及び県の現地災害対策本部との十分な連携を図るものとする。

(7) 本部開設前の措置

- ア 総務課長は、予警報又は情報等により、災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置する。
 - (ア) 予警報、情報の収集及び連絡調整
 - (イ) 人員配備の指示
 - (ウ) 関係課局等との連絡調整
- イ 休日又は勤務時間外において、予警報又は異常な情報を受理した宿日直員は、直ちに総務課長に通報して指示を受ける。

(8) 本部の設置場所

- ア 本部は、村役場におく。ただし、特別の事情があるときは、本部長が定めるところにおくことができる。
- イ 本部には、本部の所在を明確にするため「佐那河内村災害対策本部」の掲示をする。

(9) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長（村長）、副本部長（副村長）及び本部員（各課局長）で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部会議の開催

- (ア) 村長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは本部会議を招集するものとする。
- (イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務企画課長に申し出るものとする。

ウ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

オ 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務対策部が担当する。

(10) 本部の事務分担

本部は、次の事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

災害対策本部分掌事務

部	事務分担	
総務対策部	1	災害対策全般に関すること。
(事務局)	2	防災計画（消防・水防）の立案に関すること。
(総務企画課長)	3	村本部の設置及び廃止に関すること。
(議会事務局長)	4	本部長の指示等の伝達に関すること。
(会計管理者)	5	本部長秘書に関すること。
	6	本部会議に関すること。
	7	職員の動員、派遣に関すること。
	8	県との連絡調整及び被害報告に関すること。
	9	県及び他市町村に対する職員派遣要請に関すること。
	10	災害見舞視察者に関すること。
	11	村有財産、営造物の被害状況調査及び災害対策に関すること。
	12	村有建築物等の応急復旧対策に関すること。
	13	応急仮設住宅の建設に関すること。
	14	庁舎内の通信施設の確保に関すること。
	15	災害対策に必要な車両の配車に関すること。
	16	庁有車両等にかかる燃料の確保に関すること。
	17	災害関係文書の収発受に関すること。
	18	災害情報の収集及び伝達報告に関すること。
	19	被害情報の収集、集計、報告に関すること。
	20	記録の編集保存に関すること。
	21	災害状況の記録、撮影及び情報に関すること。
	22	消防団、自主防災組織に関すること。
	23	国及び関係機関に対する協力要請に関すること。
	24	自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	25	各種団体等との協力要請及び連絡調整に関すること。
	26	災害時の相互応援協定に関すること。
	27	災害現地との連絡に関すること。
	28	災害時の輸送力の確保調整等に関すること。
	29	災害時の交通規制に関すること。
	30	被災職員の福利・厚生等に関すること。
	31	常会との協力要請及び連絡調整に関すること。
	32	村議会の総括に関すること。
	33	村議会との連絡調整に関すること。
	34	災害対策の予算及び資金に関すること。
	35	り災証明書の発行に関すること。
	36	警察等への伝達に関すること。
	37	火災・水災・震災等の消防・水防業務全般に関すること。
	38	災害の警戒、防御、救助救出に関すること。
	39	被災者の救助及び避難者の保護並びに行方不明者の捜索に関すること。
	40	各対策部門間の連絡調整に関すること。
	41	避難の指示に関すること。
	42	気象予警報、情報等の受理・伝達に関すること。
	43	防災行政無線の管理に関すること。
	44	災害時の通信の確保に関すること。
	45	災害要望書の作成に関すること。
	46	災害広報に関すること。
	47	ホームページ等による情報提供に関すること。

第1編（総則・一般災害対策編） 第3章 災害応急対策計画

	48	臨時広報紙、チラシ等の作成、配付に関する事。		
	49	災害関係文書、発送、印刷物等に関する事。		
	50	電算システム及びネットワーク機器の点検、安全確保対策に関する事。		
	51	報道関係機関との連絡及び記者会見等に関する事。		
	52	災害に関する情報等の住民に対する広報に関する事。		
	53	災害対策のための労務者の確保に関する事。		
	54	その他各対策部に属さない任務に関する事。		
	55	その他必要に応じて他の対策部の応援にあたる事。		
部	事務分担		産業	建設
産業建設対策部	1	農林産物、家畜及び農林業施設の被害調査に関する事。	○	
(産業環境課長)	2	病虫害の発生予防及び防疫に関する事。	○	
(建設課長)	3	被害農家の被害融資及び営農指導に関する事。	○	
	4	農林作物、家畜の災害対策に関する事。	○	
	5	家畜の防疫及び保健衛生に関する事。	○	
	6	農産施設等の災害対策に関する事。	○	
	7	種苗、肥料、飼料、薬剤等の確保に関する事。	○	
	8	農林業関係災害対策指導に関する事。	○	
	9	農業林業、畜産関係団体との連絡調整に関する事。	○	
	10	林業関係及び村有地全般の災害対策に関する事。	○	
	11	商工関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。	○	
	12	被災商工業者に対する金融に関する事。	○	
	13	観光客対策に関する事。	○	
	14	商工観光関係団体との連絡調整に関する事。	○	
	15	治山、水防、砂防の災害対策に関する事。		○
	16	土木施設等の災害対策、被害状況調査に関する事。		○
	17	災害対策に必要な資材等の調達に関する事。		○
	18	災害対策に必要な用地の確保に関する事。		○
	19	災害対策に必要な車両等の調達に関する事。		○
	20	土木施設の災害対策及び応急修理に関する事。		○
	21	土木施設の危険箇所及び迂回路等の公示並びに表示に関する事。		○
	22	応急危険度判定に関する事。		○
	23	建設業者との連絡調整に関する事。		○
	24	村内の関係機関との連絡調整に関する事。	○	○
	25	県内外の関係機関との連絡調整に関する事。	○	○
	26	障害物の除去に関する事。		○
	27	農地、農業用施設の災害対策に関する事。		○
	28	水道施設等の被害状況調査に関する事。	○	
	29	水道施設等の災害対策及び応急修理に関する事。	○	
	30	応急給水に関する事。	○	
	31	災害時における飲料水の確保に関する事。	○	
	32	節水、断水及び給水に関する広報に関する事。	○	
	33	集落排水施設等の被害状況調査等に関する事。	○	
	34	集落排水施設の災害対策及び応急修理に関する事。	○	
	35	被災地の環境保全に関する事。	○	
	36	災害による公害対策に関する事。	○	
	37	災害時の廃棄物に関する事。	○	
	38	ごみ・し尿処理に関する事。	○	
	39	仮設トイレの設置に関する事。	○	

第1編（総則・一般災害対策編） 第3章 災害応急対策計画

	40	災害時の死亡獣畜処理に関すること。	○	
	41	村営住宅の被害調査及び災害対策等に関すること。		○
	42	その他必要に応じて他の対策部の応援にあたること。	○	○
部		事務分担	住民	健康
住民福祉対策部	1	災害救助全般に関すること。		○
(住民税務課長)	2	災害時の埋火葬の許可に関すること。	○	
(健康福祉課長)	3	被災者の身元調査及び照会に関すること。	○	
	4	届出による行方不明者名簿の作成に関すること。	○	
	5	被災者に対する国民年金保険料の免除等に関すること。	○	
	6	被災納税者の税の減免、徴収猶予に関すること。	○	
	7	村民税関係被害の調査、報告、減免等に関すること。	○	
	8	固定資産税関係被害の調査、報告に関すること。	○	
	9	国民健康保険税に関すること。	○	
	10	災害時における国民健康保険に関すること。		○
	11	災害に伴う医療費の減免に関すること。		○
	12	災害弔慰金の支給等に関すること。		○
	13	被災世帯、被災住宅等の被害状況の調査に関すること。		○
	14	被災住宅の災害対策に関すること。		○
	15	被災住民への税関係の相談に関すること。	○	
	16	災害救助法による救助の適用及び強制権の発動に関すること。		○
	17	被災者援護に関すること。		○
	18	高齢者、要配慮者等避難行動要支援者の安全確保に関すること。		○
	19	外国人の救援、救護の総合調整に関すること。		○
	20	避難住民の誘導、救済に関すること。		○
	21	福祉施設の被害調査及び被害対策に関すること。		○
	22	炊出し、その他食品の給付に関すること。		○
	23	被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関すること。		○
	24	指定避難所、指定緊急避難場所、救護所、福祉避難所の設置、管理及び運営に関すること。		○
	25	安否情報の収集整理及び照会に関すること。	○	
	26	被災者の苦情、陳情、相談、問い合わせ等の受付に関すること。		○
	27	住民への災害相談に関すること。		○
	28	り災見舞金の募集及び配分に関すること。		○
	29	保育所の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。		○
	30	幼児の避難及び安全送致に関すること。		○
	31	幼児の臨時保育に関すること。		○
	32	幼児の保健衛生管理に関すること。		○
	33	義援金の受入れ、保管に関すること。		○
	34	災害対策に関する出納及び決算に関すること。		○
	35	義援金の出納及び保管に関すること。		○
	36	ボランティアの受け入れ及び活動支援に関すること。		○
	37	社会福祉協議会との連携に関すること。		○
	38	日本赤十字社との連絡調整に関すること。		○
	39	民生児童委員との連絡調整に関すること。		○
	40	食品、被服、寝具その他生活必需品の確保に関すること。		○
	41	災害時の感染症発生の予防及び防疫、健康管理に関すること。		○
	42	災害時に医療・助産に関すること。		○
	43	災害時における医師会等の応援要請に関すること。		○

第1編（総則・一般災害対策編） 第3章 災害応急対策計画

	44	医療救護班の編成及び巡回治療に関すること。		○
	45	救護所及び移動診療所の開設に関すること。		○
	46	被災者、災害救助従事者の医療に関すること。		○
	47	遺体の検案に関すること。		○
	48	遺体の処理及び火葬に関すること。	○	
	49	災害対策用薬品その他衛生材料の確保に関すること。		○
	50	被災者への臨時健康相談、健康診断に関すること。		○
	51	被災住民に対する健康支援及びこころのケア対策に関すること。		○
	52	介護サービス事業者との連絡調整に関すること。		○
	53	その他必要に応じて他の対策部の応援にあたること。	○	○
部	事務分担			
文教対策部	1	教育内容全般の災害対策に関すること。		
(教育次長)	2	応急教育対策の予算編成に関すること。		
	3	教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。		
	4	教育関係義援金の受け付けに関すること。		
	5	災害時の応急教育に関すること。		
	6	児童生徒等の安全確保、安否確認及び避難誘導に関すること。		
	7	災害時の学校教育に関すること。		
	8	教職員の確保に関すること。		
	9	被災児童生徒の被害調査及び字用品、教科書等の支給計画に関すること		
	10	各学校との連絡調整に関すること。		
	11	児童生徒等の健康管理と学校その他教育施設の衛生防疫に関すること。		
	12	災害時の学校給食に関すること。		
	13	社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。		
	14	社会教育施設及び社会体育施設利用者の安全確保に関すること。		
	15	災害対策に協力する社会教育関係団体等の連絡調整に関すること。		
	16	社会体育施設の被害調査及び災害対策に関すること。		
	17	文化施設の被害調査及び災害対策に関すること。		
	18	県教育委員会との連絡調整並びに被害報告に関すること。		
	19	その他必要に応じて他の対策部の応援にあたること。		

(11) 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（村長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位 副村長

第2順位 総務課長

第3順位 その場における最高責任者

なお、上記の順位は災害対策本部設置前の段階においても同様とする。

[資料編] 2－ 1 災害対策基本法(抜粋)

[資料編] 1 3－ 1 佐那河内村防災会議条例

[資料編] 1 3－ 2 佐那河内村災害対策本部条例

[資料編] 1 3－ 3 佐那河内村防災会議委員名簿

第2節 配備体制及び職員の配置計画

第1 職員の配備体制

職員の配備体制及び動員体制は、次によるものとする。

配備区分	配備時期	配備内容	配備要員
第1配備 (準備体制)	1 気象予警報が発表され相当な災害の発生が予想される時。 2 台風が本県に接近するおそれがあるとき。 3 大規模な災害が発生、または発生の恐れが高まったとき。 4 その他必要により村長が指令したとき。	特に関係ある部の少数人員で情報収集及び連絡活動を主とし、状況により第2配備に円滑に移行し得る体制とする。	総務対策部総務課消防係の職員
第2配備 (警戒体制)	1 暴風、大雨、洪水警報及び大雨特別警報が発表されたとき。 2 台風が通過することが確実とされたとき。 3 河川がはん濫注意水位に近づいたとき。 4 その他特殊災害が発生し、大規模な災害が予測される時。 5 大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が生じたとき。または、特に大きな被害が予想される時。 6 その他必要により村長が指令したとき。	災害応急対策に関係のある部の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切換え得る体制とする。	総務対策部（総務課消防係の職員）及び産業建設対策部の部長。 その他の部の部長は状況により参集する。
第3配備 (非常体制)	村災害対策本部が設置されたとき。	災害応急対策活動を行う。	全職員

第2 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって、次の動員計画により動員を行うものとする。

1 職員の動員計画

職員の動員計画は上記「第1 職員の配備体制」によるものとする。

2 連絡責任者の任命及び責務

- (1) 各課に業務連絡の責任者を定めるものとする。
- (2) 連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。
- (3) 連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を総務対策部長まで届け出るものとする。

3 消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策実施状況等に応じて、本部長（村長）は消防団長に命令

することができる。

なお、出動の基準、招集の方法等は、本編3章第36節「消防計画」による。

4 動員配備等の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

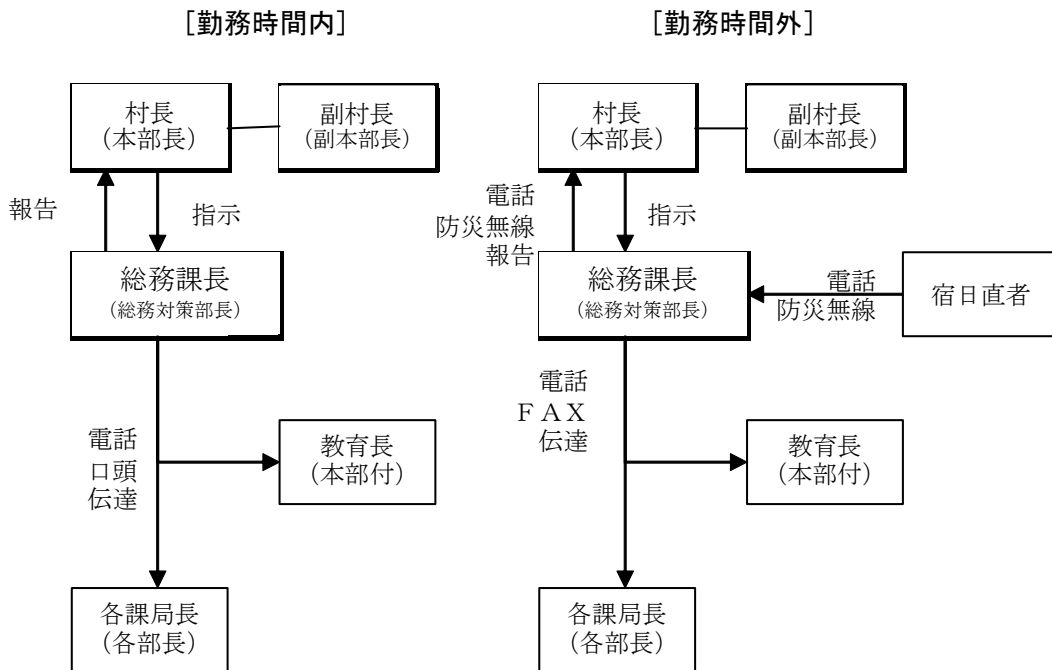
(1) 勤務時間内における伝達

- ア 気象予警報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務対策部長は、本部長（村長）の指示により非常配備を決定し、各部連絡責任者にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。
- イ 各部連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。
- ウ 総務対策部長は、消防団長に非常配備を伝達する。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- ア 宿日直員は、非常配備に該当する気象予警報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務対策部長に連絡するものとする。総務対策部長は、宿日直員から連絡を受けた場合は、本部長（村長）、副本部長（副村長）に報告し、配備体制の指示を受け、各部連絡責任者に伝達する。
- イ 総務対策部長は、消防団長に非常配備を伝達する。
- ウ 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

5 動員配備の伝達系統図



6 職員の待機

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

第 3 相互応援協力

1 市町村間の相互応援協力

- (1) 村長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときには、他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。
- (2) 村長は、災害時の応援協力について、あらかじめ、相互応援協定を締結するよう努めるものとする。
- (3) 参考
徳島県町村会と鳥取県町村会は危機事象発生時の相互応援協定を締結した。
両県の町村をブロックに分け、ブロック単位で被災町村を支援する。具体的には被災をしていない県の町村が支援物資の提供や職員の派遣、被災児童・生徒の一時受入れを行う。

2 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請及びあっせん

- (1) 村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期するものとする。
- (2) 知事又は村長は、職員の派遣要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。
 - ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由
 - イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第 4 自衛隊派遣要請

村長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し、その旨依頼する。

なお、出動要請については、本編第 3 章第 8 節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第3節 防災関係機関応援計画

災害時においては各機関がおのおのの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するものとするが、必要に応じ他の機関の協力を求め実施の円滑を期するものとする。そのため、各機関は平素から法令又は本計画の定めるところにより、関係機関と協議し、協力体制を確立しておくものとする。

第1 資料の相互交換

県、村及び指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

第2 応援協力等の要請

1 村の応援要請等

(1) 他の市町村への応援要請

村長は、村の応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援要請を行うものとする。（法第67条）

(2) 県への応援要請等又は職員派遣のあっせんの要請

村長は、県に対し応援等を求める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣のあっせんに県を求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

ア 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

(ア) 災害救助法の適用

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- ⑥ その他必要な事項

(イ) 被災者の他地区への移送要請

- ① 移送要請の理由
- ② 移送を必要とする被災者の数
- ③ 希望する移送先
- ④ 被災者の収容期間

(ウ) 県の応援要請又は応急措置の実施の要請（法第68条）

- ① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を求める理由
- ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑤ その他必要な事項

イ 自衛隊災害派遣要請の要求（法第68条の2）

本編第3章第8節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

ウ 指定地方行政機関、他の市町村、府県等の職員派遣のあっせんを求める場合（法第30条）

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他参考となるべき事項

(3) 定地方行政機関の長、他の市町村、府県等に対する職員の派遣要請（法第 29 条、地方自治法第 252 条の 17）

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

2 消防機関の応援要請

村は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

○消防庁及び代表消防機関連絡窓口	
消防庁	
平日（9：30～17：45）	広域応援室
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537
消防防災無線	
TEL 8-90-49013	FAX 8-90-49033
衛星系	
TEL 0-048-500-90-49013	FAX 0-048-500-90-49033
※ 平日（9：30～17：45）以外 宿直室	
TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553
※平日（9：30～17：45）以外 宿直室	
消防防災無線	
TEL 8-90-49013	FAX 8-90-49036
衛星系	
TEL 0-048-500-90-49013	FAX 0-048-500-90-49036
代表消防機関 徳島市消防局	
TEL 088-656-1190	FAX 088-656-1202
代表消防機関代行 阿南市消防本部	
TEL 0884-22-1120	FAX 0884-22-1190
代表消防機関代行 徳島中央広域連合消防本部	
TEL 0883-26-1191	FAX 0883-24-9918

3 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請（法第 80 条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、関係機関に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合、県に応援要請をしようとする場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- (3) 応援を必要とする期間及び場所
- (4) 応援を必要とする活動の具体的内容
- (5) その他必要な事項

第 3 各機関の協力及び経費の負担

1 協力の実施

- (1) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与するものとする。
- (2) 各機関の協力業務の内容は、本編 第 1 章 第 6 節関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱に定めるものとし、協力方法は各計画に定めるところによるものとする。
- (3) 各機関の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、事前に協議を整えておくものとし、県は各機関の間にあつて相互協力の斡旋をするものとする。

2 経費の負担

- (1) 国又は他都道府県から村又は県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法又は相互応援協定に定めるところによるものとする。
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

第 4 公共的団体等との協力体制の確立

村及び防災機関は、それぞれの所掌事務又は業務に係る公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

1 公共的団体とは次のものをいう。

村社会福祉協議会、徳島西医師会、徳島市農業協同組合、徳島中央森林組合、村商工共栄会、村日赤奉仕団、婦人会、村建設業協会、アマチュア無線クラブ等。

2 協力体制の確立

村は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務、協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- (2) 災害時における広報等に協力すること
- (3) 出火の防止、初期消火に協力すること
- (4) 避難誘導、避難場所での救助に協力すること

- (5) 被災者の救助業務に協力すること
- (6) 炊出し、救助物資の調達配分に協力すること
- (7) 被害状況の調査に協力すること

[資料編]	1 2 - 1	消防相互応援協定書（神山町）
[資料編]	1 2 - 2	消防相互応援協定書（勝浦町）
[資料編]	1 2 - 3	徳島県市町村消防相互応援協定
[資料編]	1 2 - 5	徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書

第4節 情報通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常無線通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害通信連絡

1 気象・地象及び水象に関する警報・注意報及び情報の伝達

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する注意・警報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により迅速、かつ的確に伝達し、その周知徹底をはかるものとする。

(1) 気象に関する警報・注意報・情報の伝達系統



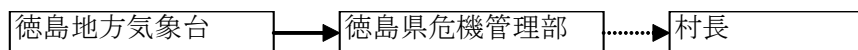
注1 NTT西日本へは警報とその解除だけを通知する。

2 破線は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによる県庁統制局一斉通信を示す。以下各図とも同じ。

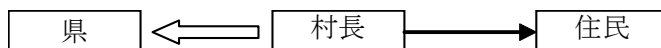
3 太枠は発表官署、機関を示す。

(2) 伝達系統

ア 火災気象通報の伝達系統



イ 火災気象通報の伝達系統



注1 火災気象通報は、村長がアの通報を受けたとき、又はイの気象の状況が火災予防上危険と認めたときに発令することができる。

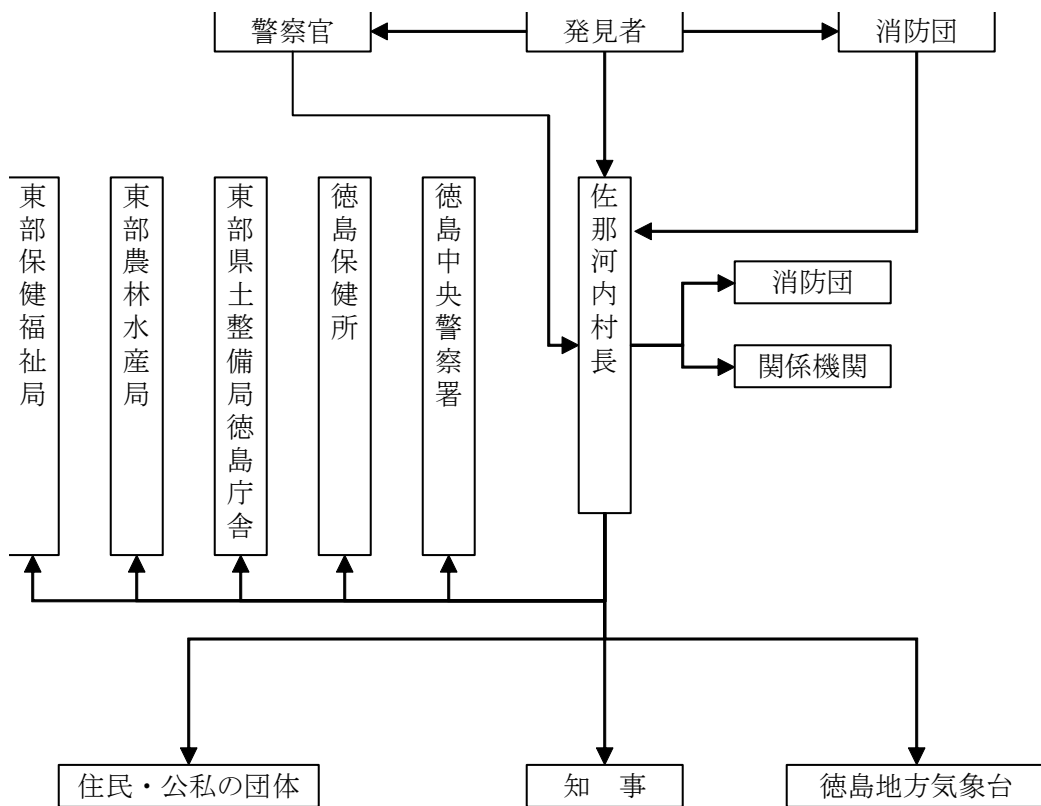
注2 →は通知、←は連絡。

2 異常な現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象（異常水位、地すべり、火災等）を発見した者は、遅滞なくその旨を村長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報しなければならない
- (3) (1)、(2)により通報をうけた村長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。
 - ア 徳島地方気象台
 - イ 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）
 - ウ 福祉事務所、東部県土整備局、警察署及びその他の関係機関
- (4) 村長は、(1)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

[異常現象通報系統]

(火災、林野火災)



第2 災害時における通信の方法

各防災機関の災害時における通信は、専用通信設備を設置する機関においては専用通信設備により、その他の機関においては加入電話により行うものとする。

この場合において、自己の専用通信設備又は加入電話が通信不能となったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信設備を利用して通信することができるので、平常時から災害時における通信の確保を図るよう配慮しておくものとする。

関係機関との連絡方法は次のとおりとする。

村	←-----▶	警察	=	N T T回線、急使
村	←-----▶	消防団	=	防災無線（同報系）
村	←-----▶	自主防災組織	=	N T T回線

第3 災害時優先電話等

災害時優先電話とは、電話を発信するときの優先機能を有する電話をいいます。

災害の救援、復興や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめ指定されている電話で回線毎に指定されており、災害により被災地へ電話が殺到した場合、一般の電話はかかりにくくなりますが、災害時優先電話から発信された電話は優先的に接続されます。

1 「災害時優先電話」に指定されている村役場の加入電話

088-679-2111	総務課長席
088-679-2112	副村長席
088-679-2304	社会福祉協議会

2 保有する衛星携帯電話

08-8630-0122	総務課で保管
08-8630-0123	
08-8630-0124	

3 公衆電話

公衆電話は、災害時優先電話と同様に電話が殺到した場合でも通話規制を受けることなく優先的に接続される。

嵯峨老人憩の家	嵯峨生活改善センター
保健センター	寺谷生活改善センター
村民体育館	小・中学校体育館
宮前公民館	桜集会所
農業総合振興センター	村役場前

第4 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要事項を内容とした電報は、「非常電報」として取扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された日本電信電話株式会社に「非常電報」であることを申し出ること。

なお、電報料金は、無料である。

1 非常電報の依頼手続き

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙にカタカナで書く
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする
- (3) あて先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する

2 非常通信の料金

- (1) 日本電信電話株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 日本電信電話株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第5 村防災行政無線

災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ正確に行うため、村防災行政無線を最高度に活用し、情報通信の確実を期する。

1 防災行政無線の概要

(1) 移動系

防災行政無線	移動系無線電話装置	車載携帯兼用無線器	5台
	周波数 466.95MHz	携帯型無線器	14台
		固定系子局	1台

(2) 同報系

本村の同報系無線は、屋外スピーカ27箇所（うち双方向3箇所）、戸別受信機800台を配し、村内全域をほぼ網羅している。

しかし、県防災行政無線システムの更新等を契機に見直しを図り、効率的な情報伝達が行えるよう体制を整えるものとする。

第6 消防救急デジタル無線設備の整備

村は平成26年7月に、林野火災の対応や重篤者の迅速な病院搬送のため、徳島県消防防災ヘリコプターやドクターヘリの出動を要請した際に、現場と航空隊間において情報交換ができない状況にあったことから、勝浦町、上勝町と共同で消防救急デジタル無線を整備した。

今後は、大規模災害時における県下消防本部や全国の緊急消防援助隊間においても、確実な情報交換が可能となり、迅速な消火、患者搬送が可能となった。

1 整備した無線設備の概要

- (1) 卓上型固定移動局無線装置 1台
- (2) 車載型無線機（患者搬送車に積載） 1台
- (3) 携帯型無線装置 4台

第7 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、電力事業を行う機関の占有有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができることから、平常時から最寄りの占有線通信設備を有している機関と事前協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

機	関	名
徳島県警察本部		徳島中央警察署 佐那河内村駐在所
四国電力（株）		徳島支店

第8 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信がと絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運

用されるよう配慮しておくものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬用具の確保その他緊急措置に関するもの
- (10) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (11) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

第9 放送の要請

村長は災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、あらかじめ協議で定めた手続きにより、放送局に放送を要請することができる。

県においては、日本放送協会徳島放送局及び四国放送(株)、ケーブルテレビ徳島(株)並びに(株)エフエム徳島に放送を要請することに関して、知事と日本放送協会徳島放送局長及び四国放送社長、ケーブルテレビ徳島社長並びにエフエム徳島社長との間に「災害時における放送要請に関する協定」を結んであり、村においてはこの協定を準用して放送を要請することができるので、これに関する取扱いの円滑な実施を図るため、平常時から関係放送局と十分協議しておくものとする。

第10 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第5節 災害情報の収集・報告計画

関係機関
各課局共通

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という。）については、本計画の定めるところにより行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されない場合における被害報告については、本計画に準じて行うものとする。

第1 被害報告についての協力

村防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要あると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるのでこれを活用する。（災対法第21条）

第2 被害状況調査等の措置

- 1 被害状況の調査は、村が関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得て、現地の実情を把握するため災害調査班を編成して実施する。
- 2 被害が甚大のため村において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- 3 被害状況の調査については、県（消防防災課）と密接な連絡を図り、脱ろう、重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況はその理由を検討する。
- 4 村長は、調査、把握した被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を速やかに県（消防防災安全課）に報告する。
- 5 村防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を、必要に応じて村と相互に連絡するものとする。

第3 被害報告責任者及び報告の系統

- 1 被害報告責任者は、災害対策本部の総務対策部長とする。
- 2 各部長は、村内に災害が発生したときは、速やかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を総務対策部長を経て村長に報告し、村長は、別紙様式により知事に報告する。
- 3 報告は、災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて逐次行うものとし、最終の報告は応急措置完了後10日以内に行うものとする。
- 4 村長の村防災会議構成機関に対する通報については、村長は必要に応じ被害状況及び応急対策等を村防災会議構成機関に通報するものとする。

5 被害状況等の報告及びとりまとめ担当課は、次のとおりとする。

担 当		協力団体等	調 査 事 項
部（班）	調査責任者		
総務対策部	総務課長	地域 消防団 各部調査責任者 施設	一般被害及び応急対策状況の総括 人的被害の総括 公共施設等村有財産の総括
産業建設対策部	産業環境課長 建設課長	地域 農業委員会 徳島市農協佐那河 内支所 施設 村水道組合	農産物、家畜の被害 林産物、同施設の被害 林業用施設の被害 商業、工業施設の被害 観光施設の被害 公共土木施設の被害 治山の被害 農地、農業用施設の被害 簡易水道施設の被害 集落排水施設の被害 村営住宅の被害
住民福祉対策部	健康福祉課長	施設 地域 民生委員 施設	社会福祉施設の被害 一般住宅の被害 医療施設の被害 園児に関する被害
文教対策部	教育次長	小・中学校 施設 公民館長	教育施設、社会教育施設の被害 児童・生徒等に関する被害

第 4 災害報告の種類

災害報告は、資料編 1 4 - 1 火災・災害等速報要領の第 4 号様式(その 2)のとおりとする。

なお、これの報告要領等のおおむねの標準は、次のとおりである。

1 発生報告

災害が発生したとき直ちに報告するもので、災害の原因、災害発生の日時及び場所又は地域、災害発生時における被害状況等について行う。

2 中間報告

被害状況が判明した都度、応急措置の完了するまでの間、逐次報告するもので、被害状況、災害に対してとられた措置の概要等について行う。

3 確定報告

被害状況が確定し、応急措置が完了した後、直ちに報告するもので、確定した被害状況、災害に対してとられた措置の概要の全般について行う。

第 5 報告の方法

1 発生報告及び中間報告

この報告は、電話又は電報をもって行うものとし、被害が激甚で通信設備の潰滅等のため、一般の電話又は電報による報告が困難の場合においても、警察その他の有線電気通信設備又は無線設備を利用して報告する。ただし、いかなる通信施設においても報告不能の場合は、急使を派遣する等あらゆる手段を尽して報告するもの

とする。

2 確定報告

被害状況が確定し、応急措置が完了次第、必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

第6 報告先

村災害対策本部の各組織は、「災害発生報告・災害中間報告・災害確定報告」により、所管する事項の被害状況について、逐次速やかに電話又は防災行政無線により報告を行う。

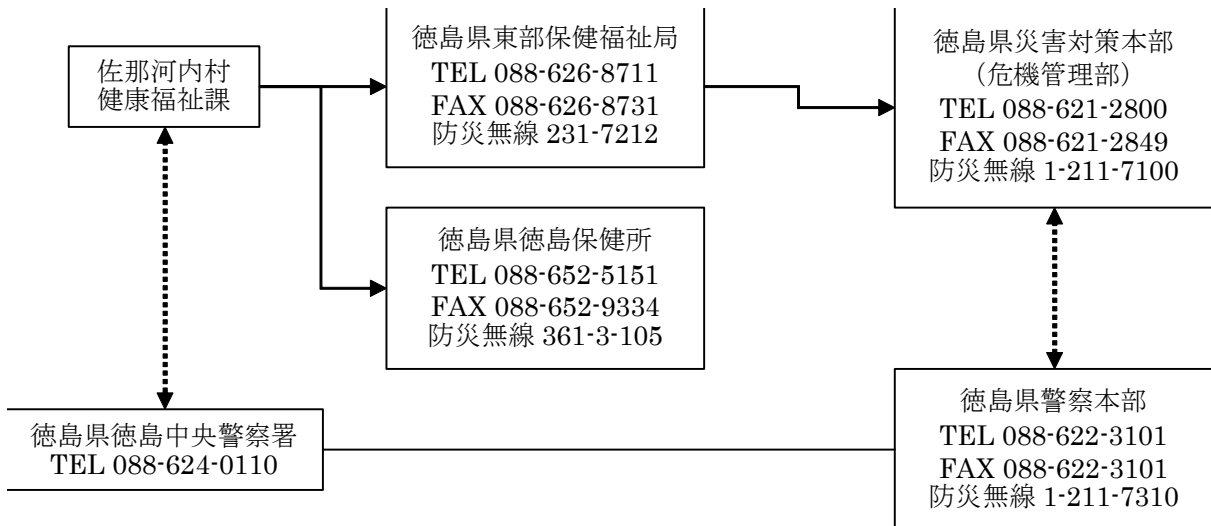
県出先機関に報告できない場合には、県へ報告を行う。

県に報告できない場合には、消防庁経由で内閣総理大臣に報告する。

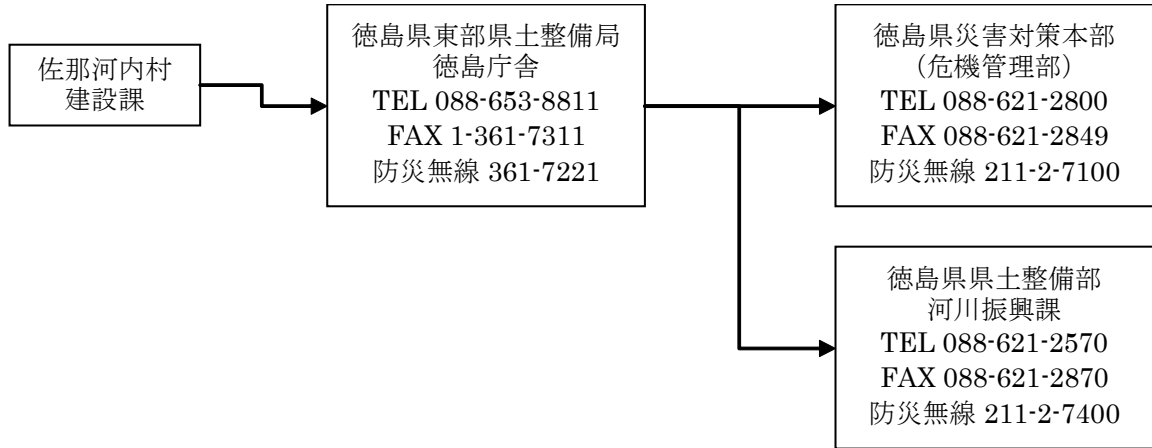
報告内容		報告先
県が災害対策本部を設置しない場合	県の出先機関の所管に属さない村の被害の災害発生報告、災害確定報告(以下「災害報告」という。)	知事(関係各課長)
	県の出先機関の所管に係る村の災害報告	各出先機関の長
県が災害対策本部を設置した場合	実施班の所管に属さない村の災害報告	本部長
	実施班の所管に係る村の災害報告	各実施班長
県が環害対策支部を設置した場合	すべての災害報告	災害対策支部長
県が現地災害対策本部を設置した場合	すべての災害報告	現地災害対策本部長

1 報告の系統

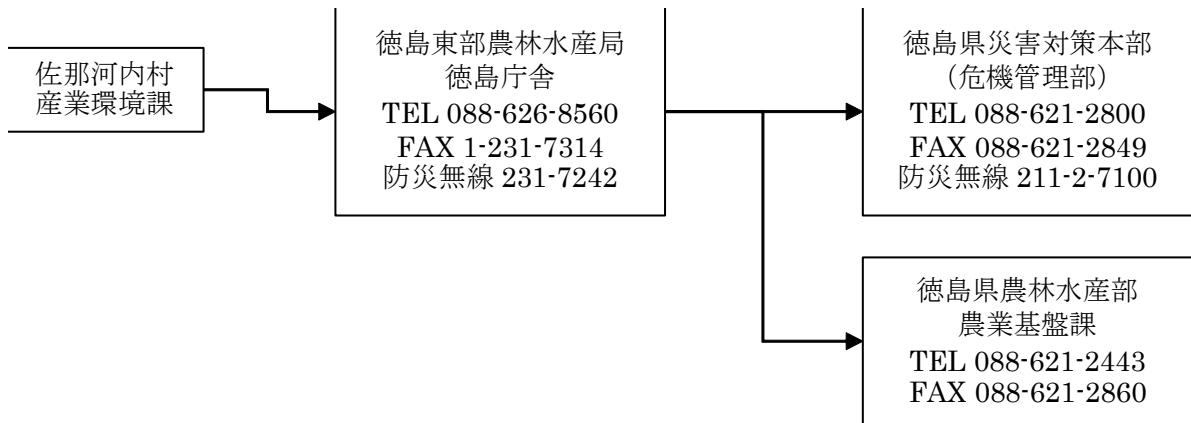
(1) 人・住家被害等



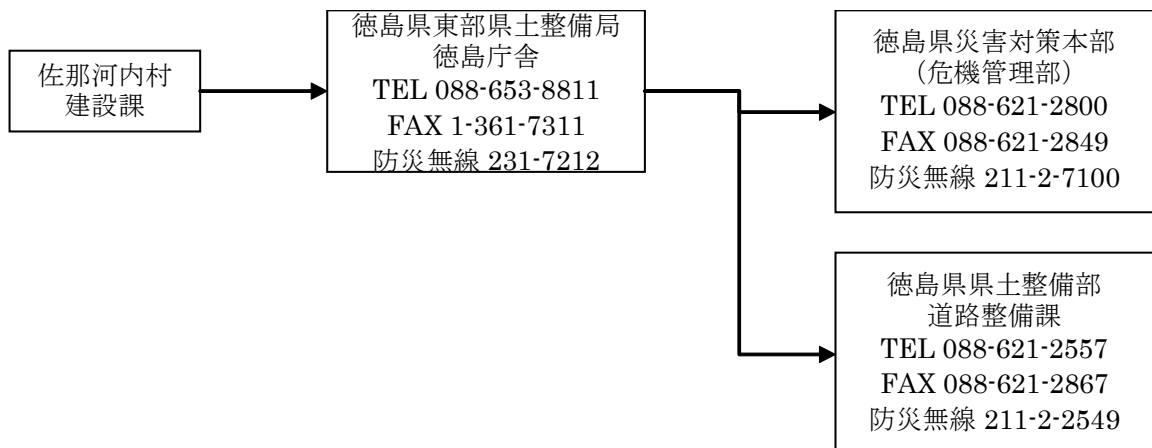
(2) 河川被害



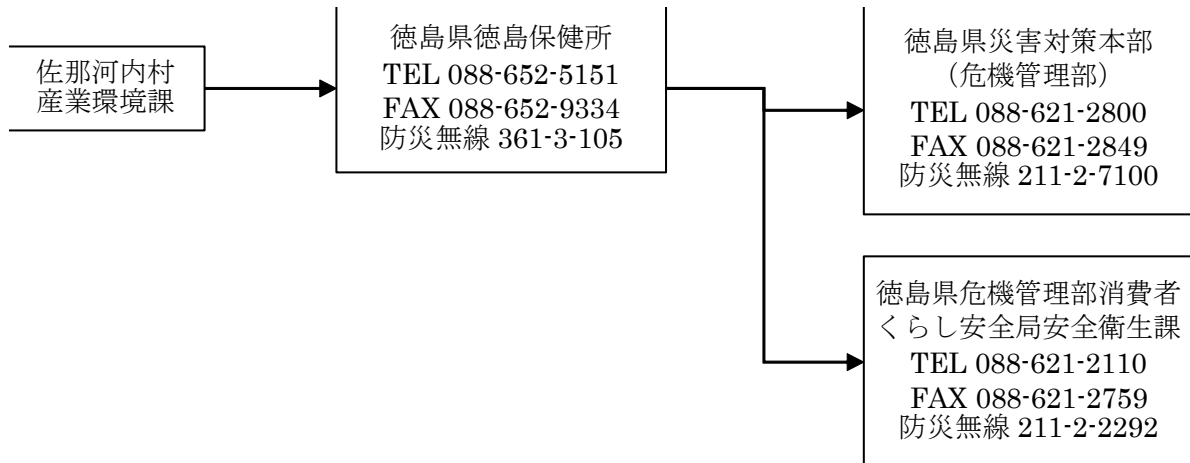
(3) 貯水池被害



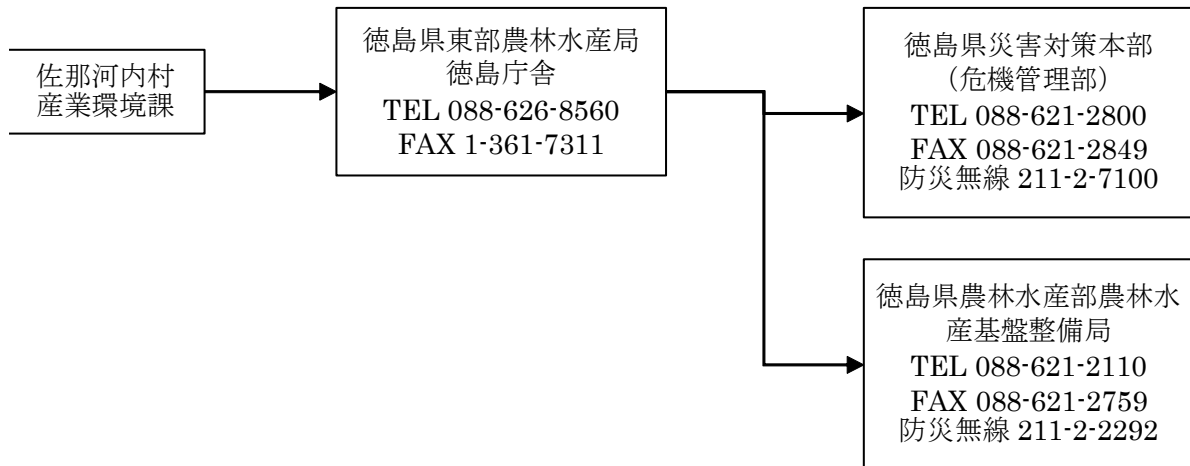
(4) 道路被害



(5) 水道施設被害



(6) 集落排水施設災害



第7 報告項目の順位

災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、おおむね人的被害及び住家の被害を優的に報告するものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第8 佐那河内村河川監視カメラによる園瀬川の状況確認

村は、園瀬川の増水時の状況確認のため、一ノ瀬付近と根郷集会所付近にカメラを設置しており、村内の光ファイバー網による庁舎内ネットワークの接続から、夜間においても流量の状態を確認が可能となっている。また、画像は、神山町にある神山・佐那河内情報センターに送信され、佐那河内村ホームページ内で公開されており、その映像は、パソコンだけでなく、携帯やスマートフォンでも閲覧でき、静止画・動画の選択が可能となっている。

第9 災害報告記入要領

災害報告の記入にあたっては、次に定める災害報告記入要領のとおりとする。

《災害報告記入要領》

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1箇月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1箇月未満で治療のできる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失・埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失・埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
- (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (10) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (11) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (12) 「水道」とは、簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (13) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (14) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (15) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯数とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (16) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）がカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、草木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械・器具等の被害とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、被害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第6節 災害広報計画

活動のポイント	関係機関
1 部内の役割分担の決定	総務課
2 問い合わせ電話への対応	
3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握	
4 広報事項の整理（緊急広報事項の決定）	
5 広報車両、掲示板等の確保	
6 防災関係機関との連絡（情報の入手）	

災害時において、住民及び関係機関に対し、被害状況、その他災害情報を適切かつ迅速に周知し、被災地域住民の的確な行動を促し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

第1 実施責任者は、本部長（村長）とする。

総務対策部は、各部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行うものとする。

対象機関	方法
報道機関	口頭、文書、電話
各関係機関	電話
一般住民、被災者	村防災行政無線（同報系）、広報車
庁内各課局	庁内放送、庁内電話
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

第2 広報の手段

防災行政無線及び電話等を通じて迅速に報道するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、村は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

第3 広報資料の収集

通常は、本編3章第5節「災害情報の収集・報告計画」によるものとするが、総務対策部は、災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集する。

第4 広報事項

防災機関及び住民に対して実施する広報活動は、おおむね次の事項を重点とする。

- 1 災害時における住民の注意事項
- 2 災害にかかる気象情報、被害の状況の周知
- 3 村が実施しつつある災害対策の概要
- 4 避難の指示、避難先の指示及び避難所での心得
- 5 災害復旧の見通し
- 6 その他必要事項

第5 報道機関に対する発表の方法

村長は、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、徳島県を窓口「災害時における放送要請に関する協定」で定められた手続きにより、4放送局に放送を要請することができる。

- [資料編] 8－ 1 徳島県における緊急警報放送について
- [資料編] 8－ 2 避難情報の放送に係る申し合わせについて

第7節 災害救助法適用計画

災害に際して、村長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については、災害救助法の適用を受け、国の期関として徳島県知事が行う救助のうち村長に委任された事項については、村長がこれを実施し、り災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待つとまの無い場合は、本部長（村長）が知事に代わって実施する。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について、本部長（村長）は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、村の区域単位に原則として同一原因の災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- 1 村の区域内の滅失世帯数が、①の世帯数に達したとき。
- 2 県全体の区域内の住家滅失世帯数が1,000世帯以上であって、村の区域の滅失世帯数が②の世帯数以上に達したとき。
- 3 県全体の区域内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、村域の滅失世帯数が1、2に掲げる数に達しないが、村の被害状況が救助を要する状態にある場合。

	人口数	適用世帯	
	H27.10.1 (国勢調査)	①被害世帯数	②被害世帯数
佐那河内村	2,289	30	15

第3 被災世帯の算定基準

1 被害の認定基準

種 別	内 容
1 住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の個数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。
2 世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等全体を1世帯として取扱う。
3 全壊（焼）流失	「全壊（焼）」、「流失」とは、住家が滅失したもので具体的には住家の損失、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の70%以上に達し

	たもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもをいう。
4 半壊（焼）	「半壊（焼）」とは、住家の損壊が著しいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもで具体的には住家の損壊又は焼失した部分はその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部（「全壊（焼）」、「流失」に同じ）の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもをいう。
5 床上浸水	「床上浸水」とは、前記3及び4に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを用いる。

2 住宅の滅失等の算定

- (1) 全壊（焼）、流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することが出来ない状態となつた世帯が3世帯をもって1世帯とする。

第4 災害救助法の適用手続

- 1 村長は、村における災害による被害の程度が、前記第2の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について協議する。
- 2 村長は、前記第2の「災害救助法の適用基準」の3の後段及び4の状態で被災者が現に救助を要するときは、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- 3 村長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

第5 救助の種類と実施権限の委任

1 救助の種類及び実施者

災害救助法、同法施行令（昭和22年政令第225号）及び徳島県災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）による救助の種類及び委任に基づく実施者は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実 施 者
指定避難所の設置	村 長
応急仮設住宅の供与	知 事
炊出しその他による食品の給与	村 長
飲料水の供給	村 長
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知 事
医療	知 事
助産	知 事
災害にかかった者の救出	村 長
住宅の応急修理	知 事
学用品の給与	村 長

埋葬	村 長
死体の捜索	村 長
死体の処理	村 長
障害物の除去	村 長
応急救助のための輸送	知事又は村長
応急救助のための人夫	知事又は村長

(注) 特に必要があると認めるときは、知事の実施する救助の種類についても、村長に委任することができる。

2 救助の程度、方法及び期間

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生大臣の承認を得て延長することができる。

3 適用にあたっての留意点

- (1) 災害救助法の適用をすべきか否か判断するのも、災害の事態に対応した救助計画を樹立して救助態勢を整備しようとするのも、一に村の正確な被害状況を迅速に把握することから始まる。したがって、村にあっては災害が発生した場合には、迅速かつ正確に管内の被害状況を知事に報告しなければならない。

そのためには、常会等の組織と行政機関との連絡網や行政機関内の連絡網の整備等、情報収集体制を防災計画の中で明記するとともに、災害報告責任者を予め定めておくべきである。

また、災害調査班の編成も建築関係技術者等の専門家を確保しておき、被害の認定を適正に行う体制を整備する必要がある。

- (2) 村に災害救助法が適用されても救助の種類すべてがそのまま適用されるのではなく、災害の様相によって、必要最小限の種類に限り実施されるものであり、また災害救助法施行細則の定める程度、方法及び期間により無条件で実施してよいというのではなく、救助の各種類にはそれぞれ趣旨、目的、対象、基準額、交付方法、手続、必要書類（台帳、証拠書類）等が定められており、取扱いが厳重であるから、漫然と安易に災害救助法に基づく救助を実施することは慎むべきである。

災害が発生して県から救助の種類を示され救助の実施を委任された場合には「災害救助の実務」（厚生労働省社会局施設課監修）等によって適正なる救助実施の方法を再確認し、なお少しでも疑問の点がある場合は、すべて県に照会して然る後実施すること。

なお、救助実施の場合は、すべての報告、実施の収受、給与等、その他すべて災害関係の資料は正式書類、メモを問わずすべて整理しておき、一定期間保存しておくこと。

第8節 自衛隊災害派遣要請計画

活動のポイント	関係機関
1 派遣要請先 〔通常〕 徳島県危機管理部 〔緊急〕 直接自衛隊へ 2 ヘリポート→中央運動公園グラウンド臨時ヘリポート、大川原ヘリポート	総務課

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

第1 災害派遣要請基準

1 自衛隊派遣の要請の要求を求める規準は次のとおりとする。

- (1) 災害に際して村民の生命、財産等を保護するため緊急の施策を要し、消防、警察その他では対処し得ないとみとめられるとき。
- (2) 災害の発生が目前に迫り、又は被災時に自衛隊の活動以外に防災の方法がないと認められるとき。

2 災害派遣要請願

- (1) 自衛隊の派遣は原則として県知事に対し、自衛隊派遣のあつせんを求めるものとする。
- (2) 緊急避難、人命救助の場合、事態が緊迫し、知事に依頼するいとまがない場合は、村長は直接最寄りの部隊に通報するものとし、事後速やかに正規の手続きをとるものとする。

3 災害派遣要請の手続

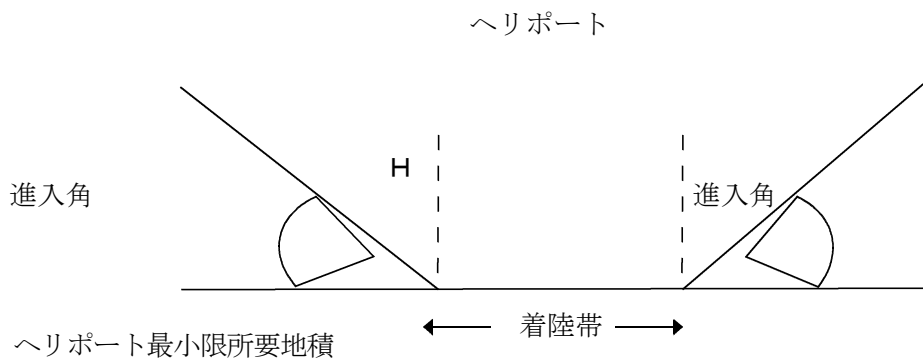
- (1) 自衛隊派遣の手続は原則として次の事項を記載した文書をもって県知事に、自衛隊派遣要請の要求により求められるものとする。
 - ア 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (2) 上記の文書をもってしては事態を悪化せしめ時機を失すおそれのあるときは、電話その他の迅速なる方法をもって派遣を求め、事後、文書をもって正規の手続きをとるものとする。

4 ヘリコプターの臨時発着場

災害対策用ヘリコプター降着地適地

名称	所在地	管理者	連絡先 (088-)	着陸可能ヘリ コプターの大き さ	避難場所 との重複
中央運動公園グラウンド臨時ヘリポート	上字南浦12-3	教育委員会	679-2817	中型	重複
大川原ヘリポート	上字大川原5-7	総務課	679-2113	中型	単独

自衛隊ヘリコプターの臨時離着陸場細部規準



機 種	着陸帯（直 径）	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと
中型 "	36m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと
大型 "	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと

5 派遣部隊の活動内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 避難者の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 人員物資の緊急輸送
- (6) 道路、水路等交通路上の障害物の排除
- (7) 炊飯及び給水の支援
- (8) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- (9) 通信支援
- (10) 危険物等の保安、除去
- (11) 林野火災の空中消火及び地上消火
- (12) その他の災害防ぎょ復旧活動

6 派遣部隊の処置

- (1) 派遣部隊受入れについては、次の諸点に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。
 - ア 宿泊施設については村内小・中学校体育館及び公民館と定め、その内被災地に近い施設を使用し、全村被災の際は公園、グラウンド、校庭、緑地等の適当なものを選定し準備するものとし、村内野営不能の際は隣接市町村に要請し、宿泊施設を準備するものとする。
 - イ 炊事等の施設については小・中学校宿泊の際は学校給食設備を使用し、野営の際は自己炊飯もしくは、炊き出し班より炊き出し等適当な方法によるものとする。
 - ウ その他必要なじこうについては、その都度自衛隊指揮官と協議するものとする。
- (2) 自衛隊の任務を十分了知し、消防、警察、その他防災関係機関で対処可能となったとき、又は応急対策後の一般的復旧工事等は依頼しないこと。
- (3) 自衛隊の作業に対しては官民一体となり協力し、いやしくも傍観するがごとき態度をとらないこと。
- (4) 災害地における作業等については災害対策本部と自衛隊指揮官の間で十分協議決定すること。
- (5) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

7 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は復旧作業に使用する機械器具類はできる限り準備し、調達不能のものについては派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は復旧作業に必要な器材消耗品類はすべて準備し、不足するものについては派遣部隊携行のものを使用するものとする。
但し、派遣部隊携行のものを使用したときにはできる限り返品代品弁償するものとする。
- (3) 準備及び派遣部隊携行の機械器具類資材消耗品等については現地作業の双方の材料品目数量集積場所及び階数等に関して所要の協定を行うものとする。

8 経費の負担

- (1) **国において負担するもの**
本来の職務に関連する経費で次に掲げるものとする。
 - ア 俸給
 - イ 暫定手当
 - ウ 寒冷地手当
 - エ 公務員災害補償
 - オ 共済制度による給付
 - カ その他、平常の給与
- (2) **双方協定により負担区分を定めるもの**
次に掲げる事項で必要があるときには協定を結び自衛隊との経費の負担区分を明確にするものとする。
 - ア 自衛隊携行器材及び地元準備器材については不足の際、必要器材の現地入手経費
 - イ 派遣部隊の現地宿泊に伴う宿舍借上げ料、光熱費、電話料、入浴料
 - ウ その他必要な事項

9 自衛隊災害派遣部隊の通知連絡先

名称		所在地	電話	県総合通信ネットワーク	
				電話	FAX
陸自	善通寺駐屯地 第14旅団 第15即応機動連 隊第2普通科中隊	香川県善通寺市2 丁目1-1	0877-62-2311 内線2438 当直2408		
海自	徳島教育航空群 司令 (司令部)	板野郡松茂町住 吉字住吉開拓38	699-5111 内線3213 当直 3222～3223	1-355-3	71-355-9
	第24航空隊指令 (幕僚室)	小松島市和田島 町字州端4-3	0885-37-2111 内線213～217	1-397-3	71-397-9
自衛隊徳島地方協力本部		徳島市万代町3丁 目5 徳島第2地方合 同庁舎5階	623-2220 (総務課)		

第9節 水防計画

洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図ることを目的とする。その内容及び実施については、水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定及び徳島県水防計画によるものとする。

第1 水防責任

1 水防管理団体の責務

村は、水防管理団体としてその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有するため、消防団が水防にあたるものとする。

2 一般住民の義務

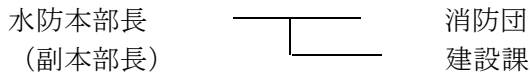
常に気象状況、出水状況に注意し水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない。

第2 水防組織

1 村に水防本部を置き事態を処理する。また、事務局は建設課に設置する。

2 水防本部を設置する時期は、徳島地方気象台から水防に関する予報又は警報が発せられたとき、又は村長が水防本部を設置する必要があると認めたときとする。

3 水防組織



4 村の水防事務の任務分担及び消防団の編成は、次のとおりとする。

(1) 水防本部の任務分担

- ア 水防本部長 村長
- イ 水防副本部長 副村長

(2) 村建設課の任務分担

主任		係員	分業事項
建設課長	主幹	全員	1 水防計画に関すること。 2 通報連絡に関すること。 3 危険箇所の連絡に関すること。 4 関係機関の連絡に関すること。 5 水防資材に関すること。 6 水防の技術指導に関すること。 7 水防巡視に関すること。 8 水位、決壊、通報に関すること。 9 水防工事に関すること。 10 決壊箇所の応急措置に関すること。 11 輸送に関すること。

(3) 消防団の編成表

令和3年1月1日

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	(1) 3						4
第一分団			1	1	1	5	(1) 17	25
第二分団			1	1	1	3	(1) 9	15
第三分団			1	1	1	3	(1) 9	15
第四分団			1	1	1	4	(1) 13	20
第五分団			1	1	1	5	(1) 19	27
第六分団			1	1	1	4	(1) 13	19
第七分団			1	1	1	5	(1) 16	24
本部機動隊							8	8
女性消防隊						1	4	5
計	1	(1) 3	7	7	7	30	(7) 108	(8) 163

※ ()は本部機動隊員を兼務する人員数。(本部機動隊は16人で構成)

第3 監視警戒

1 監視、警戒

村長は、知事から気象状況の通知を受けたとき、又は必要があると認めたときは、出水前に必ず巡視員を堤防の巡視にあたらせるものとする。この巡視は建設課の職員をもって充てることとする。

また、園瀬川の増水時の監視として、一ノ瀬付近と根郷集会所付近に設置している監視カメラにより、随時、河川流量の確認を行うものとする。

- (1) 巡視の結果、水防上危険と認められる箇所、交通不能となる場合は、速やかに住民に周知するとともに、関係者に通報するものとする。
- (2) 巡視責任者は次のとおり定める。

巡視責任者	河川名	巡 視 区 間
建設課長	園瀬川	建設課係員により区間を定めておく

- (3) 水位が警戒水位に達したと認めた場合は、速やかに関係者に通報し警戒水位が下がったときも同様とする。

2 報告

洪水に際し、村長は消防団が出動したとき、又は水防作業が開始したとき、若しくは堤防等に異状を発見したときは、東部県土整備局徳島庁舎に通報するものとする。

第4 器具、資材及び設備の整備運用並びに運送

1 器具資材及び設備の整備

- (1) 村における水防資材、資器材の備蓄状況は、資料編7-1のとおり。
- (2) 前項の資器材は、水防機関に出動を命じた場合に、当該機関に配布するものとする。
- (3) 備蓄場所
水防資器材の倉庫は、村役場及び農業振興センターに設置している。
- (4) 水防資材は腐敗、破損しないよう管理者（村長）が保管するものとする。

2 水防資材の要請

村長は、水防活動により資材が不足した場合は、県の管理する水防資材を東部県土整備局徳島庁舎に要請することができる。

東部県土整備局徳島庁舎	電話	(088) 653-8811
-------------	----	----------------

3 水防資器材の補完

村は自己の資器材を使用してなお不足したとき、または不足が予測される場合は、次の購入先に手配して所要量を確保するものとする。

調達先	電話	購入可能品名及び数量
徳島市農協 佐那河内支所	679-2221	ビニール・麻袋500、縄10、 釘・鉄線50

4 輸送の確保

水防資材及び人員の調達、輸送のため使用する車両は、建設課所属の車両を充てるものとする。

第5 観測通報

1 雨量の通報

- (1) 雨量の通報は、県水防計画に掲げる雨量観測所から雨量が一定の基準に達したときに即刻県本部に報告される。
- (2) 知事は、必要に応じ前項の状況を村長に通報するものとする。

第6 水防活動

1 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

村長は、次の事態に至ったときは、直ちに東部県土整備局徳島庁舎を経由し、県河川振興課に報告するものとする。

- (1) 警戒水位に達したとき。
- (2) 消防団が出動したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）。

2 非常配備

村長が職員及び消防団員を非常配備につかせるための指令を発する基準は、次のとおりとする。

- (1) 村長が自らの判断により必要と認めたとき。
- (2) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。

3 消防団（水防機関）が出動するときは、次の基準による。

(1) 待機

待機の指令は、水防に関係のある気象予警報及び大雨特別警報が発せられたとき、又は村長が必要と認めたときとする。

(2) 準備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、消防団に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は、次によるものとする。

- ア 消防団の役員及び機関員は、所属分団（部）の詰所、器具置場等所定の場所に集合する。
- イ 水防資器材の整備点検及び作業員の配備計画等を行う。
- ウ 堤防巡視のため一部団員を出動させる。

(3) 出動

河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき、又は水防管理者（村長）が出動の必要があると認めたときは、直ちに消防団をしてあらかじめ定めた計画に従い警戒配置につかせる。

出動の要領は、次による。

ア 第 1 次出動

消防団の一部が出動して堤防の巡視計画に当たるとともに、危険箇所の早期水防等を行う。

イ 第 2 次出動

消防団の一部が出動、水防活動に入る。

ウ 第 3 次出動

消防団の全員が出動して水防活動に入る。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者が危険度に適合するように定めるものとする。

(4) 解除

河川の水位が下降し危険のおそれがなくなったとき、消防団に対し水防活動の終了を通知する。

4 住民の水防協力

村長又は消防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、村の行政区域内に住む者又は水防の現場にいる者をして、水防に従事させ消防団に応援させることができる。

5 公用負担

(1) 水防のため緊急の必要あるときは、水防管理者または河川管理者は次の権限を行使することができる。（水防法第 2 1 条、河川法第 2 2 条第 1 項）

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の取用
- エ 馬車、その他の運搬具または器具の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使するものは、水防管理者、水防団長または消防団の長にあってはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあっては、「公用負担権限証明書」を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

〔公用負担権限証明書〕

〇〇水防団〇〇部長
何 某

上記のものに 〇〇〇〇の区域における水防法第21条第1項の権限行使を
委任したこと証明します。

平成 年 月 日

佐那河内村長 印

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次の証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)

〔公 用 負 担 金〕

目的物	種類
負担内容	使用、収用、処分等

平成 年 月 日

村 長 何 某 印

事務取扱者 何 某 印

〇 〇 殿

6 避難のための立退

- (1) 水防法第29条の規定により村長又はその命を受けた職員は、必要があるときは同報系無線放送等によって区域の居住者に対し立退き又は準備を指示することができる。
- (2) 村長は、水防警報解除のあったとき、及び水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、東部県土整備局長にその旨報告するものとする。

第7 協力応援

- 1 村内の水防活動は地元消防団を中心に行うものとするが、消防団のみでは対処不可能なときは、消防相互応援協定を締結している神山町、勝浦町消防団の協力応援を要請する。
- 2 村長は、必要があるときは、警察、自衛隊に応援を要請することができる。

[資料編] 7-1 水防倉庫設置及び備蓄資器材の状況

第10節 避難計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 災害の状況により避難の指示を実施 → 県に報告 ・提示事項→避難指示者、避難理由、避難順位、避難場所、避難経路、携帯品等注意事項 2 指定避難所の開設 （1）職員の派遣 （2）避難施設の点検（建物、水道、電気等の被害状況調査） （3）地区別による避難者の区分け （4）避難行動要支援者用スペースの確保 （5）水、飲料、入浴施設等の確保 3 要配慮者用避難所 必要に応じて介護を必要とする避難者の福祉避難所の開設→特別養護老人ホーム「健祥会ハイジ」	総務課 健康福祉課

災害時、又は南海トラフ地震臨時情報が発令された時における、危険地域の居住者、滞在者、避難行動要支援者等への立ち退きの指示、並びに避難所の開設及び避難所への誘導等について定めるものとする。

特に、村長は住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動の支援のため「避難行動要支援者名簿」の作成及び活用を図るとともに、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（避難行動要支援者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）の伝達を行うものとする。

なお、避難については、従来、屋外への立ち退きによる水平避難（指定避難所、広域避難場所、指定緊急避難場所等への避難）に限定されていたが、東日本大震災の教訓を踏まえ、次の3点が法律上で位置づけられた。

- 1 垂直避難する。
（道路冠水などが始まり水平避難が危険と判断した時に、自宅の2階や隣近所の2階へ避難する。）
- 2 安全な場所へ自主避難する。
（道路冠水が始まるまでの早期の避難、土砂災害警戒区域における安全な場所にある親戚、友人宅へ避難する。）
- 3 その場にとどまる。
（自宅より安全な場所〔学校等〕にいる場合や外出することが危険な場合はその場で危険をやり過ごす。）

また、災害対策基本法の改正により、災害時に緊急に避難する場所（屋外、施設を問わず）を、災害種別ごとに位置付けるとされたことから、村は、住民に対し法改正の概要の周知徹底を図り、発災時の避難行動に生かし人的被害の発生を防ぐものとする。

第 1 実施責任者及び基準

一般災害に対する避難基準

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
避難の 指示等	知事及びその命を受け た職員（水防法 2 9） （地すべり等防止法 2 5）	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 （水防法 2 9）	立退きの指示	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	村長 （災対法 6 0）	立退き及び立 退き先の指示	災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	警察官 （災対法 6 1） （警察官職務執行法 4）	立退きの指示	村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。村長から要求があったとき。
		警告及び 避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
自衛官 （自衛隊法 9 4）	避難について 必要な措置	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいない場合に限る、危険な場所にいる住民に対し避難について必要な措置をとることができる。	

土砂災害に対する避難基準

高齢者等避難	避 難 指 示	緊急安全確保	指示等の決定
大雨警報（土砂災害） が発表され、かつ土砂災 害の危険度分布が「警戒 レベル 3」の赤となった とき 高齢者等避難の発令対象区 域は絞り込みを行う	土砂災害警戒情報が 発表されたとき（※ 1） 避難指示の発令対象地 域は絞り込みを行う	大雨特別警報（土砂災 害）が発表されたとき （※ 2） 土砂災害の発生が確認さ れたとき	村長
その他村長が必要と認めたとき			

※ 1 「土砂災害警戒情報」は、大雨時に土砂災害発生危険度に関して、都道府県と気象庁が共同して発表する新たな情報で、市町村の行う避難指示や住民の自主避難の判断材料として役立てることを目的としている。

この情報は、過去の降雨と土砂災害発生状況の履歴から一定の基準を設け、この基準を超えた場合、または超えると予測された場合に、土砂災害発生危険度が非常に高くなったと判断して、市町村単位で発表される。

※ 2 気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の発生の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、平成 25 年 8 月 31 日以降は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「大雨特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

大雨特別警報が出た場合、その地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にある。周囲の状況や村から発表される避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るた

めの行動をとらなければならない。

浸水に対する避難基準

高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	指示等の決定
警戒水位を超え、上流部での雨量が、50mm以上が3時間以上連続で降ると予測されるとき	河川が氾濫し、道路が浸水したとき	家屋の床下・床上浸水が発生したとき	水防管理者（村長）
その他水防管理者（村長）が必要と認めたとき			

南海トラフ地震臨時情報の発令に対する避難基準

避難準備情報、避難行動要支援者等避難開始指示	発令決定権者
<ul style="list-style-type: none"> 半割れ(巨大地震警戒)情報が発令されたとき 一部割れ、ゆっくりすべり(巨大地震注意)情報が発令されたとき 	村長

第2 避難準備情報の伝達、避難指示等

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等、特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により避難指示を行うものとする。

1 災害一般の避難の指示等

村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、避難準備情報の伝達と指定緊急避難場所への避難を求めるものとする。

また、災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを指示し、急を要すると認めるときは立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとする。この場合において村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

2 洪水についての避難指示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、立退きを指示することができる。水防管理者が指示する場合においては、徳島中央警察署長にその旨を通知するものとする。

3 地すべりについての避難指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示するものとする。この場合、徳島中央警察署長にその旨を通知するものとする。

4 急傾斜地崩壊危険区域の避難指示

村長は急傾斜地の崩壊の危険が切迫していると認められるときは、立退き避難を指示するものとする。この場合、徳島中央警察署長にその旨を通知するものとする。

5 土砂災害区域内の施設に対する情報の伝達

区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達については、同報系防災行政無線により行うものとする。

第3 避難所の運営・管理

1 避難所の管理

村は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとし、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定するものとし、避難所の運営を確立する。

2 避難の環境整備

村は、避難場所における生活環境には注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況（食物アレルギー対策）、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

さらに、社会福祉施設等を避難所として指定するなど災害時要配慮者に配慮した福祉避難所（二次避難所）の確保、宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

3 避難所の運営

村は、別に定める佐那河内村避難所運営マニュアルに基づき、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

4 在宅避難者の支援

避難生活をしていなくても、避難者と同様に支援の必要な方々を「在宅避難者」という。

(1) 避難所に避難していない被災者への支援

ライフラインが使用できない災害時は、全ての住民の生活に支障が及ぶ。

「避難拠点」とはそこに避難している被災者だけでなく、災害に遭った全ての住民を対象に開設されている。

そのためにも、「在宅避難者」や「帰宅困難者」への支援についても、避難所と同じ対応を図るものとする。

(2) 在宅避難者

自宅が無事であれば避難拠点へ避難する必要はないが、次のような場合、自宅だけで生活することは困難であり、避難拠点での支援を必要とすることもある。

- ア 古い住宅で、応急危険度判定を受けないと立入が不安
- イ ガスや水道の使用ができず食事の準備ができない
- ウ 生活必需品が不足している等

(3) 対応策

在宅避難者への対応を行うと同時に、避難所の住民に対しても自宅に戻ってもらうよう促すことで、避難所の早期解消を図り、学校機能をいち早く回復させるよう努めるものとする。

5 長期化の対応

村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促すものとする。

6 健全な住生活の確保

村は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

7 ペット対応

(1) 避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止

避難所では、様々な価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちである。そのため、居室へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬や盲導犬を除き原則禁止する。身体障害者補助犬や盲導犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにする。

ただし、施設的に余裕がある場合は、避難者とペットと一緒に居住できる専用のスペースを設けることなど、運営協議会会議で検討する。

(2) 敷地内にペットスペースを設定

避難所の敷地内にペット専用のスペースを設ける。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保する。（「ペット飼育の飼育ルール」参照）

(3) ペットの管理は飼い主が実施

ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理する。

また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成する。

- ア 飼育者の住所及び氏名
- イ 避難所への入所日及び退所日
- ウ ペットの名前
- エ 動物の特徴(性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など)

(4) 他の支援団体等への要請

県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、災害対策本部を經由して支援を要請することを検討します。

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは人とペットが気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

- 1 ペットは、指定された場所で、必ず、繋いで飼うか、ケージ(オリ)の中で飼ってください。
- 2 ペットの体や飼育場所は、常に清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないように努めてください。
- 3 ペットの苦情や危害の防止に努めてください。
- 4 屋外の指定された場所で排便させ、必ず後始末を行ってください。
- 5 餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片づけてください。
- 6 ノミの駆除に努めてください。
- 7 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 8 ペットもストレスを感じていますので、逃がさないように注意してください。
- 9 ペットの飼育に必要な資材(ケージ、その他用具)と当面の餌は、飼い主が用意することが原則です。仮に、用意できなかった場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営協議会に相談してください。
- 10 万が一、他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営協議会まで届け出てください。

第4 避難者の誘導

1 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、村及び県警察が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行うものとする。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、避難誘導を実施するよう努めるものとする。

2 住民の避難誘導體制

村は、避難指示、避難準備情報等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

第5 避難所等の開設

1 村長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その災害の態様に応じ、安全、かつ、適切な避難所を選定し開設するものとする。また、村長は、避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。

2 村は災害時において、中央運動公園や職員・来庁者用駐車場など、村が管理する屋外施設を、災害応急対策のために用いることができる。

第6 避難所の区分

避難所は、次のとおり整理する。

1 「指定緊急避難場所」とは、風水害などの切迫した危険から逃れるための場所をいい、常会等で使用されている集会所や公会堂等の建物施設と、公園や広場などを指定する。

2 「広域避難場所」とは、地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に、避難する場所で、火災の輻射熱から身体を守るため概ね10ha以上が必要とされ、指定避難所のように避難生活をする場所としての位置づけはされていない。

3 「指定避難所」とは、一定期間、避難生活のための避難先で、負傷者の救援や給水、食糧の配給などが行われる。

4 「福祉避難所」とは、高齢者、障がいのある等特別な配慮が必要な人を収容する施設をいう。

※ 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

第7 村の避難所及び収容方法

1 村の指定緊急避難場所等

「指定緊急避難場所」は25施設及び屋外（公園、空地）9箇所。「広域避難避難場所」は1箇所。「指定避難所」は、公的施設9施設と民間4施設。「福祉避難所」は1施設を指定している。更に、緊急用として（近隣市町用）9施設を追加。

2 収容方法

(1) 「指定避難所」の開設は、先ず、公的施設の3収容拠点指定避難所を開設。り災者数の状況により残る6施設を順次開設。さらに不足する場合は民間施設を開設

する。なお、一人あたりの占有面積は、宿泊を伴うことから2㎡とする。

- (2) 指定避難所が使用不可能なときは野外にバラック等を仮設し、又は幕舎を設置するものとする。
- (3) 村長は、災害の状況により、予定した避難所が使用できない場合は、知事又は隣接市町村長と協議して所要の措置を講ずるものとする。

第8 避難の周知徹底

村長は、避難のための立退きの万全をはかるため避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

避難実施責任者が、避難のための立退きを指示し、若しくは指示するときは、村防災行政無線（同報系）、警鐘、サイレンによる信号により周知するものとする。

また、災害時における避難指示等の避難情報について、放送を通じて広く地域住民に提供し安全、確実な避難に努めるものとする。

第9 知事に対する報告

村長は、自ら避難のための立退きを指示し、又は立退きを指示したとき、及び警察官から避難のための立退きの指示について通知を受けたときは、速やかに知事に対し次の事項を報告するものとする。

- 1 避難指示又は立退き先の指示の区分
- 2 避難指示等をした日時及び区域
- 3 対象世帯及び人員

第10 災害救助法に基づく措置

1 避難所の開設

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、公会堂、公民館、神社、仏閣、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に収容し保護する。

2 収容対象者

- (1) 災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者
- (2) 避難命令等が出た場合で現に被害を受けるおそれがある者

3 り災者に対する通知

村長は避難所を開設したときは、り災者に周知し、収容すべき者を誘導し保護するものとする。

4 知事に対する報告

村長は避難所を開設したときは、ただちに知事に対し次の事項を報告するものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

5 開設期間

原則として災害発生の日から7日以内とする。（ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり）

6 避難所開設のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費は、次の金額の範囲内で支出するものとする。

設置方法別		避難所設置費	備 考
季別			
夏季	4月～9月	「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	避難所設置費には天幕借上仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする。
冬季	10月～3月	別に定める額を加算する。	

第11 村の避難所の現状

村の避難所については、高齢人口の比率の高さ、避難所の立地場所や施設の状況の検討等をふまえ、避難行動要支援者に対して、よりきめ細かな計画の策定が必要となっており、なお一層の充実に努めるものとする。

1 避難所における避難行動要支援者対策

本村の高齢者人口（65歳以上）は、全国的に高いといわれている徳島県の中でもなおその平均を上回り、人口の37.2%（平成24年1月末現在）に達しており、避難所の運営においても避難者への配慮が必要となっている。村では、避難行動要支援者用の施設や備品等を検討し、備蓄や入手ルートの確保を図る等対策を講じるものとする。また、村では、特別な配慮を必要とする者のために、福祉避難所を開設するものとし、要配慮者用避難所として特別養護老人ホーム「健祥会ハイジ」を定め、避難者の同意の上、速やかに収容するものとする。

2 指定避難所の検討

村の指定避難所は民間を含め13箇所であるが、地すべり指定地（国交省、農水省）、砂防指定地、急傾斜指定地に指定されている区域内や近傍にあるものが10箇所を数え、常に地盤の安定度に注意を払う必要がある。村は、「指定避難所の基準」に基づき廃止を含め、常に検討を行うものとする。

3 避難路の検討

災害時における安全な避難は、避難所の整備と避難路の適切な設定にある。村の道路は必ずしも十分な幅員を持っておらず、災害時における道路閉塞の可能性は高い。従って村は、より適切な避難路の検討が必要となり、さらに複数避難路の設定に努めるものとする。

- [資料編] 7-14 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
- [資料編] 7-15 災害時の避難所指定に関する協定書
- [資料編] 8-2 避難情報の放送に関する申し合わせについて
- [資料編] 14-5 指定避難所・指定緊急避難場所等

第11節 救助計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
・消 防 団 → 救出・捜索	総務課
・徳島中央警察署 応援要請 → 県、他市町村	健康福祉課 消 防 団

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者を保護しようとするものである。

第1 実施責任者

り災者の救出は、原則として村長が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、村長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときは知事の補助機関として村長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流出の際ともに流されたり、地震の際倒壊家屋の下敷になったような場合等生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

- 1 被災者の救出及び捜索等は、消防団を主体とした救出班が徳島中央警察署とともに実施するものとする。
- 2 家屋密集地域等多数人の集まる場所に重点を指向する。
- 3 救出した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。
- 4 妊産婦、乳幼児、要介護高齢者、身体障がい者等の分布状況を把握し、災害時に備えておく。
- 5 救出・救護活動は、本編3章第13節「医療及び助産計画」に準じて実施するものとする。

第4 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される救出の基準は、次のとおりである。

1 救出の対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者

2 費用の範囲

救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

3 救出期間

災害発生の日から3日以内

第5 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防団は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第12節 消防防災ヘリコプターの活用計画

関係機関
総務課

村は、災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとするが、この場合における消防防災ヘリコプターの活動の実施は、本計画の定めによるものとする。

第1 消防防災ヘリコプターの災害応急対策

村は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

第2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害発生時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- 2 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- 3 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- 4 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、火災等の消火）
- 5 その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

第3 消防防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等

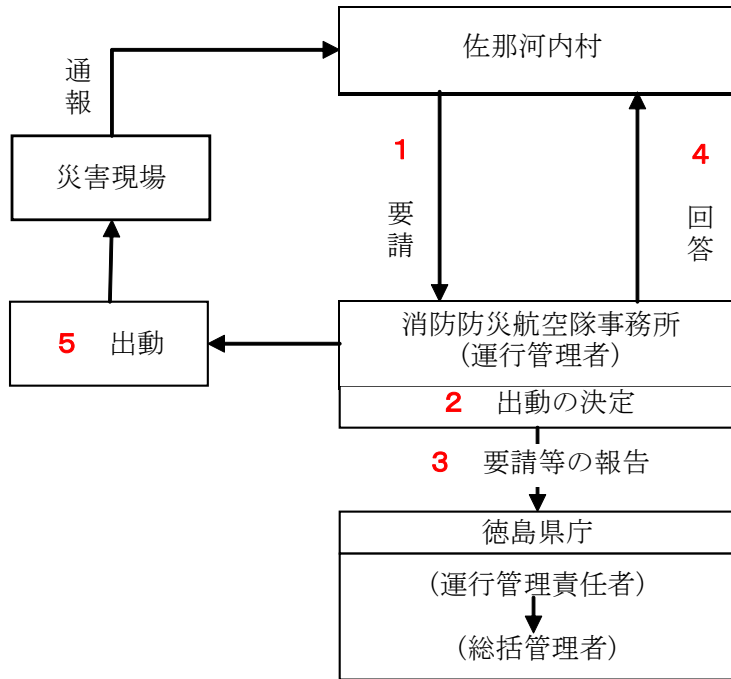
消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによるものとする。

なお、消防防災ヘリコプターの運航基地として、徳島空港内に徳島県消防防災航空隊事務所を置く。

第4 飛行場外離着陸場の確保

村は県と連携しながら、災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めるものとする。

第5 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



消防防災ヘリコプターの出動要請連絡先

1 勤務時間内の連絡先

徳島県消防防災航空隊事務所

電話 088-683-4119

ファクシミリ 088-683-4121

2 勤務時間外における連絡先

(17:15~8:30)

徳島県庁衛視室

電話 088-621-2057

[資料編] 11-7 災害対策用ヘリコプター降着地適地

[資料編] 12-4 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

第13節 医療及び助産計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 医療・救護・救出を要する状況の把握 2 徳島西医師会への応援要請と医療救護班の編成 3 救護所の開設（設置場所の決定）及び村内医療機関における医療の実施 4 医薬品、資機材の調達→（1）購入、（2）県への要請 5 ドクターヘリの活用及び出動要請 6 ドクターカーの活用及び出動要請	総務課 健康福祉課

災害発生時には、医療及び助産のための救護需要が発生することから、その体制を確立し、迅速かつ的確に医療及び助産活動を実施する。

第1 実施責任者

り災者に対する医療の実施は本部長（村長）が行うものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県、その他の医療機関の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、村長の補助を得て知事が行う。

第2 救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、住民福祉対策部を中心に医療班及び救護班（以下「救護班」という。）を編成しておくものとする。

救護班の編成	医 師	2名
	看 護 師	3名
	保 健 師	2名

- 2 徳島西医師会、保健所等との緊密な連絡を図るものとする。
- 3 患者搬送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素主旨を徹底し編成準備しておくものとする。なお、本村の保有する患者搬送車は次のとおりである。

（平成31年 1月 1日現在）

種 別	台数	定 置 場 所	所 有 者
患者搬送車	1	（有）すだち観光	佐那河内村
防災活動車	1	役場駐車場	佐那河内村

第3 仮設救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、避難場所、小中学校等公共機関や、災害現場に仮設救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

第4 医薬品、医療資機材の調達

医療、助産活動に必要な医薬品および衛生材料は、一般社団法人徳島西医師会の協力のもと流通備蓄されている医薬品等を使用し、不足する場合は県へ要請する。血液の確保については、日本赤十字社徳島県支部を通じて赤十字血液センターと連携し確保するものとする。

第5 実施方法

- 1 医療及び助産は、救護班により行う。

- 2 村の救護班で間に合わない場合は県に救護班の派遣を要請すると共に、救護班が到着するまでに急迫した事態があり、早急に医療を施さなければならない場合は患者を最寄の診療機関に移送し、その協力を得て医療を実施するものとする。
- 3 災害時におけるり災者のうち、妊産婦、乳幼児、ねたきり老人等に対しては、特に配慮するものとする。

第6 ドクターヘリの活用及び出動要請

村は、生命の危機が切迫しているか、その可能性がある傷病者であって、ドクターヘリにより治療時間の短縮が期待できる場合や重症傷病者又は特殊救急疾患（重傷熱傷、多発外傷、指肢切断等）であって長時間搬送が予想される場合及び救急現場において医師による診断、治療を必要とする場合に、ドクターヘリの出動を要請することができる。

1 ドクターヘリの運航体制及び出動要請手続き

ドクターヘリの運航及び出動に関する事項は、「徳島県ドクターヘリ運航要領」に定められている次の「ドクターヘリ要請の連絡方法」により行う。

ア 救急現場への出動要請は、基地病院の運航管理室に設置されている「ドクターヘリ要請ホットライン」に、ドクターヘリの出動要請と併せて、ドクターヘリの離着陸場所や患者の容体等を連絡する。 電話番号 088-633-0933

イ 消防防災ヘリコプターとの連携

消防防災ヘリコプター等の救助隊員等による救出、救助が必要な場合で、消防防災ヘリコプター等又は救急自動車により医療機関に搬送するよりも、直近離着陸場所においてドクターヘリに医療救護活動を引き継ぐ方が、救命率の観点から効果的であると、消防機関等が判断した場合は、ドクターヘリの出動を併せて要請する。

第7 ドクターカーの活用及び出動要請

村は、徳島赤十字病院が運行するドクターカーについて、生命の危機が切迫しているか、その可能性がある傷病者であって、救急現場等において医師による診断、治療を必要とする場合に、ドクターカーの出動を要請することができる。

1 ドクターカーの運行体制及び出動要請等

(1) 運行時間

平日の午前9時から午後7時まで。

土曜の午前9時から午後5時まで。

日曜の午前9時から午後5時まで(祝日、年末年始、5月1日は運休)

(2) 出動の要請方法

ドクターカー要請ホットライン（0885-32-0531）へ出動を要請する。

(3) 要請場所

救急現場又は次のドッキングポイント等とする。

ア 通常時

(ア) 徳島市 八多町金堂 バス停「八多」前

(イ) 徳島市 八多町小倉76 八多病院の職員駐車場

(ウ) 徳島市 丈六町 丈六寺北の拡幅された道路

イ 雨天時(各ピロティ部分)

(ア) 徳島市 多家良町小路地78-1 徳島市農協 多家良支所給油所

(イ) 佐那河内村 下字中辺44番地2 徳島市農協 佐那河内支所 選果場前

(ウ) 佐那河内村 下字東内11番地3 徳島市農協 佐那河内支所 嵯峨出張所

(エ) 佐那河内村 下字松川原50番地1 佐那河内運送（株）車庫前

第 8 自動体外式除細動器（AED）について

自動体外式除細動器（AED）は、心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器である。

使い方は、電源を入れ、電極パットを胸に貼り付けると心電図を解析して電気ショックを与えるべきかを調べる。電気ショックが必要と解析した場合には、機械の指示に従ってスイッチを押すと、機械が自動的に電気ショックを与え、除細動を行う。

なお、AEDによる除細動の実行と併せて、胸骨圧迫（心臓マッサージ）・人工呼吸を継続して行うことも、救命のためには望ましいとされている。

日本では、救急車が現場到着するまで平均約7分を要するが、心室細動の場合は、一刻も早く電氣的除細動を行うことが必要とされている。救急車が到着以前にAEDを使用した場合には、救急隊員や医師が駆けつけてからAEDを使用するよりも、救命率が数倍高いことが明らかになっている。

AEDは、主に不特定多数の人が出入りする公共施設等に設置され、消火器などと同様に、万一の事態が発生した際には、その場に居合わせた人が自由に使える機器である。

第 9 災害救助法による実施基準

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 実施体制

医療は、災害のため医療の手段を失った者に対して実施されるが、これは応急的処置であって、救護班によってなされるのが原則である。

(2) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(3) 医療のため支出できる費用

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

(4) 期間

医療を実施し得る期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 災害救助法による助産の基準

(1) 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

(2) 助産の範囲

- ア 分べん介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産のため支出できる費用

救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、その地方の慣行料金の2割引以内とする。

(4) 期間

助産を実施し得る期間は、分べんした日から7日以内とする

医療機関一覧

医療機関名	所在地	連絡先
久次米医院	佐那河内村上字中辺 8 1 番地 1	088-679-2020

[資料編] 10-5 災害・事故等時の医療救護に関する協定書

[資料編] 10-6 徳島赤十字病院ドクターカー運行要領

[資料編] 14-4 村内AED設置場所

第14節 死体の搜索及び埋葬計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 行方不明者の届出の必要事項（住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣等）	総務課 住民税務課 消 防 団
2 県、警察署、他市町村への応援要請 明示事項→行方不明者・死体に関する情報、応援を要する人数、資機材等	
3 死体収容（安置）所の開設	
4 埋・火葬の手配	

行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に、次により応急的な対策を実施するものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、村長が行うものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、村長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として村長が実施するものとする。

死体の見分、検視は警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明

- (1) 行方不明者の届出の受理は住民対策部において取り扱う。届出の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面で通知し、書面による通知が困難な場合は、防災行政無線等をもって連絡する。
- (2) 搜索は徳島中央警察署その他機関の協力を得て実施するものとする。

2 死体

- (1) 死体の搜索は災害により行方不明になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の搜索を行うものとする。
- (2) 死体の搜索活動は、村災害対策本部及び徳島中央警察署が相互に連絡を密にしそれぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び自治会等の協力並びに車両、舟艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。
- (3) 人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中死体を発見したときは、村災害対策本部及び徳島中央警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

第3 死体の検案

1 検案の実施

- (1) 死体の検案は、原則として救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置

を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 死体の輸送

検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

第4 死体の収容、安置

1 身元確認

徳島中央警察署、自治会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 死体収容（安置）所の開設

本部長は、寺院、公共建物又は公園等死体収容に適切な場所を設定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品等必要機材を確保するとともに、死体収容のため適切な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

第5 埋・火葬

1 遺体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。

2 埋・火葬期間は災害発生から10日以内とする。

第6 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される死体の搜索、収容、埋葬の実施基準は、次のとおりである。

1 死体の搜索

(1) 搜索の対象者

行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

2 死体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く）を行うものとする。

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

(4) 死体の処理期間

災害発生の日から10日以内

(5) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。
死体の一時保存	既存建物利用の場合は通常の実費 既存建物が利用できない場合1体当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は、費用を必要としないが、救護班でない場合は地域の慣行料金とする。

3 死体の埋葬

(1) 死体の埋葬を行う場合

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
- イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	1体当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	棺、骨つぼ、火葬代、人夫費、輸送費を含む。

第15節 障害物の除去計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 機械器具、人員等の確保 2 土木建設業者等との協定 3 災害救助法が適用された場合又は村のみでは行うことが困難な場合は、県、自衛隊等に応援を要請	総務課 建設課

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、り災者の保護を図りあるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、村が実施するものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事は村長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として村長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 実施方法

障害物除去の事務は、産業建設対策部が担当し、土木・建設業者にこれを請負わせて実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

第3 災害救助法による実施基準

県災害救助法施行細則に示される障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

1 障害物除去の対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者

2 除去の対象数

半壊及び床上浸水戸数の1割5分以内とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合、この割合の範囲内で市町村間で融通できる。

3 除去の実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内	一戸当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	除去に必要な機械器具等の借上賃、輸送費及び人夫賃等

第16節 労務供給計画

活動のポイント	関係機関
<p>1 要点の確保 (とりまとめ) (依頼)</p> <pre> graph LR A[各部] --> B[総務対策部] B --> C[関係機関] </pre> <p>2 応援要請</p> <pre> graph LR D[村 (総務対策部)] --> E[県、隣接市町] </pre> <p>(明示事項)</p> <p>(1) 作業内容 (2) 労働条件 (3) 就労期間 (4) 所要人員 (5) 集合場所 (6) その他</p>	<p>総務課</p>

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、円滑な応急対策活動を実施する。

第1 実施責任者

村が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員については、本部長（村長）が行う。

第2 要員の確保

災害時における必要な要員の確保は、各部の常備労務者及び関係業者等の労務者の動員とする。

第3 要員の確保が困難な場合の対応

村災害対策本部において、村内で要員の確保ができないときや、村関係者のみでは人員が不足するとき、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用し災害応急対策にあたるものとする。

雇用手続については、各部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し総務対策部を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- (1) 雇用の理由
- (2) 所要職種別人員
- (3) 作業内容
- (4) 雇用期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金の額
- (7) 労務者の輸送方法
- (8) その他必要な事項

第4 労務者等の応援要請

- 1 村内での動員では労務者が不足する場合は、次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村に応援の要請を行うものとする。

- (1) 作業内容
- (2) 労働条件
- (3) 就労の期間

- (4) 所要人員
- (5) 集合場所
- (6) その他必要な事項

県本部の支部においては、前記要請のあったときは災害を免れた町村に応援するよう連絡調整を行うものとし、なお、要員の確保が困難なときは、県本部に要請するものとする。

2 県内において要員の確保が困難なときは、災害を免れた隣接県に対し応援を要請する。

第 5 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災対法、災害救助法、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）、消防法の定めるところにより従事命令又は、協力命令を発するものとする。

従事命令・協力命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災対法 65 条 1 項	村長
		〃 65 条 2 項	警察官
災害救助作業 (救助法にもとづく救助)	従事命令	災害救助法 24 条	知事
	協力命令	〃 25 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災対法 71 条 1 項	知事 村長
	協力命令	〃 71 条 1 項	(委任を受けた場合)
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 4 条	警察官
消防作業	従事命令	消防法 29 条 5 項	消防団員
水防作業	従事命令	水防法 24 条	水防管理者 消防団の長

第 6 災害救助法による実施基準

県、村職員の労力だけでは、応急対策に効果をあげることが困難な場合、救助の実施に必要な人夫を雇い上げ、救助活動の万全を期する。

1 雇上げの範囲

- (1) り災者を避難させるための人夫
- (2) 医療及び助産における人夫
- (3) り災者の救出及びその救出に要する機械等の資材の操作又は後始末するための人夫
- (4) 飲料水を供給するための人夫
- (5) 死体の捜索のための人夫
- (6) 死体の処理のための人夫
- (7) 救済用物資の整理及び配分するための人夫

2 実施期間

前項の各救助の実施が認められる期間。ただし（1）については1日程度

3 費用の限度額

救出のため支出する費用は、当該地域における通常の実費とする。

第17節 給水計画

計 画 の ポ イ ン ト	関係機関
1 住民への備蓄の広報の実施（平常時） 2 簡易水道施設の被害調査と応急復旧の実施 3 給水箇所 → 役場、避難場所、医療機関、炊出し予定場所、 社会福祉施設等 4 給水方法 ・ 村役場保有の給水タンク、ポリ容器による運搬給水 ・ 県を通じ自衛隊、他市町村に応援要請 5 給水量 1人1日3ℓを目安とし、長期に及ぶ場合は生活用水の増大に対 処	総務課 産業環境課

災害時における飲料水の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な飲料水供給の実施を図る。

第1 実施責任者

り災者に対する飲料水供給の実施は、本部長（村長）が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が本部長（村長）の補助を得て行うが、知事から委任されたときは本部長（村長）が行うものとする。

第2 実施方法

1 飲料水の確保

- (1) 村は、水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水、井戸水、河川水等を浄化处理して飲料水を確保する。
- (2) 水道事業者は、応急用飲料水及び水道施設の確保に努める。
- (3) 村等は、災害の発生に備え、災害用ろ水機を購入するとともに、ろ水機の管理者は、その機器が常に良好な状態を保つよう、定期的の使用点検等を行う。

2 必要給水量

給水は、目安として1人1日3ℓを確保するものとする。

なお、引き続き村民に対しては3日分以上（可能な限り1週間程度）の食糧等の備蓄を呼びかける。

3 優先給水

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

4 飲料水以外の生活用水の供給

村は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の範囲内で確保及び供給に努める。

第3 資機材及び技術者の確保

- 1 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

- 2 給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。
- 3 応急給水用資機材の現状（平成26年4月1日現在）

ア 応急給水用機器材

種 別	保有数	保管場所
大型ポリタンク (1000ℓ)	2	防 災 倉 庫
ポリ容器 (18ℓ)	30	佐那河内村役場
ポリ容器 (10ℓ)	36	佐那河内村役場
ポリ袋 (2～20ℓ)	900	佐那河内村役場

イ プール等設置状況

小 学 校			
R C 製	P C 製	その他	計
1			1

第4 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される給水の実施基準は、次のとおりである。

1 給水の対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

2 給水の費用及び期間

費 用	期 間
給水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内

第18節 食糧供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 供給体制の強化（平常時） （1）小売業者のリストアップ （2）各組合等との協定締結の検討 2 住民への備蓄の広報の実施（平常時） 3 災害時の調達 ・ 1に定める業者、組合等に供給を依頼 ・ 県に米穀の斡旋を依頼 4 炊出しの実施 （1）炊出し予定場所での実施 （2）日赤奉仕団、婦人会、女性消防団員、他ボランティアの協力要請	総務課 健康福祉課 教育委員会

災害時における食糧の調達、供給体制を確立して、被災者等に対して円滑な食糧の供給を図る。

第1 実施責任者

食糧供給の実施は本部長（村長）が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任により村長が行う。

第2 災害時における食糧の供給

1 炊出しの対象者

- （1）避難所に収容された者
- （2）住家に被害を受けて炊事のできない者
- （3）住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- （4）避難所に避難していない被災者（在宅避難者、帰宅困難者、車中泊避難者）

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実状に応じて副食、調味料等とするものとする。

3 食糧の調達配給方法

（1）米穀

ア 村長は知事に対して応急食塩の要請をすることができる。知事は、徳島地域センター長と連絡をとり、米穀の応急売却の措置を講ずるものとし、その取扱いは次によるものとする。

配 給 を 受 け る 者	配 給 数 量	手 続
（1）被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米換算200グラム	村 長 ↓ 知 事 ↓ 徳島地域センター長

(2) 被災により供給機関が通常の供給ができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合	1日当たり精米換算400グラム	同上
(3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米換算300グラム	同上

イ 村内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも村の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとする。

ウ 災害救助法適用の場合については、災害時における食塩の緊急引渡し手続きに基づき、村長は知事の指示により政府米指定倉庫に対し、引渡し要請を行い、直接引渡しを受けるものとする。

(ア) 副食、調味料等

村商工共栄会及び食糧販売業者は、非常災害に備えて、村の要請に基づき副食、調味料等の供給を行うものとする。

村長は、村において副食調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にその斡旋を依頼するものとする。

知事は、村長から依頼を受けたときは、関係団体に対し出荷の要請を行う。

4 米飯の炊き出し施設

米飯の炊出しのための施設は、公民館等を利用するものとし、必要に応じて村内公立学校のうち、調理場の施設を有する小・中学校の施設を利用するものとする。

第3 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される給与の実施基準は、次のとおりである。

1 炊出し対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家被害を受け、一時縁故地等に避難する必要がある者
- (4) 避難所に避難していない被災者（在宅避難者、帰宅困難者、車中泊避難者）

2 食品給与費用として国庫負担の対象となる経費

- (1) 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）
- (2) 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等についてはなんら制限はない。）
- (3) 燃料費（品目、数量についてなんら制限はない。）
- (4) 雑費（器物〔炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等〕の使用謝金又は借上料、握飯を包むアルミホイル等の包装材、茶、はし、紐等）

3 炊出しの費用及び期間

費 用	期 間
一人1日当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	災害発生の日から7日以内

第19節 液化石油ガスの供給等

災害時におけるり災者及び災害応急対策に従事している者に対する液化石油ガス等の供給又は斡旋は、村長が実施するものとする。

第1 実施責任者

り災者及び災害応急対策に従事している者に対する液化石油ガス等の供給又は斡旋は、村長が実施するものとする。

第2 液化石油ガス等の供給等

1 次の事項を示して県に調達の斡旋を要請するものとする。

- (1) 対象避難者数
- (2) 必要な液化石油ガスの量
- (3) 必要な器具の種類及び個数
- (4) 供給期間
- (5) 供給地（住所等）

- 2 村長は、「災害時における応急生活物資の供給に関する協定書」に基づき、液化石油ガス等の供給を必要と判断した場合は、設置場所を指定し、応急生活物資（LPガス及び容器、燃焼器具（3重巻鋳物コンロ）及びその他供給に必要な設備一式）の供給を受けるものとする。

[資料編] 7-10 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

第20節 生活必需品等供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 供給体制の強化（平常時） （1）小売業者のリストアップ （2）各組合等との協定締結の検討 2 住民への備蓄の広報の実施（平常時） 3 災害時の調達 1に定める業者、組合等に供給を依頼 4 救援物資の集積場所 中央運動公園管理事務所とし、集中して仕分け、配送を実施	総務課 産業環境課 健康福祉課

災害時における被服、寝具その他生活必需品の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図る。

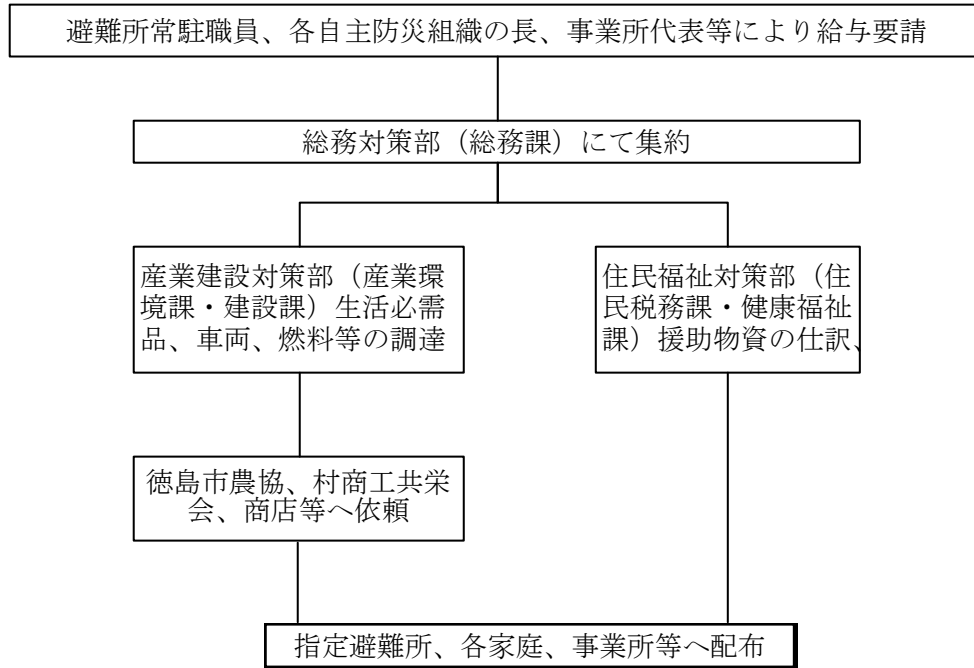
第1 実施責任者

り災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供給は、本部長（村長）が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が本部長（村長）の協力を得て行う。

第2 実施方法

- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - (1) 寝具（毛布、布団等）
 - (2) 被服（作業衣、婦人服、子供服等）
 - (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
 - (4) 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
 - (5) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
 - (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
 - (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
 - (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）
- 2 村では商店あるいは、徳島市農業協同組合、村商工共栄会等の協力を得て、生活必需品の供給を行うものとする。

3 供給等の手配手続きの迅速を期すべく、次の方法により実施する。



第3 救助物資の配分

- 1 知事は、村長からの被害の中間報告等に基づき救援物資の概算交付を行うものとする。
- 2 村長は、知事から引渡しを受けた救助物資をり災者名簿によって速やかに配分するものとする。

第4 物資の調達先

村は、徳島市農業協同組合、村内の小売業者、村商工共栄会等に協力を要請し、生活必需品の供給を行うものとする。

第5 物資の一時集積場所

村は、救援物資等の一時集積場所を次のとおり定め、円滑に仕分け、配送が行えるよう努める。

施設名	所在地	連絡先
中央運動公園管理事務所	佐那河内村上字南浦12番地3	088-679-2113

第6 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される供給の実施基準は、次のとおりである。

1 供給の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日廃品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 供給の費用及び期間

- (1) 費用 「徳島県災害援助法施行細則」に定める額とする。
- (2) 期間 災害発生の日から10日以内

[資料編] 7-3 災害救助物資備蓄数

[資料編] 7-4 佐那河内村備蓄物品

[資料編] 7-1-1 災害時における物資供給の応援に関する協定書

[資料編] 7-1-3 災害時における物資供給の応援に関する協定書

第21節 防疫計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 防疫班の任務→被害状況の把握、防疫業務の実施、住民への衛生指導及び広報活動、患者の収容等	総務課 健康福祉課
2 消毒用資機材 （1）備蓄及び薬品の確保 （2）業者からの調達	
3 防疫用機械の現状把握	

被災地において、感染症のまん延を防止するための対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

災害地における防疫は、県知事が村長と連携を図りながら実施する。

2 防疫業務の実施方法

防疫の活動は、次の方法により行うものとする。

(1) 県の措置

ア 検病調査及び健康診断

被災直後において検病調査を実施するため保健所は検病調査班を編成し、浸水地帯及び指定避難所を重点に被災地区を対象として検病調査を行い、下痢患者等の発見に努めるものとする。

上記の実施にあたっては村、地区内の衛生組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努めるとともに、検病調査の結果必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第17条の規定による健康診断を実施するものとする。

イ 患者等に対する措置

県知事は、感染症予防法第21条及び同法第47条の規定により、1、2類感染症の患者及び新感染症の所見がある者を感染症指定医療機関に移送するものとする。

ウ 村等に対する指示及び命令

県は、感染症予防上必要があると認めたときは、村における規模態様等に応じてその範囲及び期間を定めて、速やかに次の事項の指示及び命令を行うものとする。

- (ア) 感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の実施に関する指示
- (イ) 感染症予防法第28条第2項の規定による、ねずみ族・こん虫等の駆除に関する指示
- (ウ) 感染症予防法第31条第1項の規定による生活の用に供する水の使用又は給水についての制限
- (エ) 予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種に関する命令

(2) 村の措置

ア 消毒方法

村は感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族・こん虫等の駆除

村は感染症予防法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が

指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活の用に供する水の供給

村は感染症予防法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

3 防疫活動に必要な携行資材

噴霧器

消毒薬品

昆虫駆除薬剤

検便用資材等

防疫用薬品資材は、必要に応じ一般販売店から緊急調達をする。

なお、器材のうち噴霧器 1 台を保有。

4 報告

村長は警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により管轄保健所を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動の状況
- (3) 災害防疫の所要見込経費
- (4) その他

第22節 保健計画

被災地において、被災住民の健康保持を図るための対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 健康相談等

- (1) 村及び徳島保健所は指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障がい者などの災害時要援護者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行うものとする。
- (2) 村は村の保健師等のみによる対応が困難である場合は、県に対して保健師等の派遣要請を行うものとする。

2 栄養指導等

- (1) 村は、徳島保健所及び関係団体と密接な連携を図りながら、栄養相談等に応じるとともに、巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行うものとする。
具体的には次のとおり。
 - ア 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への指導、相談
 - イ 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
 - ウ 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
 - エ その他必要な指導、相談
- (2) 村は栄養相談に応じる管理栄養士・栄養士が不足するときは、県に対して、管理栄養士・栄養士の派遣要請を行うものとする。

3 精神保健相談等

村は、徳島保健所及び医療機関等の協力・連携のもと、被災者等のこころのケアを図るため、精神科医、臨床心理士、保健師等による精神保健に関する相談、カウンセリング、診察等を行うものとする。

第23節 食品衛生計画

村は、被災地における食品関係業者及び給食施設（炊出し施設を含む。）の実態を把握するとともに、応急食糧（支援食品を含む。）の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給指導を行う。

1 食品関係業者

乳処理業、乳類販売業、魚介類販売業、食肉販売業、飲食店営業及び菓子製造業（特にパン製造業）を重点に監視指導し、不良食品の販売等を防止する。特に、浸水被害を受けた施設については、清掃消毒の徹底を指導する。

2 給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止する。

3 応急食糧

応急食糧については、関係機関に対し、可能な限り保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを確保するよう指導する。

なお、弁当等の消費期限の短い食品を供給する場合にあっては、関係機関に対し、食品の適正な保管及び配布を行うよう指導する。

4 住民に対する啓発指導

村は、関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行うものとする。

- ア 手洗い、消毒の励行
- イ 食器、器具の消毒
- ウ 弁当等の消費期限の短い食品の早期消費
- エ 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

第25節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 用地の選定 (1) 公共用地を優先 (2) 飲料水等の手入、衛生環境、交通の便、学校との距離等を考慮 2 建設業者等の確保 3 災害救助法が適用された場合又は村のみでは行うことが困難な場合は、県又は他市町村に応援を要請	総務課 建設課

災害のため住家に被害を受けた者に対して、応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施し、被災者の一時的な住居の確保を図る。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

第1 第1 実施責任者

り災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、本部長（村長）が実施するものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、本部長（村長）が知事を補助して行い、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、本部長（村長）は直ちにその設置にあたるものとする。

第2 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅の入居基準

- ア 住家が全壊、全焼、流失した世帯であること。
- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 次に掲げる場合で、自己の資力では住宅を確保することができない世帯であること。
 - (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯
 - (エ) 特定の資産のない老人、病弱者並びに身体障がい者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者
 - (カ) (ア)～(オ)に準ずる経済的弱者

(2) 応急修理を受ける対象

- ア 災害により住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない状態にあり、しかも自らの資力で応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について行うものとする。
- イ 次に掲げる場合で、自己の資力では応急修理ができない世帯であること。
 - (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯
 - (エ) 特定の資産のない老人、病弱者並びに身体障がい者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者

(カ) (ア)～(オ)に準ずる経済的弱者

2 設置場所の選定

- (1) 建築場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題がおこらないよう十分協議のうえ選定する。
- (2) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、り災者の生業の見通し等についても考慮する。
- (3) 被災者の全員を収容し得ないときは、必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテントその他を設置するものとする。

3 建設資機材及び業者の確保

村は、建設業者等と協定して、仮設住宅の設置又は応急修理を行うものとする。

4 管理及び処分

- (1) 応急仮設住宅は、り災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第3 災害救助法の実施基準

1 徳島県災害救助法施行細則に示される応急仮設住宅の実施基準

(1) 応急仮設住宅の対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができないものとする。

(2) 応急仮設住宅の設置戸数

全焼、全壊及び流失世帯戸数の合計の3割以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この割合の範囲内で市町村間で融通できる。

(3) 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着工期限	備 考
1戸当たり 平均29.7㎡	1戸当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	災害発生の日から20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、輸送費、事務費

(4) 応急仮設住宅の供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。

2 徳島県災害救助法施行細則に示される住宅の応急処理の実施基準

(1) 応急修理の対象者

住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 応急修理の対象数

半焼及び半壊世帯の3割以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この割合の範囲内で市町村間で融通できる。

3 応急修理の規模及び期間

費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
1戸当たり平均 「徳島県災害救助法 施行細則」に定める 額とする。	災害発生の日から1箇月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費

第26節 義援金品配分計画

活動のポイント	関係機関
<p>1 義援金品の配分</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県・村・日赤徳島県支部・その他関係機関</div> <p style="margin: 5px 0;">↓ 協議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">配分決定</div> <p style="margin: 5px 0;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> ・住民対策部（日赤徳島県支部の協力） ・ボランティア </div> <p style="margin: 5px 0;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">り災者</div> </div> <p>2 ボランティアの活用</p> <p>3 物資の一時保管場所→中央運動公園管理事務所</p>	<p>総務課 健康福祉課</p>

地域住民及び他都道府県等から被災者あてに寄託された義援金品を确实、迅速、公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る。

第1 実施機関

義援金品の募集及び配分等は、次の関係機関をもって協議し決定するものとする。

- 1 県
- 2 村
- 3 日本赤十字社徳島県支部
- 4 その他の関係機関・団体

第2 義援物資の管理

- 1 義援物資は、村で定めた物資の一時保管場所に集約・管理の上、全体の種類・数量の把握を行う。
- 2 義援物資の管理（仕分け・保管・在庫管理）に際しては、村職員による管理体制を確立するとともに、作業の実施については女性消防団員及びボランティアの参加に期待する。
- 3 飲料水や生鮮食糧品等の腐敗変質のおそれのある物品は、なるべく着荷と同時に配分できるよう、保管場所及び管理体制を整備する。

義援物資の一時保管場所は次のとおりである。

施設名	所在地	連絡先
中央運動公園管理事務所	佐那河内村上字南浦12番地3	088-679-2113

第3 受付窓口の開設

- 1 村は、義援金品の受付窓口を開設し、直接寄託される義援金品を受け付ける。
- 2 村は、金融機関に普通預金口座を開設し、振り込みによる義援金を受け付ける。

第4 義援金の管理

義援金は、配分委員会が設置されるまでは、各受付機関で管理し、配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関より引き継ぎを受け、配分するまで保管するものとする。

第5 配分方法

義援金品の配分は、半壊（焼）、床上浸水以上を対象とし、次の基準に被害程度、被害人員を考慮して配分委員会で決定する。

全壊（焼）、流失世帯	1
半壊（焼）世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3
死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	1
重傷者（1箇月以上の治療を要する見込の者）	1 / 3

※ 全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の分類は、本編3章第7節「災害救助法の適用計画」（第3被災世帯の算定基準）の基準による。

第6 輸送方法

原則として、村で輸送するものとするが、村において輸送することが不可能な場合は、配分委員会で輸送機関を選定し実施する。

義援物資の輸送に際しては、避難所等における需要の把握に努めるとともに、作業の実施についてはボランティアの参加に期待する。

第7 義援物資の需給調整

被災地の需要と全国から寄せられる善意を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、被災地において必要とされる生活必需品等に関する情報の集約と当該情報の全国に向けての発信を統一的に行う体制を整備する。

第8 配分結果の公表

配分委員会は、義援金品の配分結果について、防災会議に報告すると同時に報道機関等を通じて公表し、援助活動の透明性の確保を図るものとする。

第27節 ボランティア団体等支援計画

大災害により大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するための女性消防団員及び各種ボランティア団体等の協力体制について実施すべき事項は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 ボランティア団体等の協力

村及び防災関係機関等は、女性消防団員及び各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

第2 発災直後の情報提供

村は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、村社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

第3 ボランティア団体等の活動

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他災害救助活動の後方支援
- 3 高齢者介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 その他

第4 被災地におけるボランティア支援体制の確立

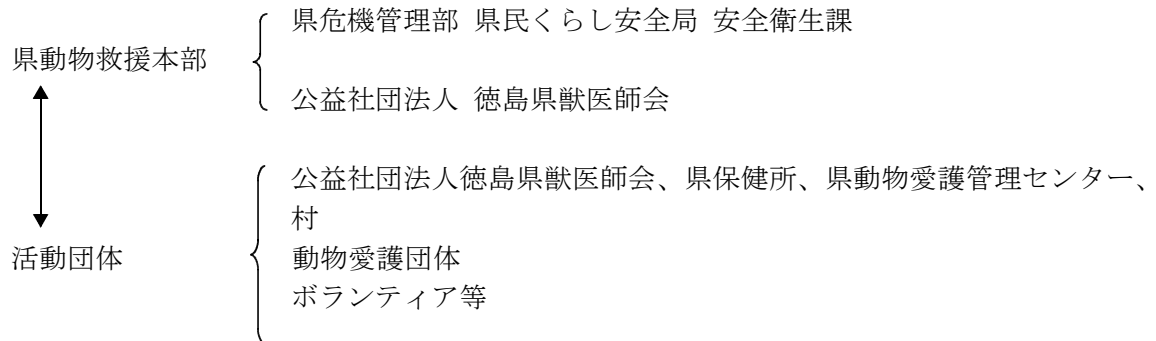
村社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに現地本部及び救援本部を設置し、村及び関係機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

第28節 動物救済対策

被災地における動物の救護については、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

村は、り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県の実施する以下の救援対策等に協力するものとする。



2 実施方法

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他
- (2) 動物に係る相談等を実施する。
- (3) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- (4) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (5) 危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。

第29節 避難行動要支援者応急対策計画

村は、平常時において要支援者等関係者から収集した個人情報をもとに作成した「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害発生時において、安全な状況下における避難を確保するものとする。

第1 避難行動要支援者名簿、個別計画の策定

第2章 第14節 「避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第2 社会福祉施設等に係る対策

※ 社会福祉施設等とは、社会福祉施設、老人保健施設及び病院をいう。

- 1 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
- 3 被災した社会福祉施設等は、水、食糧品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設及び村等に支援を要請するものとする。
- 4 村は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食糧品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

- 1 村は、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- 2 村は、掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- 3 村は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- 4 村は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずるものとする。

第4 要配慮者に係る対策

村は、被災した高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、乳幼児・児童、妊婦、外国人等の要配慮者については、災害発生時に迅速かつ適切な避難や避難所生活が困難であることから、応急時、復旧時のあらゆる段階において要配慮者の実情に応じた配慮を行うものとする。また南海トラフ地震臨時情報が発令されたときには、村、社会福祉協議会等を中心に要配慮者への電話連絡等を行い、事前避難を呼びかける。

第5 児童に係る対策

- 1 村は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、中央こども女性相談センターと連携して、親族による受入れの可能性を探るものとする。
- 2 村は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び村又は中央こども女性相談センターへの通告についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

第6 外国人等に対する対策

- 1 村は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- 2 村は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- 3 村は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

[資料編] 7-14 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

第30節 緊急輸送計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 輸送方法 （1）道路輸送（2）航空機輸送（3）人夫による輸送	総務課 建設課
2 緊急輸送路（第2次輸送確保路線）：国道438号	
3 ヘリポート → 中央運動公園 多目的広場	

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

村長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県、各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 緊急輸送等の対象

緊急輸送等の対象となるものは、次のとおりである。

- 1 消火、救急、救護のための要員及び資機材
- 2 医療、助産その他救護のため輸送を必要とする者
- 3 医薬品、医療用資機材
- 4 食糧、飲料水等の救護物資
- 5 応急復旧資機材
- 6 災害対策要員
- 7 その他必要と認められるもの

第3 輸送力の確保

1 輸送の方法

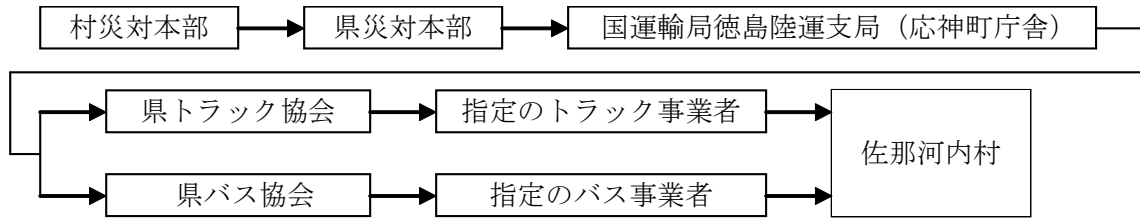
輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送
- (2) 航空機（ヘリコプター含む）等による輸送
- (3) 人夫による輸送

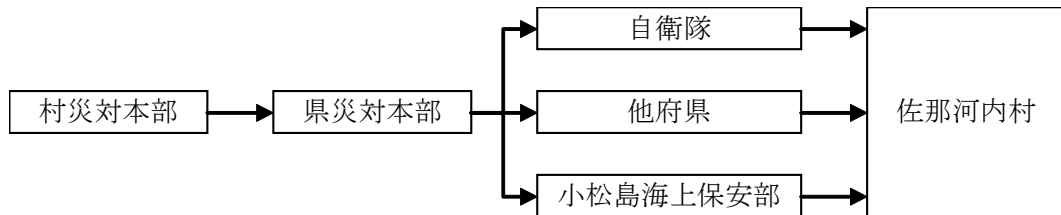
2 借上げ要請の方法

- (1) 陸上輸送を要請する場合

要請（災対法70条）



(2) 航空機輸送（ヘリコプターを含む）を要請する場合



3 輸送の確保

ヘリポート	
中央運動公園 多目的広場	佐那河内村上字南浦12番地3

4 応援要請の手続

災害応急対策実施機関又は関係各業者に対し応援協力を要請する場合は、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 輸送区間
- (2) 輸送期間
- (3) 輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件

第4 実施方法

1 連絡調整等実施者

- (1) 庁用車の配車及びバス、タクシー等への輸送計画の依頼は、村長の指示により総務対策部長が調整、実施するものとする。（事前協定をも含む。）
- (2) 事業所における輸送手段、車両等の確保あるいは調整は、事業主が実施するものとする。

2 輸送方法

- (1) 人員、資材及び物資等の輸送は、庁用自動車、バス、自動車、タクシー、人夫等その場に応じた輸送方法を講ずるものとする。
- (2) り災者、重傷患者及び救護班の仮設する応急救護所への患者移送は庁用自動車、タクシーのほか、事業所にある自動車を充てるものとする。（避難地への輸送を含む）
- (3) 救出のための必要な人員、資材等の輸送及び救出したり災者の移送なども、(2)に準じて行うものとする。
- (4) り災者用被服、寝具、炊出用食糧、薪炭その他生活必需品及び救助に要する医薬

品、医薬衛生材料等の輸送は、村社会福祉協議会の自動車の他、庁用自動車を配車するものとする。

- (5) 死体の捜索、処理及び移送等には庁用自動車を充てるものとする。
- (6) 飲料水の輸送及び飲料水確保のため必要な人員、機械器具、資材等の輸送は事業所においてでき得る限り必要な自動車を確保するよう要請する。
- (7) 学校における児童・生徒の避難及び教科書、学用品等の輸送は、教育委員会の配車計画の他 P T A 等の協力を求めるものとする。

第 5 緊急通行車両の確認申請

- 1 災対法第 7 6 条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令（昭和 3 7 年政令第 2 8 8 号）第 3 3 条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、消防防災課又は警察本部交通規制課及び徳島中央警察署において実施するものとする。

2 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、村においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

3 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の指示に従事するもの
- (2) 消防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 救助、救護及びその他保護活動に従事するもの
- (4) 防災に係る施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- (5) 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- (6) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (7) 応急復旧資材その他の物資の確保、保険衛生に関する措置、その他必要な体制の整備に従事するもの

4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申し出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

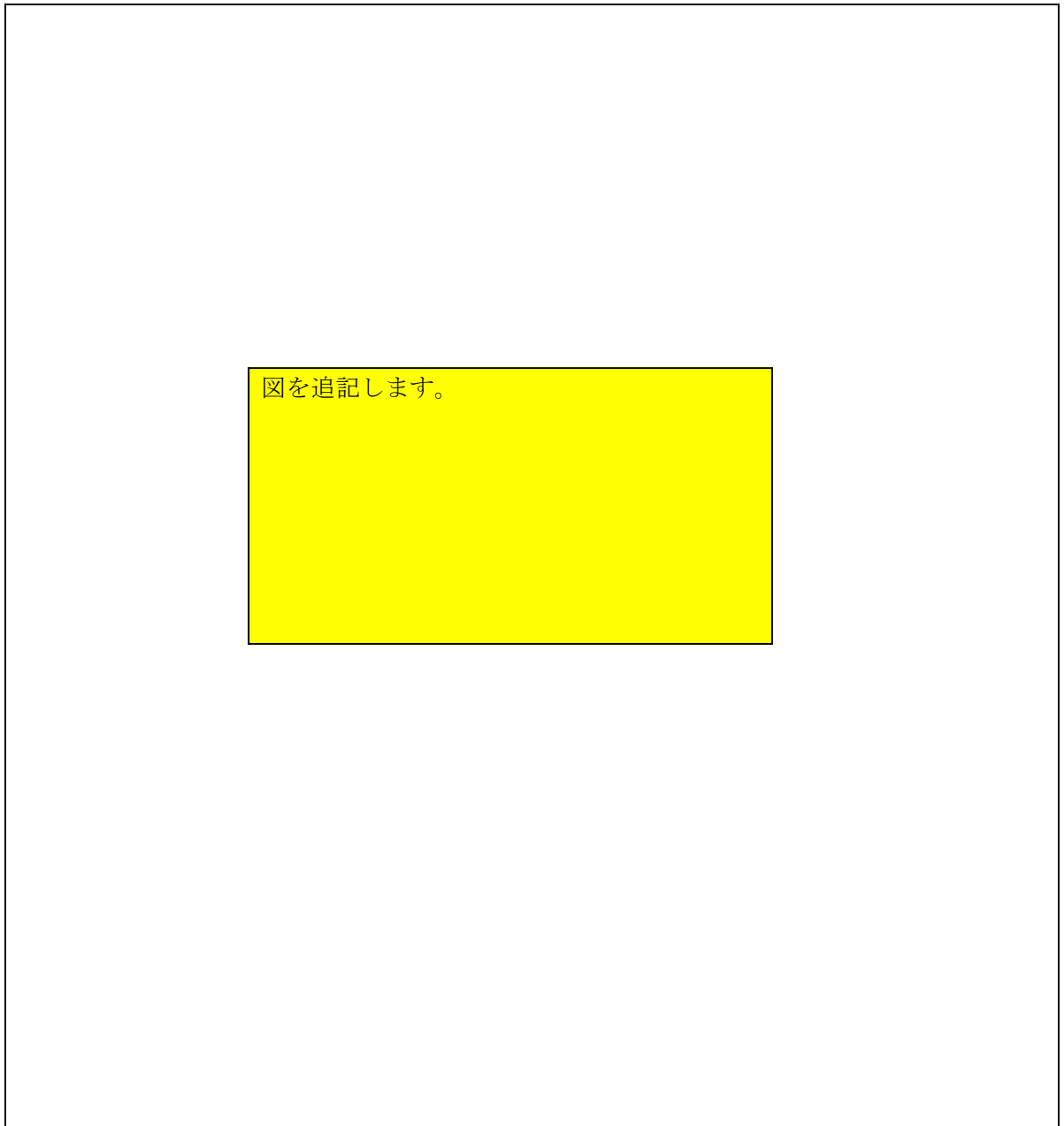
(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申し出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（様式 1）及び証明書（様式 2）が交付される。

(3) 事前届け出手続き

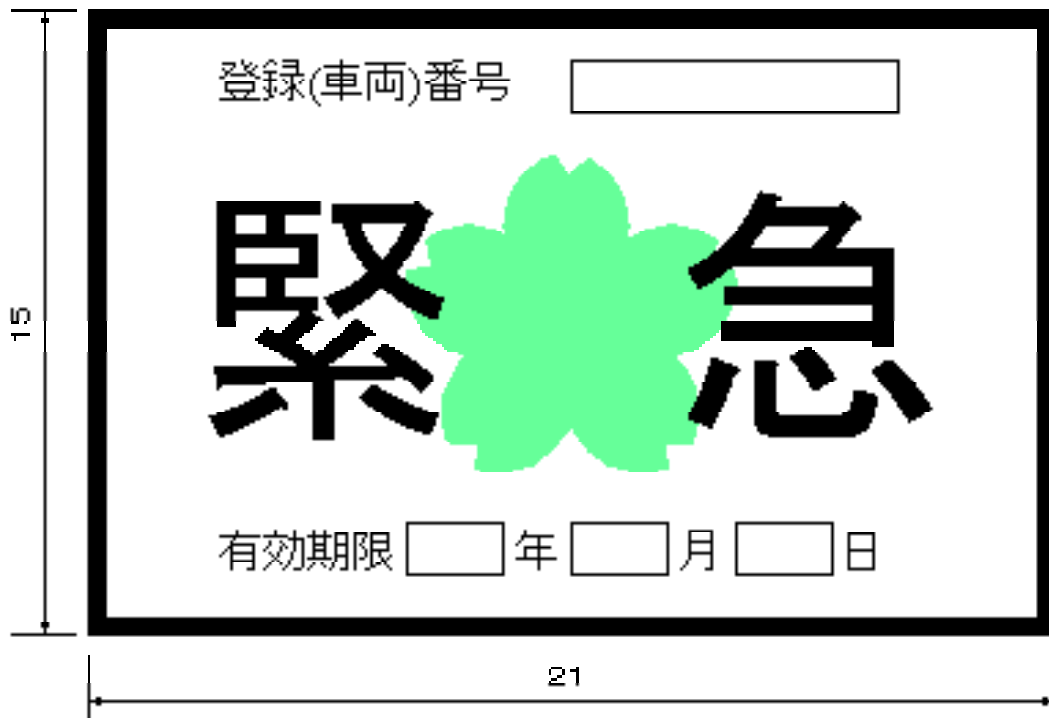
災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため「緊急通行車両事前届出」（標章及び証明書の交付は、災害時に最寄りの警察署又は徳島県消防保安課に届出済証を提出する。）で処理するよう努めるものとする。

通行の禁止又は制限するときの標示



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式1 緊急通行車両の標章



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式2 緊急通行車両事前届出済証

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出 書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏 名		第 号 災害応急対策用 緊急通行車両事前届 出済証 左記の通り事前届出を受けたことを証 する。 年 月 日 徳島県公安委員会 ㊟
番号標に表示さ れている番号		(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最 寄りの警察本部、警察署、交通検問所 等に提出して所要の手続きを受けてく ださい。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済 証を亡失し、汚損し、破損した場合に は、公安委員会（警察署経由）に届け 出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返 還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなった とき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったと き。 (3) その他緊急通行車両として必要性 がなくなったとき。
車両の用途（緊 急輸送を行う車 両にあつては、 輸送人員又は品 名）		
使用者	住所 () 局 番	
	氏 名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、 当該車両を使用して行う業務の内容を証明 する書類を添付の上、車両の使用の本拠の 位置を管轄する警察署に提出してくださ い。		

様式2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
徳島県知事 ,			
徳島県公安委員会 ,			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

[資料編] 7-1-1 災害時における物資供給の緊急救援輸送に関する協定書

[資料編] 11-1 村有車両

[資料編] 11-3 輸送確保に関する責任者及び連絡方法

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の輸送についての概要は、次のとおりとする。

1 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

- (1) り災者を避難させるため、村長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送
- (2) 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送
- (3) 飲料水の輸送及び飲料水確保のための必要な人員、機械、器具、資材の輸送
- (4) り災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出し用食糧、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送
- (5) 死体捜索及び死体処理のための輸送

2 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間

3 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

4 人夫による輸送

- (1) 救助の実施が認められる場合及びその期間は、[資料編] 9-2 平成25年度災害救助基準のとおりである。
- (2) 費用は、当該地域の通常の実費が認められる。

第31節 交通応急対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 交通規制→交通規制の区分、村長等の措置	総務課 建設課

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第1 交通規制

1 交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

区分	実施者	範 囲
交通規制	道路管理者 国土交通大臣 知事 村長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	警察 公安委員会 徳島中央警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。）

(注) 道路管理者と警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

第2 対策

1 村長の措置

村長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を建設課長に指示して行い、徳島中央警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、村で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

なお、放置車両や立ち往生車両が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 警察

(1) 避難路の交通規制

村長の避難指示に基づき避難する住民を安全かつ円滑に避難させるため、避難路における一般車両等の通行を禁止又は制限する措置をとる。

- ア 他県からの一般車両の流入については、「四国管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、各県と緊密な連携を図り、流入禁止等の交通規制を実施する。
- イ 警備業者との間に交通誘導業務に関する協定を締結し、必要に応じて交通誘導の実施を要請できるようにしておくものとする。

(2) 交通機能の確保

交通規制点、主要交差点等において混乱が予想される場合は、重点的に警察官を配置するとともに、信号機に異常のある交差点では必要により手信号等による交通整理を実施し、交通機能の確保に努める。

3 交通規制の周知

交通規制の実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、報道機関（道路交通情報センターを含む）を通じて交通規制の周知徹底を図るものとする。

4 交通規制の標示

- (1) 規制を行ったときは、公安委員会は定められた標識を設置する。ただし、緊急のため定められた標識を設置することが困難又は不可能のときは、適宜の方法によりとりあえず通行を規制し、必要に応じ遮断等の措置をとり、現場警察官が指導にあたる。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日外総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

5 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標識の種類	位置
標識の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固のもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第32節 文教対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 平素からの災害時の任務分担、時間外の参集等の体制整備 2 教職員、児童・生徒、保護者等の周知事項 (1) 情報収集伝達方法 (2) 児童・生徒等の誘導方法 (3) 保護者との連携方法 (4) 緊急通学路の設定 3 応急教育の方法→短縮授業、2部授業、分散授業 4 教職員の確保 →学校間等の教職員の応援要請、非常勤講師、退職教員等の任用 5 文化財所有者等への保存管理の指導（平常）	教育委員会

学校施設のり災又は児童・生徒等のり災により、通常の教育に支障をきたした場合に応急教育を実施して、教育の万全を図ろうとするものである。

第1 実施責任者

村立の学校における災害応急教育は、村教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、本部長（村長）の補助を得て知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関として本部長（村長）が、村教育委員会及び各学校長の協力を受けて実施するものとする。

第2 応急教育実施の予定場所及び教育者の確保計画

教育委員会は、予め災害を想定して、おおむね次のような方法により学校教育活動が、り災のため中断することのないよう、応急教育実施の予定場所及び教育者の確保計画を作成しておくものとする。

1 学校の一部がり災した場合

- (1) 特別教室、体育館等を利用する。
- (2) 二部授業を行う。

2 学校の校舎全部がり災した場合

- (1) 公民館、公共施設を利用する。
- (2) 隣接学校の校舎を利用する。

3 特定の地区全体がり災した場合

- (1) 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設を利用する。
- (2) 応急仮校舎を建築する。

4 村内の大部分が被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。

5 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は、逆に仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児

童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

6 教員の確保

- (1) 欠員者の少ない場合は学校内で操作する。
- (2) 隣接校との操作を考える。
- (3) 欠員（欠席）が多数のため、(1) 又は (2) の方法が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう求める。
- (4) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

第3 避難

- 1 実施責任者は、校長とする。
- 2 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- 3 校長は、避難誘導の状況を随時村教育委員会に報告し、また保護者に通報する。
- 4 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場合の経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

第4 学校給食施設の措置及び活用計画

本編3章第18節「食糧供給計画」に準じて実施するものとする。

第5 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（子供会等）の整備工夫を行うものとする。
- 5 り災地域の幼児、児童・生徒が転入学を希望する場合は、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受入れ及び許可等を速やかに行う。

第6 災害に対する児童・生徒の事前指導

- 1 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼応して、ポスター標語等を通じ事故防止について認識させる。
- 2 学校は常に児童・生徒の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに正し

い規律の確立に努め、外部諸機関との協調、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。

- 3 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止につとめると共に、児童・生徒の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

第 7 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される学用品等の実施基準は、次のとおりである。

1 給与対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒。

2 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書教材	災害発生の日から 1 箇月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費
文房具	災害発生の日から 1 5 日以内	小学校児童 1 人当たり 4, 1 0 0 円
		中学生生徒 1 人当たり 4, 4 0 0 円
通学用品	災害発生の日から 1 5 日以内	高等学校等生徒 1 人当たり 4, 8 0 0 円

第 8 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- 1 避難場所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。
- 2 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。
- 3 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

第 9 文化財の保護

1 被害防止対策

(1) 基本方針

災害発生時における文化財の保護を図るため村教育委員会及び所有者、管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を樹立し実施するものとする。

(2) 対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、村教育委員会は文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期すよう指導、助言する。

2 被害報告

国、県及び村指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、その結果を速やかに村教育委員会に報告する。

3 応急対策

国、県及び村指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。ただし、人命にかかわるような被害

が発生した場合は、この限りでない。

第33節 電力施設災害応急対策計画

関係機関 四国電力(株)

災害時における四国電力（株）の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 災害時における電力の供給計画

災害時において電力供給の異常事態が発生し、又は発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとする。

- 1 県内の需給バランスが確保できる系統構成を施す。
- 2 需給バランスについて、系統上県内供給力が不足する場合には、他の地域からの融通、自家用発電設備を保有する需要家に対し、発電余力の受電について交渉するとともに負荷の重要度に応じて供給力を確保するものとする。

第2 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡のうえ、事故の拡大を防止するため当該地域の送電停止等適切な危険予防停電を実施するものとする。

送電停止は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

第3 災害時における応急工事

災害の規模、災害施設の状況に応じ、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査把握し、人員、資機材、機動力等を最大限に活用するとともに、感電事故防止に十分留意しつつ、次により応急工事を実施するものとする。

1 発電設備

仮設備等により応急電力供給に努めるとともに被災機器の復旧を図る。

2 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮復旧を実施する。

3 配電設備

保安上支障のない限り、支持物、電線等の手持資材並びに既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送並びに応急ケーブル、発電気車等の利用により迅速な復旧送電を図るものとする。

4 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、回線種別に応じ必要最小限の回線数を迂回ルートによって確保する。また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努めるものとする。支持物が倒壊、折損、流失した場合は、健全な構築物、樹木等により応急的処置を講ずるものとする。

第34節 通信設備の応急対策計画

関係機関

西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティドコモ四国

災害時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社エヌ・ティ・ティドコモ四国徳島支店の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 基本方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

第2 応急対策

1 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

- (1) 電源の確保
- (2) 予備電源設備、移動電源車の発動
- (3) 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- (4) 応急対策用車両、工具の点検
- (5) 応急対策用資機材の把握
- (6) 緊急輸送対策
- (7) 復旧要員の確保
- (8) 通信設備の巡回点検

2 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、村、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

3 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。

(1) 臨時回線の作成

政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して臨時回線を作成する。

(2) 市外回線網の措置

交換措置、伝送路切替措置等を実施し、通話を確保する。

(3) 臨時市外、中継回線の作成

可搬型無線機、応急復旧ケーブル等により、臨時の伝送路を作成し、必要限度の市内、市外通話の確保を図る。

(4) 臨時電報電話取扱所の開設

指定避難所、救護所等に臨時電報電話取扱所を設置し、電報電話が利用できるよう努める。

(5) 特設公衆電話等の設置

- ア 孤立化する地域をなくすため、地域の主要場所に特設公衆電話を設置する。
- イ 村指定の避難場所等に特設公衆電話を設置する。
- ウ 村の主要箇所に臨時公衆電話を設置する。

(6) 通信の利用制限

各種問合せや見舞電話等が集中し通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制措置を行い、利用制限を実施する。

(7) 非常緊急電報、非常緊急電話の優先利用

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常緊急電報、非常緊急電話として他の通信に優先して取り扱う。

4 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。

- (1) 被災区間又は場所
- (2) 回復見込み日時
- (3) 通信途絶、利用制限の理由
- (4) 通信途絶、利用制限の内容
- (5) 通信利用者に協力を要請する事項
- (6) その他の事項

5 大規模災害発生時に、安否情報等を確認するため、被災地に向けた通話が輻輳した場合、災害用伝言ダイヤル「171」「携帯電話による災害用伝言板」を開設する。

第3 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

1 第1段階の復旧

(1) 加入電話

防災関係、報道関係など電話サービス契約約款における復旧第1順位、第2順位の機関の加入電話。

(2) 公衆電話

避難場所等に特設公衆電話の設置及び街頭公衆電話の復旧

(3) 専用線

- ア データ通信
- イ ラジオ、テレビの中継線
- ウ 道路通信

(注、上記ア～ウ項は、ほとんど同時に復旧作業が行われる。)

2 第2段階の復旧

一般住民の加入電話を可能な限り早期に復旧する。

第35節 危険物品の保安計画

関係機関

総務課、消防団

第1 村の現状

村には、毒劇物取扱施設が2箇所（農業用）あり、村及び取扱施設は、被害の未然防止又は被害の軽減を図るため、それぞれ応急措置を講じる。

第2 実施責任者

1 施設の所有者及び管理者

2 村長

3 知事

第3 危険物災害予防対策

村は、危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、さらに適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び自主的な防火・防災体制の確立を図る。

第4 応急措置

1 施設の所有者及び管理者の措置

- (1) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断するものとする。
- (2) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする。
- (3) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

2 知事又は村長の措置

- (1) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関との緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示をするものとする。
- (2) 災害の防御は、消防団がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等の機関の応援を受けるものとする。
- (3) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の禁止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。
- (4) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

[資料編] 6 - 1 毒劇物取扱施設数

[資料編] 6 - 2 石油類貯蔵取扱事業所

第36節 消防計画

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 災害を覚知した場合の消防団員の自主出動の徹底（平常時）	総務課 消防団
2 自治会による初期救出、初期消火の訓練の実施（平常時）と実践（災害時）	
3 火災が大規模化した場合や重篤な救急搬送の必要等の場合は、県に消防防災ヘリコプター、ドクターヘリの出動を要請	
4 災害が大規模な場合は、徳島県市町村消防相互応援協定等に基づく消防応援や緊急消防援助隊の出動を要請	
5 要請の実施	

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

村の消防団員の定数は、本部の他、本部機動隊、女性消防隊及び7分団、団員163名で編成されている。しかしながら、農業人口の減少、村外通勤者の増加などにより昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化をなお一層推進していく必要がある。

（令和2年1月1日現在 実人員）

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	(1) 3						4
第一分団			1	1	1	5	(1) 17	25
第二分団			1	1	1	3	(1) 9	15
第三分団			1	1	1	3	(1) 9	15
第四分団			1	1	1	4	(1) 13	20
第五分団			1	1	1	5	(1) 19	27
第六分団			1	1	1	4	(1) 13	19
第七分団			1	1	1	5	(1) 16	24
本部機動隊							8	8
女性消防隊						1	4	5
計	1	(1) 3	7	7	7	30	(7) 108	(8) 163

※（）は本部機動隊員を兼務する人員数。（本部機動隊は16人で構成）

第2 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される気象予警報発表時には、消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

団員は、所属の分団詰所に集結すること。

3 人員報告

消防団長は、非常招集発令から完了までの間、その都度招集人員及び集結場所を本部長に速報すること。

第3 発災地への動員

1 動員方法

消防団長は、団員を被害の規模に応じて発災地に動員するよう指示する。

(1) 住宅火災の場合

発災地を管轄する分団が消火活動等のため出動するものとし、単独での消火活動では消火が困難な場合はこの限りでない。なお、他の分団は詰所で待機するものとする。

(2) 林野火災の場合

原則として全分団で消火活動にあたるものとする。

2 伝達の方法

災害発生の連絡は、防災行政無線、サイレン及び電話等により行う。

3 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所からの災害地への輸送は、消防車両及び村災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

第4 火災防御計画

1 異常気象時火災防御計画

強風注意報、乾燥注意報等の発表されているとき発生した火災は、延焼速度が迅速であり、かつ、飛火が必然的であるため、これに対応し得る警戒体制の強化、出動体制の増強等の措置を講ずる。

2 出火防止及び初期消火

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

3 危険物火災防御計画

消防法に定める危険物は引火性、発火性を有し、時には爆発する危険があるため、対象物ごとに消防計画を樹立し、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備をはじめ取扱いの規制を行い、火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる体制を確立する。

4 火災拡大後の措置

火災の拡大により鎮圧困難なときは、各隊の防ぎょ方面、現場の地物、水利状況を考慮し、分団の移動集結を行い、防ぎょ線の確立を図るとともに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 関係機関(警察、電力・ガス会社、隣接市町村等)への連絡
- (2) 後続応援隊の誘導
- (3) 飛火警戒体制の確立
- (4) 住民に対する避難誘導
- (5) 必要に応じた破壊消防

5 消防防災ヘリコプターの出動要請

村長は、災害・傷病者の状況に応じて県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、消火・救出・救助活動を行うものとする。

〔 消防防災ヘリコプター要請の基本要件 〕

公共性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、村民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非代替性	防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

6 ドクターヘリの出動要請

村長は、重篤な傷病者の迅速な搬送のため、必要に応じドクターヘリの出動を要請し、救命・救急活動を行うものとする。

なお、出動要請は、本編第3章第13節「医療及び助産計画」によるものとする。

7 消防相互応援協定の促進

村は、神山町、勝浦町と消防相互応援協定を締結し、お互いの消防力を補完し合っているが、今後は、さらに大規模火災に対処するため、広域的な消防相互応援協定の締結に努めるものとする。

8 徳島県市町村消防相互応援協定等

徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的に締結された。

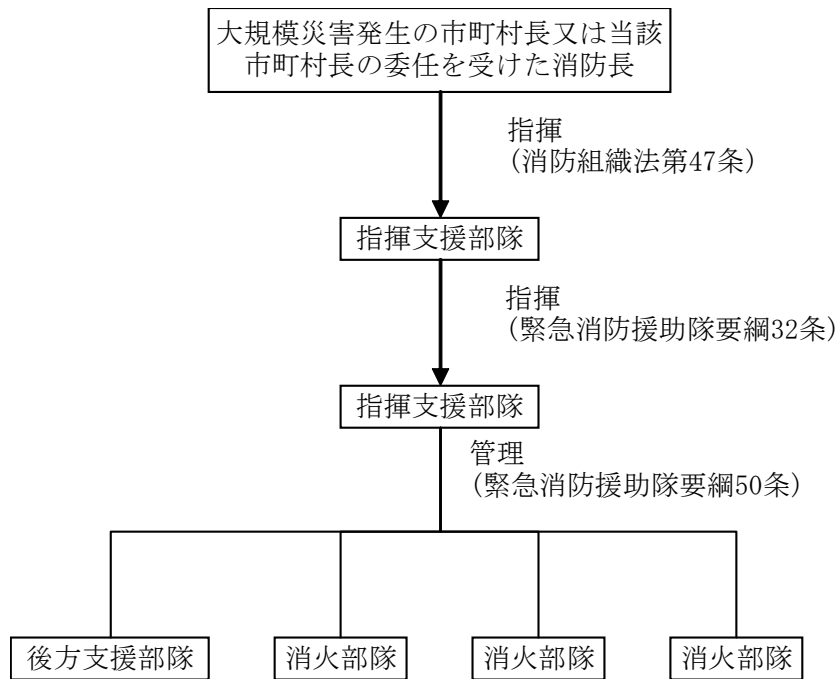
応援の要請は、要請市町村等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難と認める場合に、要請事項を明らかにして応援を要請することとなっている。

また、徳島東部地域の12市町村が、地震等による大規模な災害時における応急対策の一層の充実及び強化を図ることを目的に、応援要請事項を明らかにして物資、労力等の応援を行うこととなっている。

9 緊急消防援助隊

徳島県内の消防力では対応が困難な災害の場合は、国内における地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ行き、人命救助活動等を行うことを任務とする緊急消防援助隊の出動を県を通じて要請するものとする。

緊急消防援助隊組織図



- [資料編] 7 - 5 佐那河内村消防団配備備品
- [資料編] 1 2 - 1 消防相互応援協定書（神山町）
- [資料編] 1 2 - 2 消防相互応援協定書（勝浦町）
- [資料編] 1 2 - 3 徳島県市町村消防相互応援協定
- [資料編] 1 2 - 4 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定
- [資料編] 1 2 - 5 徳島県東部地域における災害時相互応援に関する協定書

第1編

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針

村は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

災害復旧は、被災した各施設の復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立てるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路

第2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地農業用施設
- (2) 林業用施設
- (3) 共同利用施設の各施設
- (4) 集落排水の各施設

第3 教育施設災害復旧事業計画

第4 簡易水道施設災害復旧事業計画

第5 住宅災害復旧事業計画

第6 社会福祉施設災害復旧事業計画

第7 官庁建物等災害復旧事業計画

第8 その他の公共施設災害復旧事業計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

（注）第3章災害復旧計画各節の法律等の記載については、本村の実情にあてはまらないものについても記載する。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (11) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- (12) 上水道災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (13) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) **公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助**
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防施設事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - セ 湛水排除事業
- (2) **農林水産業に関する特別の助成**
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助

- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) **中小企業に対する特別の助成**
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ウ 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) **その他の財政援助措置**
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活再建等の支援

災害時には、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

第1 災害弔慰金等の支給、貸付け

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び佐那河内村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第22号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1 災害弔慰金の支給

（1）支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

（2）支給額

生計維持者	500	万円以内
その他の者	250	万円以内

2 災害障害見舞金の支給

（1）支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民

（2）支給額

生計維持者	250	万円以内
その他の者	125	万円以内

3 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

（1）貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

（2）貸付限度額

150万円以内

（3）貸付条件

- ア 据置期間 6ヶ月以内
- イ 償還期間 7年以内
- ウ 利子 無利子（連帯保証人有）又は、
年1.5%（連帯保証人無、据置期間中は無利子）
- エ 保証人 原則として佐那河内村民であること
- オ 償還方法 年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還

（4）申込方法

原則として官公署発行の被災証明書を添付し、民生委員、あるいは村社会福祉協議会に申し込む。

第2 雇用機会の確保

1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対しその定めるところにより雇用保険の失業給付を行いながらキメ細かい職業相談を実施し、職業の斡旋を行いその生活の確保を図る。

2 対策

村は、被災者の職業斡旋について、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

第3 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は次の通りである。

1 村税

村は、被災者に対する村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておくものとする。

第4 応急融資

1 生活福祉資金（災害援護資金）

（1）貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

（2）貸付限度額 150万円以内

住宅の全・半壊などで復旧費用が150万円以上必要な場合は、住宅資金と重複して150～250万円（特別の場合は250～350万円）

（3）貸付条件

- ア 措置期間 1年以内
- イ 償還期間 7年以内
- ウ 利子 年3%（据置期間中は無利子）
- エ 保証人 原則として佐那河内村民であること。
- オ 償還方法 年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還

（4）申込方法

原則として官公署発行のり災証明書を添付し民生委員、あるいは村社会福祉協議会へ申し込む。

第5 生活相談

村は、被災者のための臨時相談窓口（相談所）の設置等、被災者に対する迅速かつ適切な相談業務が行われるよう努めるものとする。

第5節 計画的復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、高度かつ大規模な事業となることから、村は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

第1編

第5章 道路災害対策計画

第5章 道路災害対策計画

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画によるものとする。

第1節 災害予防

第1 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象に関する情報等の伝達

気象に関する注意報・警報等の伝達については、本編第3章第4節「情報通信計画」によるものとする。

2 道路の交通の安全のための情報の提供

(1) 道路管理者

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(2) 警察本部

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2 道路施設等の整備

1 道路管理者

道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。
道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。
道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとする。

2 道路事業実施者

道路事業を実施することにより孤立集落の解消に努めるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制

情報の収集・連絡体制については、本編第3章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるものとする。

(2) 情報の分析整理

道路管理者は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

(3) 通信手段の確保

防災機関は、本編第2章第16節「防災施設等整備計画」及び第3章第4節「情報通信計画」に基づき、災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災機関相互の連携体制

防災機関相互の連携体制については、本編第3章第3節「防災関係機関応援計画」によるものとし、関係機関は平常時より相互の連携強化に努めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

村は、患者搬送車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に努めるものとする。

道路管理者及び村等は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

道路管理者、消防団は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動関係

警察本部、村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動関係

村及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

村等は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災機関の防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

防災機関は、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするなど、実践的なものになるよう工夫するものと

する。また、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じるものとする。

8 施設、設備の応急復旧関係

道路管理者は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

9 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第5 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、本編第3章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるほか、次のとおりとする。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

県は、国土交通省等から受けた情報を、村等へ連絡するものとする。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとする。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

(4) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を村に連絡するものとする。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

道路災害が発生し、また発生するおそれのある場合の各防災機関の活動体制は、本編第3章第1節「活動態勢計画」及び第2節「配備体制及び職員配置計画」によるほか、次のとおりとする。

1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

2 速やかな体制村は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

道路災害発生時における広域的な応援体制は、本編第2章第15節「広域応援計画」によるほか、次のとおりとする。

村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。ま

た、大規模な災害の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、本編第3章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、要請を行うものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、本編第3章第11節「救助計画」によるほか、次により実施するものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出活動に資するよう消防機関及び警察機関等に協力するものとする。

2 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、本編第3章第13節「医療及び助産計画」によるほか、次により実施するものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

3 消火活動

(1) 道路管理者

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防団に協力するものとする。

(2) 消防団

消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

発災地以外の市町村等は、発災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

道路災害時における緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、本編第3章第30節「緊急輸送計画」及び第31節「交通応急対策計画」によるほか、次によるものとする。

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を制限するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、警察機関、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防

除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防団及び警察本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

1 道路管理者

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

2 警察本部

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場及び周辺地域並びにその他地域において、安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達活動については、本編第3章第6節「災害広報計画」によるもののほか、次のとおりとする。

1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧

第1 道路管理者の行う災害復旧

- 1 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。
- 2 災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第1編

第6章 危険物等災害対策計画

第6章 危険物等災害対策計画

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生等が予想される危険物等災害に対する対策は、本計画によるものとする。

第1節 災害予防

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。村及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

村及び関係機関等は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

村及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の究明に努め、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

1 危険物災害予防対策

(1) 保安教育

村は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

村は、県の実施する危険物施設に対する以下の立入検査等に協力し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- エ 地震動による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

村は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう要請するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、事業所に対し、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

2 複合災害予防対策

村、関係機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の遵守、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制については、本編第3章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるものとする。

(2) 情報の分析整理

村は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

(3) 通信手段の確保

防災機関は、本編第2章第16節「防災施設等整備計画」及び本編第3章第4節「情報通信計画」に基づき、災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

防災機関及び事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災機関相互の連携体制

危険物等災害発生時における防災機関の連携については、本編第3章第3節「防災関係機関応援計画」によるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

村は、患者搬送車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、救急・救助関係機関及び事業者は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動

村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に努めるものとする。また、村及び事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動

消防団等は、平常時から機関相互間の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

村は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

村及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

4 緊急輸送活動

警察本部及び村は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。また、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

防災機関及び事業者は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

6 施設、設備の応急復旧活動

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

村は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

9 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

10 災害復旧への備え

村及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第3 防災知識の普及等

防災知識の普及等は、本編第2章第8節「防災知識の普及・啓発に関する計画」によるものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、本編第3章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるほか、次のとおりとする。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 危険物等事故情報等の連絡

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は村、県等関係機関へ連絡するものとする。

(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を村、県等関係機関へ連絡するものとする。

村は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を村、県等関係機関へ連絡するものとする。

(4) 応急対策活動情報の連絡

事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県、村等関係機関へ連絡するものとする。

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

危険物等災害が発生した場合の各防災機関の活動体制は、本編第3章第1節「活動態勢計画」及び第2節「配備体制及び職員配置計画」によるほか、次のとおりとする。

1 事業者の活動体制

事業者は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、消防機関、警察本部等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 村の活動体制

村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

危険物等災害発生時における広域的な応援体制については、本編第2章第15節「広域応援計画」に定めるほか次のとおりとする。

村は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求めるものとする。

また、大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

村長は、自衛隊の派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、本編第3章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、県知事へ要請依頼を行うものとする。

5 防災業務関係者の安全確保

村は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

村は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

危険物等災害発生時における救助・救急活動は、本編第3章第11節「救助計画」によるものとする。

2 医療活動

危険物等災害発生時における医療救護活動については、本編第3章第13節「医療及び助産計画」により実施するものとする。

3 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

村は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

第5 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

危険物等災害発生時における災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、本編第3章第30節「緊急輸送計画」及び第31節「交通応急対策計画」によるほか、次のとおりとする。

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

警察本部は、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を制限するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、警察機関、道路管理者等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 河川等への流出に対する応急対策

村は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第 7 避難収容活動

危険物等災害時における避難収容活動は、本編第 3 章第 10 節「避難計画」によるものとする。

第 8 施設、設備の応急復旧活動

村は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第 9 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への的確な情報伝達活動については、本編第 3 章第 6 節「災害広報計画」によるほか、次のとおりとする。

1 被災者への情報伝達活動

村は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこととする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係機関相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

村は、災害発生地住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係機関相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

村は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧

村は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

第1編

第7章 大規模な火事災害対策計画

第7章 大規模な火事災害対策計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策については、本計画によるものとする。

第1節 災害予防

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

村は、避難路、避難地、幹線道路、河川など骨格的な地域基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震化、不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成を図るものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

村及び事業者等は、多数の人が出入りする施設等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

村及び事業者等は、多数の人が出入りする施設等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

村及び事業者等は、大規模建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガス器具の使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

火災気象通報等の伝達系統は、本編第3章第4節「情報通信計画」によるものとする。村長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制については、本編第3章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるものとする。

(2) 情報の分析整理

村は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

（3）通信手段の確保

村は、本編第2章第16節「防災施設等整備計画」及び本編第3章第4節「情報通信計画」に基づき、災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備関係

（1）職員の体制

村及び防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。また、それぞれの防災機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

（2）各防災機関の相互連携体制

大規模な火事災害時における防災関係機関の連携については、第2編第2章第3節「防災関係機関応援計画」によるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

（1）救助・救急活動関係

村は、患者搬送車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

（2）医療活動関係

村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に努めるものとする。また、医療活動について、防災機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、連携に努めるものとする。

（3）消火活動関係

村は、防火水槽、貯水槽の整備、河川等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

応援消防機関は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動関係

警察本部、村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。また、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 施設、設備の応急復旧活動関係

村は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

村は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災機関等の防災訓練の実施

村及び応援消防機関は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

8 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4 防災知識の普及等

防災知識の普及等は、本編第2章第8節「防災知識の普及・啓発に関する計画」によるものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、本編第3章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるほか、次のとおりとする。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 防災機関の活動体制

大規模火災が発生し、また発生するおそれのある場合の各防災機関の活動体制は、本編第3章第1節「活動態勢計画」及び第2節「配備体制及び職員の配置計画」によるほか、次のとおりとする。

村は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 広域的な応援体制

大規模な火事災害発生時における広域的な応援体制については、本編第2章第15節「広域応援計画」によるほか次のとおりとする。

(1) 村は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、村から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行うものとする。

3 自衛隊災害派遣要請計画

村長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があると認める場合は、知事に対し、本編第3章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、要請依頼を行うものとする。

第3 救助、救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

大規模な火事災害時や重篤な傷病者の発生時における消火・救助・救急活動については、本編第3章第11節「救助計画」、第12節「消防防災ヘリコプターの活用計画」及び第13節「医療及び助産計画」によるものとする。

2 医療活動

大規模な火事災害発生時における医療救護活動については、本編第3章第13節「医療及び助産計画」により実施するものとする。

3 消火活動

応援消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。村は、被災した地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

大規模な火事災害時における緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動については、本編第3章第30節「緊急輸送計画」及び第31節「交通応急対策計画」によるほか、次のとおりとする。

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を制限するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、警察機関、道路管理者等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

大規模な火事災害時における避難収容活動は、本編第3章第10節「避難計画」によるものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への的確な情報伝達活動については、本編第3章第6節「災害広報計画」によるもののほか、次のとおりとする。

1 被災者への情報伝達活動

村及び防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災機関相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

村及び防災機関は、災害発生地の住民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災機関相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

村及び防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

[資料編] 1 1 - 7 災害対策用ヘリコプター降着地適地

[資料編] 1 2 - 4 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

第3節 災害復旧・復興

災害復旧・復興については、第2編第3章復旧・復興計画によるほか次のとおりとする。

第1 迅速な原状復旧の進め方

村及び防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第1編

第8章 林野火災対策計画

第8章 林野火災対策計画

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策については、本計画によるものとする。

第1節 災害予防

第1 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、村は、県と協議して、林野火災特別地域を決定するとともに林野火災特別地域対策事業計画を樹立する等、総合的な林野火災対策の推進に努めるものとする。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、県及び村は、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努めるものとする。

第2 林野火災防止のための情報の充実

火災気象通報等の伝達系統は、本編第3章第4節「情報通信計画」によるものとする。村長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制については、本編第3章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるものとする。

(2) 情報の分析整理

村は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

(3) 通信手段の確保

村及び防災機関は、本編第2章第16節「防災施設等整備計画」及び本編第3章第4節「情報通信計画」に基づき、災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

村及び防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災機関相互の連携体制

林野火災時における防災機関の連携については、本編第3章第3節「防災関係

機関応援計画」によるものとする。

林野火災は、隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、村は、県と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

村は、患者搬送車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に備えるものとする。また、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

村は、防火水槽、貯水槽の整備、河川等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

4 緊急輸送活動関係

警察本部及び村は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

警察本部は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 施設、設備の応急復旧活動関係

村及び防災機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

村は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災機関等の防災訓練の実施

村及び応援消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第4 防災知識の普及等

防災知識の普及等は、本編第2章第8節「防災知識の普及・啓発に関する計画」によるほか次のとおりとする。

林野火災の出火原因の大半が、たき火やたばこ等の不用意な火の取り扱いによるものであり、村は、県等と連携し、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図るものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、本編第3章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」に定めるほか、次のとおりとする。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

村は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を村に連絡する。村及び防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 防災機関の活動体制

林野火災が発生し、また発生するおそれのある場合の各防災機関の活動体制は、本編第3章第1節「活動態勢計画」及び第2節「配備体制及び職員配置計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 村の活動体制

村は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防団、警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

2 広域的な応援体制

林野火災発生時における広域的な応援体制については、本編第2章第15節「広域応援計画」によるほか次のとおりとする。

(1) 村は、災害が広域に及び緊急の必要があり、村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をするものとする。

(2) 村は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、村から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行うものとする。

3 自衛隊災害派遣要請計画

村長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、知事に対し、本編第3章第8節「自衛隊災害派遣要請

計画」に基づき、要請依頼を行うものとする。

第3 救助、救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、本編第3章第11節「救助計画」及び第12節「消防防災ヘリコプターの活用計画」によるものとする。

2 医療活動

林野火災発生時における重篤な傷病者の医療救護活動については、本編第3章第13節「医療及び助産計画」により実施するものとする。

3 消火活動

(1) 消防団等による消火活動

村及び応援消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防団に協力するよう努めるものとする。

(2) 被災地以外の市町村による応援

被災地以外の市町村は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

林野火災発生時の緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動については、本編第3章第30節「緊急輸送計画」及び第31節「交通応急対策計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、警察機関、道路管理者等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

林野火災発生時における避難収容活動は、本編第3章第10節「避難計画」によるものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動

村は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への的確な情報伝達活動については、本編第3章第6節「災害広報計画」によるもののほか、次のとおりとする。

1 被災者への情報伝達活動

村及び防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者に配慮した伝達を行うこととする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災機関相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

村及び防災機関は、災害発生地の住民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災機関相互に通知し情報交換を行うものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

村及び防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第8 二次災害の防止活動

村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

- [資料編] 7— 2 林野火災用空中消火資機材保有状況
- [資料編] 1 1— 7 災害対策用ヘリコプター降着地適地
- [資料編] 1 2— 4 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

第3節 災害復旧

村及び防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

佐那河内村地域防災計画
(第1編 総則・一般災害対策編)

令和3年7月3日修正

発行 佐那河内村防災会議

編集 佐那河内村 総務課

徳島県名東郡佐那河内村下字中辺 71-1

電話 088-679-2113